

平成28年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議録

日時：平成28年8月19日（金）

15:30～17:00

場所：佐倉市役所1号館3階会議室

出席者 委員 覺正会長、阿部副会長、遠藤委員、関根委員、金子委員、
中山委員

事務局 飯島総務部長、須合行政管理課長、川島行政管理班長、飯野主査
補、岩本主任主事

説明者 社会福祉課 片貝主査
危機管理室 渡辺次長、泉水防犯・行政対象暴力班長、林田主査、
中山防災計画班長

傍聴人 なし

審議会開催に先立ち、総務部長よりあいさつがありました。

1 報告

(1) 避難行動要支援者名簿の作成及び提供について

会 長

それでは、報告事項（1）について、事務局より説明をお願いします。

行政管理課

報告事項（1）の避難行動要支援者名簿の作成及び提供について、詳細については担当課より説明がありますが、先に個人情報保護条例の該当条文について説明いたします。お手元の個人情報保護事務の手引17ページをご覧ください。

第7条第3項に「実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。」と規定しており、本人収集の原則を規定しております。また、同29ページをご覧ください。第9条に、「実施機関は、保有個人情報を実施機関以外のものに提供することをしてはならない。」と規定しており、原則として、個人情報を外部に提供してはならないとしております。しかし、いずれの規定にも、「ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」という規定があり、(1)として法令等に定めがあるとき、(2)として本人の同意があるときは、例外として収集及び提供が認められております。

今回、避難行動要支援者名簿の作成及び提供ということで、個人情報を収集して名簿を作成し、市以外の避難支援等関係者に名簿を提供することとしておりますが、これらについては、災害対策基本法に、市は、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を

行うための基礎とする名簿を作成しておかなければならないということと、避難支援等関係者に名簿を提供するものとするとしてされており、名簿の作成及び提供に関する規定があります。また、名簿への掲載や提供に当たっては、ご本人からの申請等に基づいて名簿に掲載し、ご本人の同意を得た上で提供を行っており、保護条例第7条及び第9条に沿った形で行っております。

また、条例第9条第2項に、「実施機関は、各号の規定により外部提供をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない」との規定がございますので、この規定にしたがいまして、今回、報告をさせていただくものです。それでは本件の内容につきましては、社会福祉課及び危機管理室より、説明をさせていただきます。

社会福祉課

避難行動要支援者名簿については、市の中で役割分担をしており、名簿の作成は福祉部、提供については危機管理室で事務を行っております。

避難行動要支援者名簿の作成の背景として、東日本大震災においては、多くの高齢者、障害者等の命が失われましたが、避難行動の支援に際し有効となる名簿の作成については、個人情報保護の制約等から必ずしも十分に進んでいない状況にありました。このことから、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村地域防災計画に定めるところにより、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、避難行動要支援者（災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者）についての避難支援等を実施する基礎とするための避難行動要支援者名簿の作成が市町村長に義務付けられました。また、市町村は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報提供の同意が得られた者の名簿情報を、あらかじめ避難支援等関係者に提供するものとされました。

なお、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供することができるとされています。

これを受け、佐倉市でも、避難行動要支援者名簿の作成と提供の根拠となる佐倉市地域防災計画を平成27年2月に修正し、佐倉市災害時要援護者等対策検討委員会及びその下部組織である部会を通じて、名簿の作成、提供についての具体的な方法について検討、議論を行い、佐倉市避難行動要支援者名簿作成要領及び佐倉市避難行動要支援者避難支援全体計画を策定し、平成27年度末に避難行動要支援者名簿を作成、平成28年度から避難支援等関係者への提供を行っております。

続きまして、名簿の作成について説明いたします。避難行動要支援者名簿に掲載する方の範囲は、佐倉市地域防災計画において「避難行動要支援者名簿に掲載

する者の範囲の基準」を定めており、基準①～⑧のいずれかに該当する方について避難行動要支援者名簿に掲載しております。

①要介護認定者については、要介護認定区分3、4又は5に該当する方、②障害者視覚障害については、1級又は2級 聴覚障害2級から6級等が掲載の対象となります。③高齢者については、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準①に該当しない65歳以上の要支援・要介護認定者で一人暮らし又は高齢者のみ世帯に属する者のうち、本人等からの申出があった方で、市長が避難支援等の必要を認める方が掲載の対象となります。

④難病患者等については、難病患者等であって重症患者の認定を受けている方のうち本人等からの申出があり、市長が避難支援等の必要を認める方、⑤乳幼児については、保護者等からの申出があった方で、市長が避難支援等の必要を認める方、⑥妊産婦については、本人等からの申出があった方で、市長が避難支援等の必要を認める方、⑦外国人については日本語による意思疎通に支障があり、本人等からの申出があり、市長が避難支援等の必要を認める方が掲載の対象となります。⑧その他に上記避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準には該当しないが、日中高齢者のみ世帯等、上記避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準に準じる程度に、災害発生時等において自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のうち、本人等からの申出があり、市長が避難支援等の必要を認める者が掲載の対象となります。

①及び②の対象者については、原則として、全て避難行動要支援者名簿へ掲載され、佐倉市から対象の方に対し個人情報の外部提供に関する同意確認を行います。具体的には、対象者全員に登録通知書と平常時における名簿情報提供についての同意書を発送し、平常時における名簿情報提供についての同意書を提出した者の名簿情報は、避難支援等の実施に必要な限度で、あらかじめ避難支援等関係者に提供されます。避難支援等関係者は、警察、消防組合、民生委員、社会福祉協議会、自治会町内会等となっております。

③から⑧の対象者については、本人等からの申請により、避難行動要支援者名簿へ掲載するものとし、申請時に登録申請書兼平常時における名簿情報提供についての同意書を提出してもらい、その名簿情報は避難支援等の実施に必要な限度で、あらかじめ避難支援等関係者に提供されます。

避難行動要支援者名簿の記載事項は、災害対策基本法により次の事項を記載するものと定められており、①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、⑤電話番号その他の連絡先、⑥避難支援等を必要とする事由があります。⑥については、要介護認定や障害についての情報が記載されます。

避難行動要支援者名簿は年1回の更新を行います。避難行動要支援者名簿作成に関するお知らせについては、区分③から⑧の名簿掲載希望者申請方法等を、こうほう佐倉、ホームページ、自治会回覧等で周知しています。

危機管理室

名簿情報の提供は、災害対策基本法及び佐倉市地域防災計画により、次に掲げる団体等（避難支援等関係者）に提供できるとしております。ただし、全ての避難支援等関係者に一律に提供するものではなく、避難支援等に取り組むことを目的に、提供の申込みがあった避難支援等関係者にのみ提供するとしており、名簿情報の受取りを強制することはありません。

平常時提供可能先として、避難行動要支援者名簿（同意あり）を提供することができる団体等は、佐倉市教育委員会、佐倉市上下水道事業管理者、千葉県警察、佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団、民生委員、社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会、介護保険法に規定する地域包括支援センター、災害対策基本法に規定する自主防災組織、自治会・町内会等、建物の区分所有等に関する法律に規定する区分所有者の団体としております。これらの平常時提供可能先は、同意のある名簿を受け取って相手方と顔見知りになり、コミュニケーションを図りながら災害時に避難誘導等が行えることから、平常時から名簿を提供できる団体となっております。

災害発生時にのみ避難行動要支援者名簿（同意不要）を提供することができる団体等は、上記団体の他に、災害発生後に派遣された自衛隊の部隊、災害発生後に派遣された緊急消防援助隊をはじめとする他の地方公共団体からの応援消防機関、災害発生後に派遣された警察災害派遣隊をはじめとする他の都道府県警察からの応援部隊、災害発生後に避難行動要支援者の安否確認を実施することを目的とした障害者団体等があります。

名簿の提供にあたり、災害対策基本法第49条の13により名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないと規定されており、秘密保持義務が課されています。

避難行動要支援者名簿の提供は、避難支援等の実施に必要な限度において行われるものであり、避難支援等の実施以外の目的に利用することを禁止しています。

具体的には、平常時から名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者が避難行動要支援者と個別に面談すること等を通じて、避難行動要支援者ごとの個別避難計画を策定する、災害発生時において避難行動を支援する、安否確認を実施するといった目的にのみ利用していただくことになります。

このため、名簿情報の提供にあたっては、名簿情報の適正利用及び適正管理を担保するため、名簿提供の申込みのあった避難支援等関係者と佐倉市との間で、名簿情報の提供及び適正管理に関する覚書を締結することとしています。覚書では、名簿情報の漏えい等を防止するため、次の事項等について規定しています。

・避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、提供を受けた名簿情報を利用し、または当該避難支援等関係者以外に提供してはならない。

- ・避難支援等関係者は名簿管理責任者を定め、名簿管理責任者及び名簿保管方法を市に届け出なければならない。

- ・個人情報の安全管理のため、名簿を施錠可能な場所に保管する等必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- ・名簿は紙で提供するものとし、避難支援等関係者は名簿情報を電子データ化してはならない。

- ・使用後又は名簿が不要となった場合は、名簿情報（複製した名簿含む）を市に返却すること。

- ・避難支援等に携わる者又はこれらであった者は要支援者に関して知り得た秘密をもらしてはならない。また、提供を受けなくなった後も同様とする。

また、提供を受けた関係者が適正に名簿を管理するよう、個人情報の取扱いに関する研修を実施するとともに、「個人情報の適正管理チェックシート」により確認を行っていただくこととしております。

研修は、提供を行う避難支援等関係者に応じ必要により実施することとしており、個人情報保護の必要性、関係法令の説明、個人情報の適正な管理、個人情報保護のための厳守事項、秘密保持義務等の内容について研修を行っています。

最後に、現在までの経過について説明いたします。平成28年3月31日に避難行動要支援者名簿を作成し、同年4月1日より提供事務を開始しております。

民生委員・児童委員につきましては、平成28年4月1日に民生委員・児童委員会会長会議にて提供事務に関する説明後、各地区の4月定例会において各民生委員へ説明、希望者には5月定例会以降随時提供をしております。消防団につきましては、4月17日に名簿提供に関する説明を実施いたしました。消防団は検討の結果、今年度については大規模災害時に必要に応じ名簿提供を受けることとし、平常時の名簿は受け取らないということに決定しております。

自治会・町内会等地区代表者及び自主防災組織代表者へは、6月17日に名簿提供の案内文書の発送をいたしました。地区の防災対策の状況が多岐にわたることから、個別対応により随時名簿を提供することとし、現在も相談及び提供業務を継続中です。現在、255自治会・町内会に案内を送っていますが、相談は64件ほど受けております。受け取りまで至っている団体は19団体となっております。民生委員については現在203名おり63名の民生委員が名簿を受け取っております。

佐倉市社会福祉協議会、地域包括支援センターについては、現在、提供方法等について担当者と調整を行っております。千葉県警察、佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市教育委員会、佐倉市上下水道事業管理者へは、提供文書の送付の準備をしている状況です。

会 長

ただ今の報告事項についてご質問はありますか。

委 員

今回の報告事項と直接関係はないかもしれませんが、東日本大震災の避難者は甲状腺がんの検査を受けられると聞いていますが、佐倉市でも検査を受けることはできますか。

社会福祉課

災害の規模や発生場所、被害状況によって対応が異なってきますので、現状ではどちらという断言はできません。

危機管理室

健康状態に関する補助の場合、健康増進課の管轄になると思われますが、現状危機管理室ですと東日本大震災で避難し、佐倉市にお住まいの方に家賃の補助を行っております。

委 員

平常時の名簿提供可能先に災害発生時の提供可能先も含まれるのではないかと。

危機管理室

平常時に提供する名簿は同意の得られている方のみですが、災害発生時に提供する名簿はすべての該当者が記載されており、同意の得られていない方も含まれますが、警察や自衛隊に提供することによって安否確認に使用できるものと考えております。今回作成しました名簿の平常時名簿の登録者数は1,516名、災害時名簿登録者数は1,980名となっています。

委 員

本人から同意が取れない方はどのように対応するのですか。

社会福祉課

ご本人の意思確認ができないような場合については、ご家族に対応してもらう等により対応をしております。

委 員

消防団はなぜ名簿を平常時に受け取らないのか。災害時には受け取れない可能性があるのでは。

危機管理室

平常時に1件ずつ家を周り、個別の避難等について考えることは、普段は別の

仕事をしている消防団には困難であることから、災害時に名簿を提供し、安否確認を実施してもらうこととしています。消防団は危機管理室と密接な関係がありますので、災害時に民生委員等が個人で名簿を取りに来るよりも名簿を受け取れる可能性は高いと考えております。今年度は、名簿が大字、住所でしか分割ができなかったため、消防団の担当地区より大きくなっています。自治会からも自治会外の方の情報は持ちたくないといった意見も出ていますので、今後、自治会ごとの名簿を作ることを目標にしています。自治会ごとの名簿になれば、消防団も名簿を受け取りやすくなると考えております。

委 員

民生委員の中にも担当地区外もあるので、早めに町内会・自治会ごとの作成を作っていただきたい。町内会・自治会が名簿を受け取らないのは、市の説明不足によるところもあるのではないかと。もっと市から町内会・自治会へ働きかけていただきたいと思います。

委 員

名簿の作成について、アパート等に住んでいる方の名簿はどうなっているのか。高齢者の独り暮らしの人の把握はできるのか、また、対応はどうなっているのか。

社会福祉課

例えば独居の高齢者の方が要介護3の場合、避難行動要支援者名簿に登録され、更に同意があれば平常時の名簿にも登録されます。しかし要介護2の場合は、本人からの申し出がなければ名簿への登録はされません。避難行動要支援者名簿は自力で避難できない方を支援することが目的であるため、アパートごとの居住状況の把握はできないのが現状です。

危機管理

市全体の独居の高齢者の把握は困難であり、町内会・自治会単位での対応が必要です。避難行動要支援者名簿が町内会・自治会単位での対応の助けになればと考えております。

委 員

外国人・留学生は自治会・町内会に加入していないケースが多く、また、本人からの申出ができないと思われる。留学生の受入れ学校ごとに避難行動要支援者名簿への登録を申し出ることはできますか。

社会福祉課

学校からの申出は想定していませんでしたが、学校が書類を留学生に渡し、記

入してもらった書類を取りまとめ市に提出する形であれば対応は可能と考えられます。また、現在名簿に外国人の登録はありません。広報課で英語・スペイン語・中国語の広報紙を発行していますので、その中で避難行動要支援者について周知を図っております。

委 員

支援者の名簿を複写した場合、何枚複写したのか報告は市に入るのですか。

危機管理室

複写するたびに書類を提出してもらい、複写した名簿を誰が管理しているのかも書類で提出してもらいます。また名簿の破棄については差し替え時に市が行います。

会 長

個人情報の適正管理に関する研修についても危機管理室から説明をお願いします。

危機管理室

名簿の提供を受けた方には、個人情報の適正管理について、マニュアルに基づいて研修を実施しています。自治会・町内会や自主防災組織等の団体に主に研修を受けていただいています。厳守事項として、名簿の取扱いや支援者の氏名を全員に伝えるのではなく、実際に支援する方だけに伝え、支援者の情報を守るようお願いしています。名簿が自治会全体に渡らないように注意を促しております。

また、独自に作った名簿があり、避難行動要支援者名簿を持つことが負担であるという自治会・町内会については、避難行動要支援者名簿を一時的に貸して独自の名簿と照らし合わせるといった使い方もできる旨を周知しております。また、その際には、独自の名簿も避難行動要支援者名簿と同様に厳密な管理をお願いしております。

会 長

その他ないようでしたら報告事項（１）についてはこれで終了といたします。続きまして、報告事項（２）について説明をお願いします。

危機管理室

報告事項（２）の佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例（案）についてご報告させていただきます。

本報告事項につきましては、平成２７年３月１３日開催の本審議会においてご審議いただき、条例の制定について前向きに進めていただきたいとのご意見をい

ただき、平成27年6月定例会に上程、同年10月1日施行予定の案件でありました。しかし、その後所定の手続によりまして議会への提案を本年8月定例会に行いたいとする期間の変更と、条例の内容に関する変更点についてのご報告をさせていただこうとするものです。

期間の変更となりました所定の手続についてですが、関係課との協議を基に、市内における防犯カメラの設置実態及び防犯カメラの設置等に関する地区代表者に向けてのアンケートの実施、更には他市町村条例の分析等を行いました関係で、今回の上程予定期日の変更報告となった次第であります。

次に資料1(2)の「佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例案について」に基づき内容の説明をさせていただきます。

制定の趣旨ですが、公用地、民有地を問わず、公共の場所に数多くの防犯カメラが設置されている実態を確認した上でアンケートを行い、その結果232団体のうち122団体から、市の助成制度があれば防犯カメラの設置について検討したいとの回答を頂いています。その一方、複数選択可能な設問では、プライバシー保護について不安を感じる等の回答を得ましたことから、今後、犯罪の抑止を目的とした防犯カメラの設置台数の増加が見込まれる一方、公共の場所に向けて設置されている防犯カメラへの不安に対処するためには、防犯カメラの効果を認識しつつ、その設置及び運用に必要となる基準を定めることが、市民等の権利利益の保護を図り、防犯カメラの有用性とのバランスが保たれるものと判断し、本条例の制定の趣旨としております。

次に、制定に当たっての考え方ですが、条例案の対象となるカメラと規制の対象となる団体についての考え方を示しています。

例えば、市が道路などの公共の場所に向けて設置している防犯カメラは、公共的な目的を担うものであり、利用者にとっては防犯カメラによって撮影されることを予見し得ない場合もあることから、その取扱い等についての基準を設けるとともに、設置者側にはその基準が遵守されるべきであると考えています。「公共的な目的」に関しましては、自治会や商店会の設置する防犯カメラも公共的な目的を含んでいるものと考えられることから、市と同等の義務を課すべきと判断しました。

また、その他の民有地に設置されるカメラに関しては、自らの生命や財産又は営業利益を含めた財産を守るための、いわゆる「私的自治」の範疇であり、私人間の問題として対応されるべきと判断しています。このようなことから、本条例で規制の対象とするものは、市・自治会・町内会・区、商店会としています。

次に「条例の概要」ですが、条例の項目及び内容のとおりとなっております。特出して説明させていただくものとしては、条例の対象となる防犯カメラは、道路、公園等の公共の場所に向けられ、録画機能を有するものとしています。

中でも、市が設置する場合は、管理責任者及び取扱担当者を置くこと、及び設置運用基準を遵守するものとしております。届出対象団体は、自治会・町内会・

区・商店会等としています。この届出団体の義務としては、防犯カメラの設置・管理・運用等を項目とした設置運用基準の作成、届出等としています。また、勧告、公表、苦情への対応については、資料のとおりの内容としております。

次に、平成27年3月に諮らせていただいた骨子と、今回の条例骨子の主な変更点についてです。公共の場所の定義について、鉄道の駅の自由通路を条例の対象としていましたが、その後の検討により、私的自治の範囲に該当する部分を除外しました。市の責務、市民の役割、市による設置運用基準の制定についてですが、市も他の届出団体と同様に設置運用基準を制定及び遵守し、市民等に対しては、条例に関する必要な情報を提供する、との項目を追加し、市民の役割については、市が施行する条例を理解し、協力していただく旨も追加させていただきました。

次に、届出団体ですが、前回の骨子では「市」も届出団体としておりましたが、自ら届出をすること自体に矛盾が発生すると考え、届出から外しました。そのため、市による設置運用基準の制定を規定し、同基準を遵守するとしています。

設置運用基準に定める事項及び映像データ関係についてですが、それぞれの設置の機器的環境や管理体制に温度差があるため、市からガイドラインを示した上で情報提供や援助を行い、市民等の個人の権利利益の保護を図っていただくこととしています。最後に防犯カメラ等の取扱いに関しては、指定管理者や市から防犯カメラの管理運用を委託等されたものも、カメラ等の取扱いができる旨を追加しております。

会 長

ただ今報告いただいた事項について、ご質問等がありますか。

委員

防犯カメラという名称を使用しているが、監視カメラとは異なるのですか。

危機管理室

調査を行った結果、防犯カメラという名称を使用するという判断をしました。確かに以前は監視カメラという名称も使われていましたが、防犯目的や犯罪の抑止を目的としていることから、防犯カメラという名称を一般的に使っているものと考えております。

委員

防犯カメラを設置しただけでは個人情報にあまり関係せず、実際に映像を確認する段階等で初めて、個人情報に関係してくると思われそうですが、映像を開示する手続はどのようなになっているのですか。

危機管理室

法令に基づくような場合、例えば刑事事件が発生した際に、付近に防犯カメラがあるためその映像の開示を求められたような場合には、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会書を警察から出してもらっています。その後、画像が映っているのかいないのかを立会いの下確認し、映っていることが確認できた段階で、更に画像の提供依頼を警察からもらい、管理者から画像のコピーを渡しています。

そのほか本人が同意した場合、例えば民事、刑事問わず事件の当事者となった場合など、自分がその場にいた事実を証明するために、本人から画像の提供を求められる場合が考えられます。本人であることの確認が取れば、所定の手続により開示することが可能と考えています。

次に、個人の生命、身体、財産を保護するために緊急性があり、カメラの画像を提供しなければならない場合などは外部に提供する可能性があります。

会 長

そのほかご質問等はよろしいでしょうか。本件については、過去に審議した経緯がありますので、なければ報告事項（３）について、事務局より説明をお願いします。

行政管理課

資料１（３）－１の平成２７年度佐倉市情報公開制度実施状況報告書に基づき報告いたします。平成２７年度の開示請求の処理状況ですが、述べ６１人の方から１７３件の公文書について開示請求がありました。開示の内容については、全部開示が８７件、部分開示が７９件で開示した文書の合計は１６６件となっております。そのほか不存在が４件、取下げが３件となっております。

実施機関別開示請求に係る公文書の主な内容及び件数ですが、市長部局で１２６件、上下水道事業管理者１４件、議会事務局３件、選挙管理委員会２２件、教育委員会８件で、合計１７３件という状況になっております。主なものとしては、選挙管理委員会事務局の統一地方選挙に関する文書等が２２件、企画政策部において自動車賃借料に関する文書が２０件ございました。

不開示理由別内訳ですが、部分開示及び不開示となった事例は８３件ございます。不開示の理由ですが、個人情報によるものが７０件、次いで法人等情報が６０件となっております。その他第４号の公共安全等情報が１１件、第６号の事務事業執行情報が３件というような内訳になっております。開示請求者の状況ですが６１人の方から請求があり、請求者の内訳は、市内にお住まいの方が２７人、市外の方が６人、法人等が２８件という内訳となっております。

情報公開審査委員に対する不服の申出は、平成２７年度は不服の申出が１件ありましたが、その後本人より取り下げられております。相談・要望等はありませんでした。

市政情報の公表ですが、市政情報の公表に関する要綱第3条各号に該当するものとして、356件の市政に関する情報を公表しています。主な内容として一番多いものは、12号その他の市長ダイアリー、会議録等が228件です。その他は、市の主要事業、環境、保健衛生等に関する情報が主な内容として挙げられます。公表の方法ですが、市政資料室に配架しているものが238件、ホームページで周知しているものが231件という状況となっております。

審議会等の会議の公開に関する運用状況は、平成27年度におきましては、66の審議会等が124回の会議を開催しております。公開した会議の回数は109回、非公開とした会議の回数は10回です。その他に6の審議会から会議において個人情報を取り扱うこと等を理由として非公開とする旨の決定書が提出されております。これらの審議会等の会議の回数は258回あり、うち238回が介護認定審査会となっております。市政資料室の利用状況ですが、平成27年度は4,677人の方に利用されております。

続いて、平成27年度情報公開制度実施状況報告書の資料編がございますが、具体的な開示請求の処理状況一覧等が記載されており、開示請求の実施状況について、平成8年度から平成27年度までの請求件数を載せております。平成26年度と比較しますと、平成26年度が請求件数98件、公文書件数337件でしたが、平成27年度の請求件数61件、公文書件数173件ということで、件数が減少しております。平成28年度につきましては、7月末現在の段階で開示請求の件数は93件となっております。内訳については、市長の公用車に関する文書が63件で全体の約67%を占めております。その他、公表情報一覧表についての具体的な内容等を掲載しております。情報公開制度の実施状況報告につきましては以上です。

会 長

ただ今の件に関してご質問等はございますか。

委 員

情報公開の件数の減少について理由等はあるのですか。

行政管理課

情報公開の件数は年度によって異なっております。当時の時事的な問題等に関連して請求される文書等も異なっておりますので、年度によっての傾向はつかみにくい状況です。

会 長

それでは次の報告事項（4）について、事務局より説明をお願いします。

行政管理課

平成27年度個人情報保護制度運用状況報告書について報告させていただきます。保有個人情報取扱事務の届出等についてですが、平成27年度末の保有個人情報取扱事務総数は638件です。内訳は、福祉部が115件と一番多くなっています。保有個人情報取扱事務の届出事項は、戸籍的事項が638件中637件で99.8%となっております。保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況について、平成27年度に行われた目的外利用は11件です。なお、経常的な目的外利用として届け出られているものは除かれています。

保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について、平成27年度において実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る外部提供は275件です。主な外部提供先については、警察署が155件となっており、刑事訴訟法第197条第2項による照会となっております。

保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求の件数並びにその処理状況ですが、平成27年度は23人の方から開示請求がありました。請求件数23件に対し、公文書の件数は29件であり、全部開示が23件、部分開示が5件、取下げが1件となっております。訂正及び利用停止請求の件数及びその処理状況については、平成27年度はありませんでした。

個人情報保護委員に対する不服の申出ですが、平成27年度はありませんでした。また、資料編の中で、外部提供の状況や、目的外利用の状況について一覧を掲載しており、個人情報保護制度の運用状況についても、平成17年度からの実績を掲載しております。

会 長

ただ今の件についてご質問等がありますか。

ないようでしたら、本日の報告事項(1)から(4)までのすべてを終了いたしましたので、これで平成28年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。

1 (1) 避難行動要支援者名簿の作成及び提供について

1 避難行動要支援者名簿作成等に係る背景等

東日本大震災においては、多くの高齢者、障害者等の命が失われましたが、避難行動の支援に際し有効となる名簿の作成については、個人情報保護の制約等から、必ずしも十分に進んでいない状況にありました。

このことから、国は、平成 25 年 6 月に災害対策基本法を改正し、市町村地域防災計画に定めるところにより、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、避難行動要支援者（災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者）についての避難支援等を実施する基礎とするための避難行動要支援者名簿の作成が市町村長に義務づけられました。

また、市町村は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報提供の同意が得られた者の名簿情報を、あらかじめ避難支援等関係者に提供するものとされました。

なお、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供することができるとされています。

これを受け、佐倉市でも、避難行動要支援者名簿の作成と提供の根拠となる佐倉市地域防災計画を平成 27 年 2 月に修正し、佐倉市災害時要援護者等対策検討委員会及び、その下部組織である部会を通じて、名簿の作成、提供についての具体的な方法について検討、議論を行い、佐倉市避難行動要支援者名簿作成要領及び佐倉市避難行動要支援者避難支援全体計画を策定し、平成 27 年度末に避難行動要支援者名簿を作成し、平成 28 年度から避難支援等関係者への提供を行っています。

2 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 名簿に掲載する者の範囲について

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、佐倉市地域防災計画において「避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準」を定めており、同基準のいずれかに該当する方について、避難行動要支援者名簿に掲載しております。

【避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準】

区分		掲載要件等	
①	要介護認定者	要介護認定区分 3、4 又は 5	
②	障害者	視覚障害	1 級又は 2 級
		聴覚障害	2 級から 6 級
		上肢機能障害	1 級又は 2 級
		下肢機能障害	1 級又は 2 級
		体幹機能障害	1 級、2 級又は 3 級
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能障害	1 級から 6 級
		乳幼児以前の非進行性の脳病変による移動機能障害	1 級から 6 級
		呼吸器機能障害	1 級又は 3 級
		心臓機能障害	1 級又は 3 級
		精神障害	1 級
		知的障害	㊤又は A

		障害支援区分 4、5 又は 6
③	高齢者	避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準①に該当しない 65 歳以上の要支援・要介護認定者で一人暮らし又は高齢者のみ世帯に属する者のうち、本人等からの申出があった者で、市長が避難支援等の必要を認める者
④	難病患者等	難病患者等のうち、重症患者の認定を受けている者のうち、本人等からの申出があった者で、市長が避難支援等の必要を認める者
⑤	乳幼児	保護者等からの申出があった者で、市長が避難支援等の必要を認める者
⑥	妊産婦	本人等からの申出があった者で、市長が避難支援等の必要を認める者
⑦	外国人	日本語による意思疎通に支障があり、本人等からの申出があった者で、市長が避難支援等の必要を認める者
⑧	その他	上記避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準には該当しないが、日中高齢者のみ世帯等、上記避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準に準じる程度に、災害発生時等において自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のうち、本人等からの申出があった者で、市長が避難支援等の必要を認める者

①及び②の対象者については、原則として、全て避難行動要支援者名簿へ掲載され、佐倉市から対象の方に対し個人情報の外部提供に関する同意確認を行います。具体的には、対象者全員に登録通知書と平常時における名簿情報提供についての同意書を発送し、平常時における名簿情報提供についての同意書を提出した者の名簿情報は、避難支援等の実施に必要な限度で、あらかじめ避難支援等関係者に提供されます。

③から⑧の対象者については、本人等からの申請により、避難行動要支援者名簿へ掲載するものとし、申請時に登録申請書兼平常時における名簿情報提供についての同意書を提出してもらい、その名簿情報は避難支援等の実施に必要な限度で、あらかじめ避難支援等関係者に提供されます。

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項について

避難行動要支援者名簿の記載事項は、災害対策基本法により次の事項を記載するものと定められています。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由

※避難行動要支援者名簿は年 1 回の更新を行います。

※避難行動要支援者名簿作成に関するお知らせ、区分③から⑧の名簿掲載希望者申請方法等については、こうほう佐倉、ホームページ、自治会等回覧で周知しています。

3 避難行動要支援者名簿の提供

名簿情報の提供は、災害対策基本法及び佐倉市地域防災計画により、以下に掲げる団体等（避難支援等関係者）に提供することができるとしています。ただし、全ての避難支援等関係者に一律に提供するものではなく、避難支援等に取り組むことを目的に、提供の申込みがあった避難支援等関係者にのみ提供するものとし、名簿情報の受取りを強制することはありません。

(1) 平常時から避難行動要支援者名簿（同意あり）を提供することができる団体等

平常時提供可能先	・佐倉市教育委員会 ・佐倉市上下水道事業管理者（上下水道部） ・千葉県警察 ・佐倉市八街市酒々井町消防組合 ・佐倉市消防団 ・民生委員法に規定する民生委員 ・社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会 ・介護保険法に規定する地域包括支援センター ・災害対策基本法に規定する自主防災組織 ・自治会・町内会等 ・建物の区分所有等に関する法律に規定する区分所有者の団体
----------	--

(2) 災害発生時に避難行動要支援者名簿（同意不要）を提供することができる団体等

災害発生時提供可能先	・佐倉市教育委員会 ・佐倉市上下水道事業管理者（上下水道部） ・千葉県警察 ・佐倉市八街市酒々井町消防組合 ・佐倉市消防団 ・民生委員法に規定する民生委員 ・社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会 ・介護保険法に規定する地域包括支援センター ・災害対策基本法に規定する自主防災組織 ・自治会・町内会等 ・建物の区分所有等に関する法律に規定する区分所有者の団体 ・災害発生後に派遣された自衛隊の部隊 ・災害発生後に派遣された緊急消防援助隊をはじめとする他の地方公共団体からの応援消防機関 ・災害発生後に派遣された警察災害派遣隊をはじめとする他の都道府県警察からの応援部隊 ・災害発生後に避難行動要支援者の安否確認を実施することを目的とした障害者団体等
------------	---

4 個人情報の保護について

災害対策基本法第49条の13により、名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないと規定されており、秘密保持義務が課されています。

避難行動要支援者名簿の提供は、「避難支援等の実施に必要な限度」において行われるものであり、避難支援等の実施以外の目的に利用することを禁止しています。

具体的には、平常時から名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者が避難行動要支援者と個別に面談すること等を通じて、避難行動要支援者ごとの個別避難計画を策定する、災害発生時において避難行動を支援する、安否確認を実施するといった目的にのみ利用していただくことになります。

このため、名簿情報の提供にあたっては、名簿情報の適正利用及び適正管理を担保するため、名簿提供の申込みのあった避難支援等関係者と佐倉市の間で、「名簿情報の提供及び適正管理に関する覚書」を締結することとしています。覚書では、名簿情報の漏えい等を防止するため、次の事項等について規定しています。

覚書に定める事項	・避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、提供を受けた名簿情報を利用し、または当該避難支援等関係者以外に提供してはならない。 ・避難支援等関係者は名簿管理責任者を定め、名簿管理責任者及び名簿保管方法を市に届け出なければならない。 ・個人情報の安全管理のため、名簿を施錠可能な場所に保管する等必要かつ適切な措置を講じなければならない。 ・名簿は紙で提供するものとし、避難支援等関係者は名簿情報を電子データ化してはならない。 ・使用後又は名簿が不要となった場合は、名簿情報（複製した名簿含む）を市に返却すること。 ・避難支援等に携わる者又はこれらであった者は要支援者に関して知り得た秘密をもらしてはならない。また、提供を受けなくなった後も同様とする。
----------	---

また、提供を受けた関係者が適正に名簿を管理するよう、個人情報の取扱いに関する研修を実施するとともに、「個人情報の適正管理チェックシート」により確認を行っていたこととしております。

研修は、提供を行う避難支援等関係者に応じ必要により実施することとしており、個人情報保護の必要性、関係法令の説明、個人情報の適正な管理、個人情報保護のための厳守事項、秘密保持義務等の内容について研修を行っています。

5 避難行動要支援者名簿の提供の経過について

平成28年3月31日に避難行動要支援者名簿が作成され、同年4月1日より提供事務を開始しております。

民生委員・児童委員につきましては、平成28年4月1日に民生委員・児童委員会長会議にて提供事務に関する説明後、各地区の4月定例会において各民生委員へ説明、希望者には5月定例会以降随時提供をしております。

消防団につきましては、4月17日に名簿提供に関する説明を実施いたしました。消防団は検討により、今年度については大規模災害時に必要に応じ名簿提供を受けることとし、平常時の名簿は受け取らないということに決定しております。

自治会・町内会等地区代表者及び自主防災組織代表者へは、6月17日に名簿提供の案内文書の発送をいたしました。地区の防災対策の状況が多岐にわたることから、個別対応にて随時名簿を提供することとし、現在も相談及び提供業務を継続中です。

佐倉市社会福祉協議会、地域包括支援センターにつきましては、現在、提供方法等について担当者と調整を行っております。

千葉県警察、佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市教育委員会、佐倉市上下水道事業管理者へは、提供文書の送付の準備をしている状況です。

【参考】

災害対策基本法

(避難行動要支援者名簿の作成)

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第1項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

(名簿情報の利用及び提供)

第49条の11 略

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

個人情報 の 適正管理について

< 個人情報取扱研修 >

佐倉市 危機管理室

目次

1. 個人情報保護の必要性	P. 1
2. 個人情報保護と法令	P. 3
(1) 災害対策基本法	P. 3
(2) 個人情報の保護に関する法律	P. 4
(3) 民法	P. 5
3. 個人情報の範囲	P. 6
4. 個人情報の適正な管理	P. 7
(1) 盗難・紛失の防止	P. 7
(2) データ管理の強化	P. 8
(3) 確実な廃棄・消去	P. 9
5. 重要事項のまとめ	P.11
(1) 個人情報を保護するために厳守していただきたい事項	P.11
(2) 秘密保持義務	P.11

《巻末資料》

- ・ 個人情報の適正管理チェックシート①
- ・ 個人情報の適正管理チェックシート②
- ・ 個人情報の適正管理チェックシート③
- ・ 個人情報の適正管理チェックシート④
- ・ 避難行動要支援者名簿 持出し等使用記録



個人情報保護の必要性

「一人暮らし」や「資産がある」など、様々な面から個人のプロフィールを表現したものが「個人情報」です。犯罪者にとっては、ターゲットを選定するための格好のネタです。もし個人情報が流出すれば、犯罪に悪用されるおそれもあります。

振り込め詐欺だけではなく、以下に示したように、事業者や行政機関の個人情報が悪用された例が全国各地にあります。こうした犯罪への悪用を防ぐことが、個人情報保護の目的の一つです。

【参考】個人情報が犯罪に悪用された例

殺人事件

【長野県】

- ・有線放送農協の加入者名簿をもとに、一人暮らしの高齢者3人を強殺した。

【神奈川県逗子市】

- ・市役所の住所情報をストーカーが入手し、女性を殺害した。

誘拐事件

【神奈川県厚木市】

- ・市役所から聞き出した世帯情報をもとに、親戚になりすまして幼稚園児を誘拐した。

窃盗事件

【全国各地】

- ・信販会社の個人情報を入手し、インターネットショッピングで商品を購入し買取業者に売却した。

【三重県】

- ・幼稚園の世帯情報を盗み出し、園児世帯に空き巣に入った。

たとえ犯罪に悪用されなくても、個人情報が流出すると、流出した名簿に記載されている人への連絡や謝罪などの事後処理に追われます。また、裁判で個人情報のずさんな管理の責任を問われる場合もあります。裁判費用や慰謝料など、経済的損失は小さくありません。いずれも適正な管理をしていれば不要なコストです。

【参考】個人情報漏えいに関する民事事件の裁判例

宇治市住民基本台帳漏洩事件（最高裁判決平成 14 年 7 月 11 日）
宇治市が、住民基本台帳を利用した乳幼児検診システムの開発を民間業者に委託したところ、再々委託先のアルバイト従業員が住民 21 万人分の台帳をコピーして名簿業者に渡した事案において、住民一人あたり 1 万円の損害賠償を認めた。
早稲田大学江沢民名簿提出事件（最高裁判決平成 15 年 9 月 12 日）
早稲田大学が江沢民の講演会出席者名簿を警視庁に提出した事案において、裁判所は、出席者に具体的な不利益は発生しておらず、また目的の正当性、開示の有用性、必要性が認められるとしながらも、一人あたり 5 千円の損害賠償を認めた。
大州市情報公開条例事件（松山地裁判決平成 15 年 10 月 3 日）
大州市が、情報公開条例に基づき住民投票条例の制定を求めて署名を提出した市民の名簿（氏名、住所、生年月日）を公開した事案において、裁判所は、政治的信条に関わるセンシティブ性の高い情報を含んでおり、情報を公開された個人が蒙る不利益の程度が重大であるとして、一人あたり 5 万円の損害賠償を認めた。
北海道警察漏洩事件（札幌地裁判決平成 17 年 4 月 28 日）
北海道警察の巡査らによって現行犯逮捕された少年の捜査関係文書が、同巡査の私有パソコンからインターネットを通じて外部流出した事案で、裁判所は、情報流出により人格権に基づくプライバシー権が侵害されたとして 40 万円の損害賠償を認めた。

個人情報漏えいに関する民事事件の裁判の例を見ていきますと、まず、損害賠償額の算定については、その漏えいした人の行為態様や被害状況などが詳細に検討されていることが伺われます。そして、個人情報の漏えい事件について、プライバシー侵害、名誉・信用毀損などの不法行為、営業秘密の漏えいによる不正競争防止法違反、守秘義務違反など、様々な民事上の法律構成により漏えいした人の責任が問われます。



2 個人情報保護と法令

(1) 災害対策基本法

平成25年6月、国は災害対策基本法を改正するとともに、これまでの「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を全面的に改定し、同年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定しました。この中で、市町村は、当該市町村に居住する避難行動要支援者の把握に努めること及び避難支援等を行うための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成することが義務付けられました。

また、改正された災害対策基本法では、市町村が作成した避難行動要支援者名簿を自主防災組織や自治会などの避難支援等関係者へ提供することについて、以下のように定められています。

【参考】災害対策基本法

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第49条の12 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画に定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護に関する法律

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に関して、自主防災組織や自治会で配慮が必要だと思われる事項は、次のとおりです。

【参考】個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）の概要

①個人情報の利用目的の特定（第15条）

個人情報の利用目的をできるだけ特定しなければならない。

②目的外利用の禁止（第16条）

特定の利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

③適正な取得（第17条）

偽りその他不当な手段により個人情報を取得してはならない。

④取得時の利用目的の通知等（第18条）

個人情報を取得したときは、速やかに本人に利用目的を通知又は公表しなければならない。本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない。

⑤データ内容の正確性の確保（第19条）

利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データを正確かつ細心の内容に保つように努めなければならない。

⑥安全管理措置（第20条）

個人データの漏えいや滅失等を防ぐため、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。

⑦第三者提供の制限（第23条）

次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、本人以外の者（第三者）に個人データを提供してはならない。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
- ・公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合
- ・国等に協力する場合

(3) 民法

自主防災組織や自治会の構成員等、職務としてではなく善意に基づき無償で避難支援等に携わる人について、名簿情報の受領については、災害対策基本法をはじめとする法令において、基本的に守秘義務違反に対する罰則規定は設けられていません。しかしながら、名簿情報が漏えいし、民法第709条に基づく損害賠償訴訟が提起された場合には、災害対策基本法第49条の13による秘密保持義務違反が不法行為責任の認定根拠となり得る（いわゆる民事罰が適用される）ことから、秘密保持義務違反がないよう十分な留意が必要となります。

【参考】民法第709条

(不法行為による損害賠償)

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。



3 個人情報の範囲

保護すべき個人情報について、日本の制度は「個人識別」型で定義しています。以下の「個人情報保護法」のように、「特定の個人が識別されるもの」を個人情報として保護の対象にするのが「個人識別」型です。

なお、法律は「生存する個人に関する情報」との制限がありますが、死者の個人情報を遺族に関する個人情報とみなして対象とすべき場合もあります。

【参考】個人情報保護に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより個人を識別することとなるものを含む。）をいう。

「特定の個人を識別することができるもの」については、「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」において、以下のように例示されています。

【参考】個人情報に該当する例

- ・ 本人の氏名
- ・ 生年月日、連絡先、（住所・居所・電話番号・メールアドレス）、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報
- ・ 防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報
- ・ 特定の個人を識別できる情報が記載されていなくても、周知の情報を補って認識することにより特定の個人を識別できる情報
- ・ 雇用管理情報（会社が従業員を評価した情報を含む。）

（出典）個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン

(1) 盗難・紛失の防止

消費者庁によると、平成25年（2013年）に発生した漏えい事故のうち紙媒体が191件（52.2%）、電子媒体が168件（45.9%）となっています。これはコンピュータ等のデータ保護だけでなく、日常的に取り扱う文書の保護も大切であることを物語っています。

【参考】盗難・紛失の例

	概 要	原 因
盗 難	訪問介護サービス利用者の個人情報（氏名、住所、電話番号、要介護度など）を記載した書類を盗まれた。	ヘルパーが訪問時に使用した車の中に、書類の入ったバッグを放置したところ、窓ガラスが割られてバッグを盗まれた。
	介護予防サービス支援計画表の下書き（利用者名、要支援度、認定日、認定機関等）が入った手提げ袋を盗まれた。	個人情報の持出禁止が徹底しておらず、従業員が帰宅途中にバイクによるひったくりにあった。
紛 失	イベント来場者の個人情報（氏名、住所、電話番号など）を含むアンケート約500枚を紛失した。	従業員が内容確認のため持ち出した際に、手提げ袋に入れたまま電車の網棚に置き忘れた。
	資産運用セミナー用のダイレクトメール（氏名、住所、電話番号、年齢、預金残高及び債権残高）40人分を紛失した。	信用金庫本部から支援に文書を送付した際に、不要な書類の中に混入し、廃棄されたと思われる。

保管場所から個人情報盗難される例もありますが、盗難・紛失事故の多くは、保管場所から外部に持ち出したときに発生しています。未然防止には個人情報を持ち出さないことが一番です。

提供された名簿を金庫など施錠可能な場所に保管することは当然ですが、自主防災組織や自治会の中で、名簿の持ち出しの原則禁止と例外的に保管場所から持ち出すときの手続きと注意事項などのルールを定め、周知徹底することをお勧めします。

（２）データ管理の強化

「佐倉市地域防災計画」や「佐倉市避難行動要支援者避難支援全体計画」において、提供された名簿をパーソナルコンピュータなどで電子データ化することを禁止していますが、自主防災組織や自治会において、名簿に掲載されている情報をもとに作成した「避難支援個別計画」については、電子データ化の禁止等に関する規定はありません。

パーソナルコンピュータ等で作成・保存した避難支援個別計画についても、紙媒体で提供された名簿と同様に、適切な管理に努めなければなりません。

【参考】データ化された個人情報の漏えい事故例

- ・メールの一斉送信や誤送信に関する個人情報漏えい事故
- ・USBメモリやパソコンに記録した個人情報の紛失・盗難事故
- ・インターネット上に個人情報が流出した事故
- ・個人情報の廃棄や消去、再利用などに関する事故
- ・不正アクセス・不正ログインによる個人情報の漏えい事故

メールやインターネットを日常的に使用することにより、データが漏えいするリスクも増大しています。電子媒体による漏えいの最大の特徴は、事故１件あたりの漏えい人数・件数の大きさです。このことは、事故にかかわる事後処理コストの増大を意味します。また、不注意による漏えいも多く、文書の盗難・紛失と同様に、日常的な注意喚起が重要です。

【参考】自主防災組織や自治会内で統一したルールを策定することが望ましい事案例

- ・市から提供された名簿（複製を含む。）のパソコン等による電子データ化禁止の周知徹底
- ・作成した避難支援プラン（個別計画）をパソコンなどの誤操作したことにより、誤った情報を記録・保存してしまうことの予防・防止
- ・パソコンやUSBメモリなどのウィルス感染の予防・防止
- ・作成した避難支援プラン（個別計画）を保存しているパソコンやファイルのパスワード設定
- ・避難支援に携わらない人が、市から提供された名簿や避難支援プラン（個別計画）を閲覧できないような措置・対策
- ・その他のデータ管理の強化に必要なと思われる措置・対策

(3) 確実な廃棄・消去

個人情報記録した文書（紙媒体）は、シュレッダー処理や溶解処理など確実に廃棄しなければなりません。しかし、不注意から、何の処理もせずに一般ゴミ又は資源ゴミとして捨てられる例や、書き損じた書類やコンピュータの出力用紙を「裏紙」として再利用して、個人情報外部に流出した例もあります。

また、個人情報等を保存したパソコンの廃棄にかかわる情報漏えい事故の例も少なくありません。

【参考】廃棄・消去に関する個人情報の漏えい事故例

事故の概要	原因
居宅介護支援事務所が出したと思われる多量の個人情報を含む書類がゴミ集積場に捨てられていた。	ケアプラン作成中などに書き損じた書類等をそのまま地域のゴミ集積場に廃棄した。
患者の個人情報記載されたリストが、ゴミ集積場に廃棄されていた。	看護師が患者情報を確認するために自宅へ持ち帰り、誤って廃棄した。
病院の診療報酬明細書・中間レセプト（下書き）がゴミ集積場に廃棄されていた。	従業員が事務処理の勉強のために自宅へ持ち帰り、家庭ゴミとして廃棄した。
学術研究機関がリース契約していたパソコンが、契約終了により回収された後、転売され、内部に記録された個人情報漏えいした。	リース会社から記録媒体の粉碎処理を委託された廃棄物処理事業者の従業員が、パソコンを持出し、インターネットオークションで転売した。

個人情報の持ち出しやデータ管理に関するルールと併せて、個人情報の廃棄・消去についてもルールを定めることも、自主防災組織や自治会内で検討してください。

【参考】自主防災組織や自治会内で統一したルールを策定することが望ましい事案例

データの保存方法	事案	廃棄・消去の方法
紙	不要になった個別計画や、作成中又は書き損じた個別計画を廃棄する	シュレッダー処理後に廃棄
パソコン内ハードディスク	パソコンを廃棄する	内蔵されているハードディスクを物理的に破壊した後に廃棄
	パソコンを買い替えるため、使用中のパソコンを下取りに出したり、中古販売店に売ったりする	データ消去ソフトなどを使ってデータを読み取れなくした後に、使用していたパソコンを手放す
	リース契約期間が満了し、使用中のパソコンを返却し、新しいパソコンを借りることになった	データが消去できていることを業者に確認してもらう
USBメモリなどの記録媒体	個別計画などのデータを容量の大きい記録媒体に移し替え、使用していたUSBメモリや磁気ディスクなどを廃棄する	物理的に破壊した後に廃棄



重要事項のまとめ

(1) 個人情報保護のために厳守していただきたい事項

- ◆ 組織内部で名簿情報を取り扱う者を限定すること
- ◆ 組織の代表者や名簿情報を取り扱う者が変更となった場合には、後任者又は新規に名簿情報を取り扱うこととなった者に確実に名簿の引継ぎを行うとともに、名簿情報の管理について、周知徹底をはかること
- ◆ 組織の代表者や名簿情報を取り扱う者が変更となった場合には、その都度、市に報告すること
- ◆ 必要以上に名簿情報の複製を禁止すること
- ◆ 名簿情報を複製した場合には、市に報告すること
- ◆ 名簿情報（複製した名簿を含む。）の保管場所及び保管方法を指定すること
- ◆ 名簿情報（複製した名簿を含む。）の取り扱い状況を定期的に市に報告すること
- ◆ 使用後又は名簿が不要となった場合は、名簿情報（複製した名簿を含む。）を市に返却すること
- ◆ 名簿情報（複製した名簿を含む。）を避難支援以外等の目的のためには使用しないこと（避難支援等に関係のない第三者に名簿情報を漏らすことを含む。）

(2) 秘密保持義務

避難行動要支援者名簿に記載された名簿情報は、避難行動要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い秘密を含むものであることから、災害対策基本法第49条の13では、秘密保持義務について規定がなされている（3ページ「【参考】災害対策基本法」参照）。

秘密保持義務を果たすため、市及び名簿情報の適正管理に関する覚書を締結した団体等は、平常時、災害発生時等に関わらず、名簿情報の適正管理を行わなければならない。

①秘密保持義務の対象者

災害対策基本法第49条の11第2項又は第3項の規定により、市から名簿情報の提供を受けた者又は名簿情報の提供を受けた団体職員等であって、実際に名簿を取得した者となる。

つまり、秘密保持義務が課される対象者とは、市から直接、名簿情報

の提供を受けた法人や団体ではなく、これらの法人や団体において、実際に名簿情報を取り扱う役員又は職員、構成員に対して、義務が課される。

②秘密保持義務の内容

市から直接または間接に名簿情報の提供を受けた個人について、名簿情報の提供によって知り得た避難行動要支援者に関する秘密を、将来にわたり正当な理由なく他者に漏らさないことである。

③秘密保持義務が課される期間

名簿情報を活用した避難支援等を行う立場にあった間はもとより、これらの立場を退いた後についても、引き続き課されるものである。つまり、名簿情報を受け取った以降、一生涯にわたり課され続けることとなる。

④秘密保持義務の対象となる秘密

一般に『非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものをいう。』と解されており（最判昭和52年12月19日）、災害対策基本法に定める避難行動要支援者に関しては、心身の機能の障害に関する情報や疾病その他の健康状態に関する情報等が典型的に該当するものと考えられる。また、名簿情報として直接的に知り得たこれらの秘密に加え、名簿情報を利用した避難支援等の活動に携わる中で知り得た非公知の情報である家庭環境、人種、国籍、門地、信条等も秘密に該当する。

⑤秘密保持義務の違反

市から直接または間接に名簿情報の提供を受けた個人が、名簿情報それ自体及び名簿情報を利用した避難支援等の活動に携わる中で知り得た非公知の情報を正当な理由なく他者に漏らした場合、秘密保持義務違反となり、罰則等が課されることとなる。

⑥秘密保持義務違反の内容

具体的には、一般的な名簿情報等の漏えいはもとより、市及び避難行動要支援者名簿に掲載された者の関知しない者に独断で名簿情報を提供すること、名簿情報を避難行動要支援者に対する避難支援等とは関係な

い事業等に転用することが秘密保持義務違反に該当する。

⑦秘密保持義務違反による罰則等

災害対策基本法それ自体において、罰則規定は設けられていない。自主防災組織や自治会等の構成員等、職務としてではなく善意に基づき無償で避難支援等に携わる者については、名簿情報の受領については、災害対策基本法をはじめとする法令において、基本的に秘密保持義務違反に対する罰則規定は設けられていないが、名簿情報が漏えいし、民法第709条に基づく損害賠償請求訴訟が提起された場合には、災害対策基本法第49条の13による秘密保持義務違反が不法行為責任の認定根拠となり得る（いわゆる民事罰が適用される）ことから、秘密保持義務違反がないよう十分な留意が必要である。

⑧秘密保持義務の適用除外

災害対策基本法第49条の13による秘密保持義務の対象となるのは、名簿情報の提供を受けたことによって直接または間接に知り得た秘密である。

したがって、災害対策基本法に基づく名簿情報の提供を受ける以前から地縁関係等を通じて同様の事実をすでに知っていた場合や災害対策基本法に基づく名簿情報の提供を受けず、自主防災組織や自治会等で独自に収集し、作成した名簿等の情報は、災害対策基本法第49条の13による秘密保持義務の対象とはならない。ただし、自主防災組織や自治会等で独自に収集し、作成した名簿や避難支援プラン（個別計画）等の情報も、プライバシー情報であることから、適正管理に努める必要がある。

個人情報 の 適正管理 チェックシート①

(記入者)

■個人情報の保護について

	○・×	項 目	印	備 考
1	☐	自主防災組織や自治会内で個人情報の保護に関する規約やルールを策定している。		
2	☐	自主防災組織や自治会内で個人情報を閲覧・利用できる人を制限している。		
3	☐	名簿を閲覧した人や個別計画を作成した人、実際に避難行動要支援者の避難支援を担当する人等に対し、秘密保持義務が課されることを周知徹底している。		

■市から提供された避難行動要支援者名簿について

	○・×	項 目	印	備 考
1	☐	名簿管理責任者を決定し、市に届け出ている。		
2	☐	鍵のかかる場所に保管している。		
3	☐	保管場所からの持ち出しや使用状況を管理する台帳等を備え付けている。		
4	☐	持ち出しや使用状況を漏れなく記録できている。		
5	☐	パソコン等で電子データ化していない。		
6	☐	避難支援に携わらない人は名簿を閲覧できないような措置・対策を講じている。		
7	☐	保管場所から不正に持ち出された形跡はない。		
8	☐	名簿を紛失していない。		

個人情報 の 適正 管理 チェックシート②

(記入者)

■複製した避難行動要支援者名簿について

	○・×	項 目	印	備 考
1	☐	複製部数を市に届け出ている。		
2	☐	複製した名簿を管理する複製名簿取扱者を決定し、市に届け出ている。		
3	☐	複製名簿取扱者は鍵のかかる場所に保管している。		
4	☐	保管場所からの持ち出しや使用状況を管理する台帳等を備え付けている。		
5	☐	持ち出しや使用状況を漏れなく記録できている。		
6	☐	パソコン等で電子データ化していない。		
7	☐	市に届け出ている複製部数と、実際に存在する複製部数は一致している。		
8	☐	避難支援に携わらない人は名簿を閲覧できないような措置・対策を講じている。		
9	☐	保管場所から不正に持ち出された形跡はない。		
10	☐	名簿を紛失していない。		

個人情報 の 適正 管理 チェックシート③

(記入者)

■避難支援プラン(個別計画)について

I. 避難支援プラン(個別計画)

	○・×	項 目	印	備 考
1	☐	個別計画の作成に携わる人を特定している。		
2	☐	作成した個別計画の管理や保管の方法等を定めている。		
3	☐	作成した個別計画を保管場所から持ち出すことに関して、手続きやルール等を定めている。		
4	☐	作成した個別計画の数(人数)を把握できている。		
5	☐	作成した個別計画に記載されている情報を共有する人やその共有方法を定めている。		
6	☐	作成した個別計画の紛失・漏えい等事故が発生した際の連絡体制や対応方法について定めている。		
7	☐	避難支援に携わらない人は個別計画を閲覧できないような措置・対策を講じている。		
8	☐	保管場所から不正に持ち出された形跡はない。		
9	☐	個別計画を紛失していない。		

個人情報 の 適正管理 チェックシート④

(記入者)

■避難支援支援プラン(個別計画)について

Ⅱ.「紛失・盗難の防止」、「データ管理の強化」及び「確実な廃棄・消去」

	○・×	項 目	印	備 考
1	☐	個別計画の作成に使用するパソコンやUSBメモリなどについて、ウィルス対策を実施している。		
2	☐	個別計画の作成に使用するパソコンについて、パスワード設定やスクリーンロックなど、安易に第三者が操作できないような措置を講じている。		
3	☐	個別計画の作成に使用するパソコンについて、起動したまま長時間放置することや離席することがないように周知徹底している。		
4	☐	パソコンの廃棄や買い替えについて、内蔵されたハードディスクに保存された個別計画等の個人情報の消去を徹底している。		
5	☐	作成した個別計画を記録する専用のUSBメモリを用意するなど、記録媒体を持ち出さないような措置・工夫をしている。		
6	☐	作成した個別計画の正確性を維持するため、完成した個別計画はPDF化するなど、パソコンの誤った操作による誤情報の記録・保存を防止するための措置や対策を講じている。		
7	☐	書き損じた個別計画や、不要となった個別計画は、「裏紙」として再利用しないことを周知徹底している。		
8	☐	書き損じた個別計画や、不要となった個別計画は、シュレッダー処理など裁断してから廃棄している。		
9	☐	紙媒体の個別計画を机上等に長時間放置していない。		

1 (2) 佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例 (案) について

1 制定の趣旨

防犯カメラは、犯罪の抑止に有効な手段として広く認識されており、市内においても道路などの公共の場所などに設置されており、今後、設置台数の増加が見込まれるところ です。

その一方で、防犯カメラの管理に不安を感じる市民等の声があることから、個人のプライバシーに配慮した適正な設置及び運用を行う必要があります。

佐倉市では、公共の場所に向けて設置される防犯カメラの設置及び運用に必要となる基準を定めること等により、市民等の権利利益の保護を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的として、本条例を制定するものです。

※公共の場所とは、道路・公園その他不特定多数の市民などが立ち入る場所

2 制定にあたっての考え方

現在、商業施設や駅構内など私人が権原を有する私有地であって不特定多数の者が立ち入る所には、高い割合で防犯カメラが設置されており、通常一般の利用者などにもそのように認識されているところです。

しかし、市が道路など公共の場所や公共の場所に向けて設置している防犯カメラは、広く地域の秩序を維持するといった「公共的」な目的を担うものであり、利用者にとっては防犯カメラによって撮影されることを予見しえない場合もあることから、撮影される可能性のある市民などに対し広くその取扱い等についての基準を明示するとともに、当該基準が遵守されるべきであると考えます。

また、自治会や商店会が設置する防犯カメラも、設置目的等から市が設置する防犯カメラと同様に「公共的」な目的を含んでいると考えられることから、市と同様に、防犯カメラの取扱い等についての基準を明示し、遵守すべきであると考えられるため、条例により、市と同等の義務を課すべきであると考えます。

一方、それ以外の団体等については、防犯カメラを設置する理由は、自然人であれば自らの生命や財産を、法人等の団体であれば自らの営業利益を含めた財産を守るためであり、私的自治の領域であることから、仮に肖像権の問題が発生した場合等についても、私人間において対応されるべきものと考えます。

このため、本条例において規制の対象とするものは、市及び自治会・町内会・区、商店会に特定するものとします。

3 条例の概要

市の責務や市民の役割について定めるとともに、公共の場所に向けて市及び届出を要する自治会・町内会・区、商店会が防犯カメラを設置する場合、設置運用基準の作成や

その遵守、市への届出義務等を定め、また、届出対象団体について条例の規定に違反する行為があった場合などに、必要な勧告をすることや、正当な理由なく勧告に従わなかった場合などに、公表することができる内容とします。

【条例の対象となる防犯カメラ】

犯罪を防止するため、公共の場所に向けて、特定の場所に設置されたビデオカメラその他の撮影機器であって、録画する機能を有するものをいいます。

【市が防犯カメラを設置する場合】

市が、公共の場所に向けて防犯カメラを設置する場合、防犯カメラ管理責任者・防犯カメラ取扱担当者や設置運用基準を定め、これを遵守するものとします。

また、設置した防犯カメラについては、防犯カメラを設置している旨と設置者の名称を表示するものとします。

【届出対象団体】

自治会・町内会・区、商店会とします。

【届出対象団体が防犯カメラを設置する場合】

届出対象団体が公共の場所に向けて防犯カメラを設置する場合について、以下の義務等を定めます。

●設置者の義務等

(ア) 設置運用基準の作成・届出及び遵守

(イ) 届出内容の変更及び設置を取りやめたときの届出

●勧告及び公表

条例の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる団体に対し、説明又は資料の提出を求められることとします。

条例の規定に違反する行為をした場合において、市民等の権利利益の保護に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、必要な勧告をすることができることとします。

また、説明又は資料の提出及び勧告を受けた団体が正当な理由なく、説明や資料の提出をせず、又は虚偽の説明や資料の提出をした場合や勧告に従わなかった場合は、公表することができることとします。

【苦情の処理等】

(ア) 防犯カメラを設置するものは、市民等から苦情の申出を受けたときは、誠実に処理するよう努めるものとします。

(イ) 市長は、苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

【防犯カメラを設置するに当たっての配慮】

防犯カメラを設置するものは、みだりに市民等の容貌及び姿態を撮影することのないよう留意するとともに、犯罪を防止するために必要な範囲内で防犯カメラを取り扱うよう配慮するものとします。

【条例の対象外となる防犯カメラ】

民間企業等の私的自治の範囲で対応すべき防犯カメラは、本条例の対象外とします。

4 条例・規則の内容の主な変更点

・公共の場所の定義

道路・公園・市の庁舎、公の施設、広場等市が管理する不動産（地役権等の権原に基づき管理するものも含みます。）であって、不特定多数の市民等の利用に供されるものとし、私的自治の範囲となる鉄道の駅の自由通路は除外しました。

・市の責務、市民の役割

市は、防犯カメラによる犯罪の防止・市民等の権利利益の保護に関する施策を推進します。また、防犯カメラの取扱いに資するため、市民等に対して必要な情報提供に努めるものとします。

また、市民等は、条例の趣旨にのっとり、市が行う防犯カメラに関する施策に協力するよう努めるものとします。

・市による設置運用基準の制定

市の設置する防犯カメラについて、設置運用基準を定め、遵守しなければならない規定を追加します。

・届出団体

市は、届出団体としませんが、地域の秩序維持や安全といった「公共的」な目的により防犯カメラを設置するため、設置運用基準を制定し遵守します。

「市による設置運用基準の制定」を新たに設けることに伴い、設置運用基準の届出団体から市（市の事務事業受託者及び指定管理者を含みます。）を除きます。

自治会・商店会が設置する防犯カメラは、公共的な目的が含まれることから、引き続き届出対象といたします。

・設置運用基準に定める事項

設置運用基準に定める事項として、新たに防犯カメラの台数、設置年月日、設置の表示に関する事項等を追加します。

・映像データの保存期間、保存方法、廃棄方法・映像データの利用及び提供の制限

本条例では、市及び届出団体は、映像データの保存期間等について、設置運用基準に明記し、その遵守を求めます。

設置運用基準の制定にあたり、防犯カメラを設置しようとする団体に「映像データの保存期間、保存方法、廃棄方法」や「映像データの利用及び提供の制限」についてガイドライン等を示すなど、情報提供や必要な援助をするものとします。

・防犯カメラ等の取扱い

防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱担当者以外の者は、防犯カメラ及び映像データを取り扱うことはできませんが、防犯カメラの取扱いを委託した場合や、指定管理者が防犯カメラを取り扱う場合は、当該委託を受けたものや指定管理者も、防犯カメラや映像データを取り扱えることとします。

また、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合であって、防犯カメラ管理責任者の同意を得た場合は、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱担当者以外の者も防犯カメラや映像データを取り扱えることとします。

防犯カメラや映像データを取り扱った者は、当該取り扱った内容を防犯カメラ管理責任者に報告しなければなりません。

5 議会提案時期・施行期日（予定）

議会提案 平成28年8月定例会

施行期日 平成28年11月1日

佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例（案）・規則（案）の概要

【条例（案）の項目及び内容】

（目的）

この条例は、防犯カメラが犯罪の防止に効果を発揮している一方で、防犯カメラの取扱いによっては市民等の人格的利益が侵害されるおそれがあることに鑑み、防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準（以下「設置運用基準」という。）を定めること等により、市民等の人格的利益の保護を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

- ・ 防犯カメラ：犯罪を防止するため、公共の場所に向けて、特定の場所に設置されたビデオカメラその他の撮影機器であつて、録画する機能を有するもの。
- ・ 映像データ：防犯カメラの電磁的記録媒体に記録された電磁的記録であつて、当該電磁的記録の映像から特定の個人を識別することができるもの。
- ・ 市民等：市民及び市内に通勤し、通学し、又は滞在する者。
- ・ 公共の場所：道路、公園その他不特定多数の市民等が立ち入る場所であつて規則で定めるもの。

（市の責務）

- ・ 防犯カメラによる犯罪の防止及び市民等の権利利益の保護に関する施策を総合的に推進する。
- ・ 防犯カメラの取扱いに資するため、市民等に対し必要な情報の提供に努める。

（市民の役割）

市が行う防犯カメラに関する施策に協力するよう努める。

（防犯カメラを設置するに当たっての配慮）

みだりに市民等の容貌及び姿態を撮影することのないよう留意するとともに、犯罪を防止するために必要な範囲内で防犯カメラを取り扱うよう配慮する。

（市による設置運用基準の制定）

- ・ 市の設置する防犯カメラについて、設置運用基準を定める。
- ・ 防犯カメラの取扱いについて、設置運用基準を遵守しなければならない。

（地縁による団体等による設置運用基準の制定及び届出）

次に掲げる団体は、設置運用基準を定め、市長に届け出なければならない。変更しようとするときも、同様とする。

市長に届け出て防犯カメラを設置した団体は、防犯カメラの取扱いについて、設置運用基準を遵守しなければならない。

- ・ 自治会・町内会・区
- ・ 商店会

(設置運用基準に定める事項)

- ・ 設置する防犯カメラの台数
- ・ 映像データの保存期間・保存・廃棄の方法
- ・ その他適正な設置及び運用に関し規則で定める事項

(設置の表示)

市民等が認識しやすい場所に防犯カメラを設置している旨及び市又は設置者の名称を表示しなければならない。

(取りやめ)

防犯カメラの設置を取りやめたときは、市長に届け出なければならない。

(防犯カメラ管理責任者等)

- ・ 防犯カメラ及び映像データの取扱いを適正に行うため、防犯カメラ管理責任者を置かなければならない。
- ・ 防犯カメラ管理責任者は、防犯カメラ取扱担当者を指定しなければならない。
- ・ 防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱担当者以外の者は、防犯カメラ及び映像データを取り扱うことができない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合であって、防犯カメラ管理責任者の同意を得たときは、この限りでない。
- ・ 防犯カメラ及び映像データを取り扱った者は、当該取り扱った内容を防犯カメラ管理責任者に報告しなければならない。

(苦情の処理等)

- ・ 市民等から苦情の申出を受けたときは、誠実に処理するよう努めるものとする。
- ・ 市長は、苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(説明又は資料の提出)

条例に違反する行為をした疑いがあると認められる団体に対し、その違反の事実を明

らかにするために、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

条例の規定に違反する行為をした場合において、市民等の権利利益の保護に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、必要な勧告をすることができる。

(公表)

市長は、次のいずれかに該当する場合、団体の名称、いずれかに該当する旨その他規則で定める事項を公表することができる。

- ・説明又は資料の提出を求められた団体 正当な理由がなく説明若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をした場合

- ・勧告を受けた団体 正当な理由がなく当該勧告に従わなかった場合

公表をしようとするときは、公表をしようとする団体に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

規則への委任

【規則（案）の主な内容】

(1) 公共の場所

不特定多数の市民等が立ち入る場所であって規則で定める公共の場所は、市の庁舎、公の施設、広場等市が管理する不動産（地役権等の権原に基づき管理するものも含まれます。）であって、不特定多数の市民等の利用に供されるものとします。

(2) 設置運用基準に定める事項

設置運用基準に定める事項であって規則で定める事項は、次に掲げる事項とします。

ア 防犯カメラの設置の目的

イ 防犯カメラの設置の年月日

ウ 防犯カメラの設置の場所及び撮影の範囲

エ 防犯カメラの設置の表示に関する事項

オ 管理責任者の設置及び取扱担当者の指定に関する事項

カ 映像データの利用及び提供の制限に関する事項

キ 苦情の対応に関する事項

ク ア～キに掲げるもののほか、防犯カメラの適正な設置及び運用に関する事項

(3) 防犯カメラの取り扱える者の例外

防犯カメラの取扱いを委託した場合や、指定管理者が防犯カメラを取り扱う場合は、

当該委託を受けたものや指定管理者も、防犯カメラや映像データを取り扱えることとします。

(4) 公表の方法

説明を求められた団体が正当な理由がなく説明をしなかった場合等は、公表の原因となる事実を、市の広報紙への掲載その他の適当と認められる方法により行います。

(5) その他

防犯カメラの取扱いに関し、必要な様式を定めます。

佐倉市の情報公開

平成 27 年度 情報公開制度実施状況報告書

佐倉市総務部行政管理課

目 次

1	公文書開示請求権制度の実施状況.....	2
1-1	開示請求の処理状況.....	2
1-2	実施機関別開示請求に係る公文書の内容及び件数.....	2
1-3	不開示理由別内訳.....	3
1-4	開示請求者の状況.....	3
1-5	情報公開審査委員に対する不服の申出等.....	3
2	市政情報の公表状況.....	3
3	市政資料室の利用状況.....	4

1 公文書開示請求権制度の実施状況

1-1 開示請求の処理状況

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、延べ61人（実質人数32人）の方から開示請求がありました。

これらの請求に対する処理状況は、次のとおりです。

（単位：件）

請求 件数	公文書 件数	決定区分等							
		開示：166		不開示：4				取 下 げ	未 決 定
		全部 開示	部分 開示	7条 各号	存否応 答拒否	不存在	却下		
61	173	87	79	0	0	4	0	3	0

1-2 実施機関別開示請求に係る請求件数及び主な内容

（単位：件）

実施機関名	主 な 内 容	件数
市長		126
企画政策部		36
総務部		20
税務部		1
市民部		7
福祉部		1
健康こども部		1
産業振興部		1
環境部		4
土木部		25
都市部		14
資産管理経営室		3
契約検査室		13
会計室		0
上下水道事業管理者		14
議会		3
監査委員		0
選挙管理委員会		22
農業委員会		0
教育委員会		8
固定資産評価審査委員会		0
合 計		173

1-3 不開示理由別内訳

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、部分開示及び不開示となった事例（83件）の不開示理由別内訳は次のとおりです。個人情報によるものが最も多く、氏名、住所などが主な不開示部分となっています。

なお、1件の公文書中に複数の不開示理由がある場合には、重複して計上しています。

(単位：件)

不 開 示 理 由			公文書件数
第 7 条	第 1 号	法令秘等情報	0
	第 2 号	個人情報	7 0
	第 3 号	法人等情報	6 0
	第 4 号	公共安全等情報	1 1
	第 5 号	審議、検討又は協議に関する情報	0
	第 6 号	事務事業執行情報	3
	第 7 号	任意提供情報	0
第 1 0 条	存否に関する情報（存否応答拒否）		0
不 存 在			4

1-4 開示請求者の状況

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの開示請求者の区分は次のとおりです。（延べ人数）

(単位：人)

区分	本市の区域内に住所を有する個人		27
	その他	本市の区域外に住所を有する個人	6
		法人等	28
合 計			61

1-5 情報公開審査委員に対する不服の申出等

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、実施機関の決定に不服がある場合に行われる情報公開審査委員に対する不服の申出等は1件ありましたが、申出者本人により取下げとなりました。

2 市政情報の公表状況

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、市政情報の公表に関する要綱第3条各号に該当するものとして、356件の市政に関する情報を公表しています。その該当条項及び公表の方法は次のとおりです。

なお、公表の方法については、1件の情報が複数の方法により公表された場合には、重複して計上しています。

(単位：件)

	該当条項	主な内容	件数
第1号	総合計画等	総合計画書等	6
第2号	政策調整会議における決定事項		0
第3号	主要事業	介護保険事業状況報告	22
第4号	施政方針		0
第5号	環境、保健衛生等	雨水貯留浸透施設の設置費用補助	36
第6号	予算	財政事情	5
第7号	組織、職員の定数等		0
第8号	重要な施設整備		0
第9号	市民の意識等に関する調査結果	公募結果	3
第10号	統計	町丁別人口	34
第11号	試験、行事	おはなし会、演奏会等	22
第12号	その他	市長ダイアリー、会議録等	228
	合 計		356

(単位：件)

公表の方法	具体的な方法	件数
広報紙		66
市政資料室		238
印刷物等		36
ホームページ		231
その他	CATVでの放映、閲覧等	45

3 市政資料室の利用状況

市政に関する資料を自由に閲覧でき、また、有償で頒布している資料については購入することもできる市政資料室の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの利用状況は次のとおりです。

なお、市政資料室は情報公開条例に基づく開示請求等の窓口にもなっています。

利用人数：4,677人

佐 倉 市 の 情 報 公 開

平成 2 7 年 度 情 報 公 開 制 度 実 施 状 況 報 告 書 (資 料 編)

佐倉市総務部行政管理課

開示請求の処理状況（一覧）

受付 番号	公文書 番号	請求年月日	開示請求に係る公文書の件名又はその内容	所管課等	決定等の内容 年月日	内容	不開示 理由	備 考	整理 番号
1	1	27.4.7	ユーカリが丘四丁目2, 3, 5, 6 街区の住居表示台帳	自治人権推進課	27.4.20	全部開示			1696
2	2	27.4.15	2013（年度）各会派及び議員個人に支給される政務活動費の収支報告書及び領収書のうち、切手購入費、備品購入費、国内外の視察旅費・経費、会報作成費、路線バスを除く公共交通機関や自家用車での移動費、書籍購入費分	議会事務局	27.5.27	部分開示	2号（氏名、住所、印影、電話番号、カード会社名（カード名称）、カード番号、カード有効期限、会員番号、担当者番号、車両番号、ポイント高、カード会社の識別可能なポイント名及びサイト名、私費で購入した物品名・数量・金額・購入日、企業コード、車種名、ステージ、政務活動費の支払証明に係る部分以外の通帳記載事項、金融機関名・マーク、銀行番号、取扱店番号、取扱店名、口座番号、口座種別、口座番号、残高、購読者番号、お客様コード、お客様番号） 3号（印影、振込先金融機関名・マーク、支店名、取扱店名、取扱店番号、口座種別、口座番号、口座種別、口座番号）		1697
3	3	27.4.13	順天堂大学施設建設に係る国費補助に関する相談概要	都市計画課	27.4.28	全部開示			1698
	4		ユーカリが丘への順天堂大学進出計画（順天堂大学以外の場合も含む）に関する補助金交付金等関係文書（メモ、メール等も含む）			不開示	不存在		
4	5	27.4.23	佐倉市全域における、平成27年1月1日現在の土地・家屋の現況図で、地番図・家屋図等の「異動修正済みデジタルデータ」の複製物。又はこれに替わる「地番、筆界、字名、字界がわかるデータ」の複製物	資産税課	27.4.28	全部開示			1699
5	6	27.4.23	土地明渡等請求事件に係る訴状及び判決	土木河川課	27.5.7	部分開示	2号（氏名、生年月日、続柄、所属団体・役職、個人に関する記載部分） 3号（印影）		1700
	7		土地明渡等請求控訴事件に係る控訴状及び判決・確定証明書				2号（氏名、年齢、個人に関する記載部分） 3号（印影）		
6	8	27.5.11	平成27年度4月26日付け要望書（受付番号70）	道路維持課	27.5.19	部分開示	2号（氏名、住所、印影、電話番号）		1701
7	9	27.5.12	佐倉市長プロフィール	秘書課	27.5.19	全部開示			1702
	10		市長村長名簿			部分開示	2号（本籍、電話番号）		
8	11	27.5.12	佐倉市長の人事台帳	人事課	27.5.20	部分開示	2号（職員番号、電話番号、修学開始年月、年数）	不履（取下げ）	1703
9	12	27.5.12	千葉県議会議員一般選挙に係る政治活動用ポスターの掲示の規制について【千選管第236号】	選挙管理委員会	27.5.25	全部開示			1704
	13		のぼりとたすきについて						
	14		共産党の街頭演説について						
	15		違法ポスター等の自主撤去のお願いについて						
	16		文書図画の掲示（使用）について						
	17		街頭演説等における文書図画の掲示について（お知らせ）【26佐選第202号】						
	18		政党その他の政治団体の政治活動用ポスターの掲示・撤去について【26佐選第212号】						
	19		街頭政談演説等における統一地方選挙事前運動について【26佐選第216号】						
	20		県議選立候補届出書の氏名等が掲示された「政党その他の政治団体の政治活動用ポスター」の撤去について（事前のお願い）【27佐選第1号】						
	21		県議選立候補届出者の氏名等が掲示された「政党その他の政治団体の政治活動用ポスター」・「個人政治活動ポスター」の撤去について（お願い）【27佐選第4号】						
	22		平成26年12月14日執行衆議院小選挙区選出議員選挙開票録						
	23		平成26年12月14日執行衆議院比例代表選出議員選挙開票録						

開示請求の処理状況（一覧）

受付 番号	公文書 番号	請求年月日	開示請求に係る公文書の件名又はその内容	所管課等	決定等の内容 年月日 内 容	不開示 理由	備 考	整理 番号
	24		平成26年12月14日執行最高裁判所裁判官国民審査開票所開票録					
	25		平成27年4月26日執行佐倉市長選挙選挙録					
	26		平成27年4月26日執行佐倉市議会議員一般選挙選挙録					
	27		選挙活動の際の自宅に訪問		部分開示	2号（氏名、住所、メールアドレス、所属団体） 3号（印影）		
	28		現職の市議会議員からの年賀状について					
	29		あいさつ状の禁止について（通知）【26佐選第149号】					
	30		事前運動が行われたとの通報について（通知）【26佐選第150号】					
	31		違法ポスター等の管理権撤去に係る通告書の送付及び政党その他の政治団体が政治活動のために使用するポスターの撤去の通知について【千選管第924号】					
	32		佐倉市長・佐倉市議会議員一般選挙に伴う文書図画掲示違反物件に対する警告等のご協力について（依頼）【27佐選第31号】					
	33		選挙運動期間中の佐倉市議会議員候補者講演会の違反ビラについて（報告）【27佐選第37号】					
10	34	27.5.14	佐倉市庁舎1号館耐震補強及び外6棟改修機械設備工事 金入り設計書	資産管理経営室	27.5.14 取下げ			1705
11	35	27.5.15	平成17年1月31日付け佐倉市指令第3190号により許可した開発行為における、平成20年7月2日付け予定建築物（特定工作物）以外の建築（建設）許可に係る配置図	市街地整備課	27.5.22 部分開示	2号（氏名、印影）		1706
12	36	27.5.15	開発行為に関する許可について（11佐宅第3号-38）	市街地整備課	27.6.4 部分開示	2号（氏名、住所、印影、生年月日、最終学歴、自宅電話番号、実務経歴、本籍、住民票、隣接土地に係る開発施行同意書及び添付書類、建物事前調査報告書、建物平面図） 3号（印影、擁壁の構造計算書）		1707
	37		工事完了公告以前の建築（建設）承認について（11佐宅第6号-30）					
	38		開発行為に関する工事検査済証の交付及び完了公告について（26佐市整第216号）					
13	39	27.5.15	平成27年5月8日付順大発本第92号（27佐企第72号）	企画政策課	27.5.25 部分開示	3号（印影）		1708
14	40	27.5.15	是正措置催告について（26佐土第721号）	土木河川課	27.5.27 全部開示			1709
	41		佐倉市道5-187号線の原状回復について（通知）（26佐土第702号）					
15	42	27.5.18	専用水道 佐倉市中の「専用水道台帳」	生活環境課	27.5.27 部分開示	2号（氏名、住所、電話番号、印影） 3号（印影、取引先がわかる情報（会社名、住所、電話番号、FAX番号、JWWA認定番号、登録番号、代表取締役社長氏名）） 4号（取水地点、揚水地）		1710
	43		各専用水道施設の届出書中の「水質検査結果」、「地質柱状図」					
	44		「専用水道台帳」中の「専用水道台帳一覧」					
16	45	27.5.20	印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の割愛について（依頼）（26佐総第1566号）	人事課	27.6.3 全部開示			1711
	46		印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の割愛採用の決定について（26佐総第1755号）					
	47		印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の割愛に係る事務について（26佐総第1651号）		部分開示	2号・6号（生年月日、住所、履歴書、人事台帳）		
	48		印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の割愛依頼について（26佐総第1701号）			2号・6号（生年月日、選考評価、その他特記事項）		
17	49	27.5.21	「市営自転車駐車場の指定管理に係る年次計画書の提出について」（22佐交第1356号）中の年次計画書	道路維持課	27.6.4 部分開示	2号（氏名） 3号（印影） 4号（警察職員氏名）		1712
	50		「市営自転車駐車場の指定管理に係る年次計画書の提出について」（24佐道維第172号）中の事業報告書					
	51		「市営自転車駐車場の指定管理に係る年次計画書の提出について」（23佐交第1503号）中の年次計画書					
	52		「市営自転車駐車場の指定管理に係る年次報告書について」（25佐道維第190号）中の事業報告書					
	53		「市営自転車駐車場の指定管理に係る年次計画書の提出について」（24佐道維第741号）中の年次計画書					

開示請求の処理状況（一覧）

受付 番号	公文書 番号	請求年月日	開示請求に係る公文書の件名又はその内容	所管課等	決定等の内容 年月日	内容	不開示 理由	備考	整理 番号
	54		「市営自転車駐車場の指定管理に係る事業報告書の提出について（25年度年次報告）」（26佐道維第181号）中の事業報告書						
	55		「市営自転車駐車場の指定管理に係る年次計画書の提出について」（25佐道維第764号）中の年次計画書						
18	56	27.5.20	印旛郡市町村圏事務組合職員の割愛について（依頼）（26佐水事第525号）	上下水道部事業管理課	27.6.3	全部開示			1713
	57		印旛郡市町村圏事務組合職員の割愛に係る面接選考結果について（26佐水事第578号）			部分開示	2号（生年月日、住所、履歴書、人事台帳、選考評価、その他特記事項） 6号（人事管理上の情報）		
19	58	27.5.26	秘書課職員が公務中に撮影した写真（平成27年1月分）	秘書課	27.5.27	部分開示	2号（氏名、顔写真）		1714
20	59	27.5.26	市長のフランス出張について（27.5.14作成）	秘書課	27.6.2	全部開示			1715
21	60	27.5.26	「世界パラ会連合第17回世界パラ大会」に係る旅費の認定について（27佐人第101号）	人事課	27.6.2	部分開示	2号（氏名、メールアドレス） 3号（印影）		1716
22	61	27.6.9	「建設リサイクル法に基づく届出書」中、平成27年4月1日から5月31日までに提出された解体工事に係る届出書のうち第1面	建築住宅課	27.6.22	部分開示	2号（氏名、住所、印影、郵便番号、電話番号）		1717
23	62	27.6.15	道路位置指定申請図及び道路位置指定公告文（昭和45年12月14日第64号）	建築住宅課	27.6.16	部分開示	2号（氏名、住所）		1718
24	63	27.6.16	平成27年度 表町三丁目地先（高崎川関連）下水道施設改良工事に係る金入り設計書	上下水道部下水道課	27.6.22	全部開示			1719
25	64	27.6.16	上志津I-43号線道路改良工事に係る金入り設計書（設計書番号012700253）	道路建設課	27.6.23	全部開示			1720
26	65	27.6.17	佐倉市立西志津小学校体育館解体工事に係る金入り設計書	資産管理経営室	27.6.22	全部開示			1721
	66		佐倉市立板郷小学校校舎解体工事に係る金入り設計書						
27	67	27.7.9	「平成26年道路認定等綴り」中の認定、廃止、区域変更、区域決定、供用開始に係る告示及び位置図・路線図	土木河川課	27.7.15	全部開示			1722
28	68	27.7.10	「佐倉市江原台第二土地区画整理組合の設立認可申請に係る事前協議について」中の ③設計図、⑤市街化予想図、調整池断面図、区域図（公図）、間知ブロック積擁壁平面図（1/2）	市街地整備課	27.7.16	部分開示	2号（氏名）		1723
29	69	27.8.5	勤務条件変更に係る協議の申し入れについて（26佐総第763号）	人事課	27.8.18	全部開示			1724
	70		勤務条件変更に係る協議の申し入れについて（26佐総第984号）						
	71		勤務条件変更に係る協議の申し入れについて（26佐総第1391号）						
	72		勤務条件の変更に係る協議の申し入れについて（組合部長交渉2回目）						
	73		勤務条件の変更に係る協議の申し入れについて（組合部長交渉）						
	74		勤務条件変更に係る協議の申し入れについて（25佐総第944号）						
	75		勤務条件変更に係る協議の申し入れについて（25佐総第466号）						
	76		「佐倉市職員の分限処分に関する指針」策定に対する意見書（26佐総第972号）			部分開示	3号（印影）		
	77		佐倉市職員組合からの確定要求書に係る回答について（26佐総第1342号）						
	78		「平成26年1月14日付け25佐総第1360号総務部長通知の撤回を求める意見書」に係る回答について（26佐総第1521号）						
	79		佐倉市職員組合からの交渉申し入れについて（25佐総第1475号）						
	80		佐倉市職員組合からの確定要求書に係る回答について（25佐総第1405号）						
	81		職場環境回復のための早急な対応について						
	82		2013年1月以降3月までの「市と市職員組合の関係文書」			不開示	不存在（保存年限満了による廃棄）		
30	83	27.8.14	平成27年度 佐倉市高齢者等ふれあい配食サービス事業（志津北部地区）仕様書	高齢者福祉課	27.8.17	全部開示			1725

開示請求の処理状況（一覧）

受付 番号	公文書 番号	請求年月日	開示請求に係る公文書の件名又はその内容	所管課等	決定等の内容		不開示 理由	備 考	整理 番号
					年月日	内 容			
31	84	27.8.19	「書類等送付のご案内」平成25年11月14日付	道路建設課	27.9.17	部分開示	2号（氏名、住所、法名（戒名）、俗名、享年、死亡年月日、火葬、土葬の区分、印影、区画番号、番号） 3号（印影）	期限延長	1726
	85		「書類等送付のご案内」平成25年11月25日付						
	86		「書類等送付のご案内」平成25年11月29日付						
	87		「書類等送付のご案内」平成25年12月16日付						
	88		「志津霊園（本昌寺）墳墓・家屋移転補償等調査積算業務委託調査・算定報告書No.1宗教法人本昌寺」のうち、補償算定に係る部分						
32	89	27.8.21	平成14年9月24日付け佐倉市指令第1794号により許可した開発行為に係る宅地開発事業事前協議書Ⅰ、排水系統図、雨水貯留槽平面詳細図、雨水貯留槽断面詳細図及び完了写真（雨水一時貯留槽）	市街地整備課	27.8.28	部分開示	2号（印影） 3号（印影）		1727
33	90	27.8.24	平成27年1月1日から27年6月30日までに付定のあった住居番号付番申請書にかかる住居番号付番受付簿及び当該の住居表示台帳副本	自治人権推進課	27.9.2	部分開示	2号（氏名）		1728
34	91	27.9.17	平成26年度決算審査特別委員会資料及び追加資料	議会事務局	27.9.18	取下げ			1729
35	92	27.9.17	平成26年度佐倉市予防疫種健康被害調査委員会会議録	健康増進課	27.10.1	部分開示	2号（氏名、生年月日、病名、病状、身体の特徴、療養経過、健康状態、診療内容及びそれらが推測される記述）		1730
36	93	27.9.18	佐倉市市民公益活動補償制度に関する保険証券（証券番号931LG 302752-8）	自治人権推進課	27.9.25	部分開示	3号（印影）		1731
	94		市民公益活動補償制度（平成26年度）概中、市民公益活動保険金支払状況（平成24年度～平成26年度）	自治人権推進課	27.9.25	部分開示	2号（氏名、年齢、所属団体名、傷病）		
	95		佐倉市市民公益活動補償制度パンフレット	自治人権推進課	27.9.25	全部開示			
	96		市民公益活動補償制度・契約事務（入札（平成26年度～27年度）概中 佐倉市市民公益活動補償制度実施要綱 平成27年度佐倉市市民公益活動補償制度保険契約仕様書 平成27年度佐倉市市民公益活動補償制度保険契約開札調書						
37	97	27.10.8	H25、26年度 基本条例・倫理条例検討会	議会事務局	27.10.19	全部開示			1732
38	98	27.10.13	文書受付簿（平成27年4月1日～平成27年7月31日）	秘書課	27.10.16	部分開示	2号（氏名）		1733
	99		運転日報（市長車 平成26年7月17日～平成27年3月31日）			全部開示			
	100		運転日報（市長車 平成27年4月1日～平成27年7月29日）						
	101		出張命令簿（市長 平成26年7月17日～平成27年3月31日）						
	102		出張命令簿（市長 平成27年4月1日～平成27年7月29日）						
	103		文書受付簿（平成26年10月1日～平成27年3月31日）						
39	104	27.10.19	行事文書中、開催日が平成26年7月17日から平成27年3月31日までのもののうち内容がわかる部分	秘書課	27.11.2	部分開示	2号（氏名、電話番号、メールアドレス） 3号（印影、銀行名、口座番号、預金種目、口座名）		1734
	105		行事文書中、開催日が平成27年4月1日から7月29日までのもののうち内容がわかる部分				2号（氏名、電話番号、メールアドレス） 3号（印影、銀行名、口座番号、預金種目、口座名）		
	106		秘書課聞き取り中、開催日が平成26年7月17日から平成27年3月31日までのもの				2号（氏名、電話番号）		
	107		秘書課聞き取り中、開催日が平成27年4月1日から平成27年7月29日までのもの				2号（氏名、電話番号）		
40	108	27.10.19	平成27年度における下記工事の金入り設計書 白銀I-9号線舗装補修工事	道路維持課	27.10.23	全部開示			1735
	109		平成27年度における下記工事の金入り設計書 大篠塚4-216号線舗装補修工事						
41	110	27.10.19	上志津I-43号線舗装復旧工事に係る金入り設計書（設計書番号012700496）	道路建設課	27.10.23	全部開示			1736

開示請求の処理状況（一覧）

交付 番号	公文書 番号	請求年月日	開示請求に係る公文書の件名又はその内容	所管課等	決定等の内容 年月日 内容	不開示 理由	備考	整理 番号
42	111	27.10.19	27復旧-31田町地先舗装復旧工事に係る金入り設計書	上下水道部施設課	27.10.23 全部開示			1737
	112		27復旧-22ユーカリが丘1丁目地先舗装復旧工事（2工区）に係る金入り設計書					
	113		27改水-52田町地先基幹管路迂回管布設工事に係る金入り設計書					
43	114	27.10.19	PBC705佐倉南1号枝線舗装復旧工事に係る金入り設計書	上下水道部下水道課	27.10.23 全部開示			1738
44	115	27.10.19	CAC709志津14号枝線管渠布設工事に係る金入り設計書	上下水道部下水道課	27.10.23 全部開示			1739
45	116	27.11.2	平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（佐倉交通7月分）	秘書課	27.11.11 部分開示	2号（氏名、印影） 3号（金融機関及び支店コード、金融機関名、支店名、預金種目、預金口座番号、印影、無線番号）		1740
	117		平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（佐倉交通8月分）					
	118		平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（佐倉交通9月分）					
	119		平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（佐倉交通10月分）					
	120		平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（佐倉交通11月分）					
	121		平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（佐倉交通12月分）					
	122		平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（佐倉交通1月分）					
	123		平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（佐倉交通2月分）					
	124		平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（佐倉交通3月分）					
	125		平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（志津タクシー7月分）					
	126		平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（志津タクシー8月分）					
	127		平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（志津タクシー9月分）					
	128		平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（志津タクシー10月分）					
	129		平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（志津タクシー11月分）					
	130		平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（志津タクシー12月分）					
	131		平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（志津タクシー1月分）					
	132		平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（志津タクシー2月分）					
	133		平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（安原運輸8月分）					
	134		平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（安原運輸11月分）					
	135		平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（安原運輸12月分）					
46	136	27.11.4	平成25年度中の入札において入札金額が同額のためくじ引きにより落札者が決定された入札の開札調査	契約検査室	27.11.12 全部開示			1741
	137		平成26年度中の入札において入札金額が同額のためくじ引きにより落札者が決定された入札の開札調査					
	138		平成27年度中（4月1日～11月3日まで）の入札において入札金額が同額のためくじ引きにより落札者が決定された入札の開札調査					
47	139	27.11.4	平成25年度中の入札において入札金額が同額のためくじ引きにより落札者が決定された入札の開札調査	上下水道部 （契約検査室）	27.11.12 全部開示			1742
	140		平成26年度中の入札において入札金額が同額のためくじ引きにより落札者が決定された入札の開札調査					
	141		平成27年度中（4月1日～11月3日まで）の入札において入札金額が同額のためくじ引きにより落札者が決定された入札の開札調査					

開示請求の処理状況（一覧）

受付 番号	公文書 番号	請求年月日	開示請求に係る公文書の件名又はその内容	所管課等	決定等の内容		不開示 理由	備 考	整理 番号
					年月日	内 容			
48	142	27.11.4	平成27年教科書採択地区協議会議事録	学務課	27.11.13	不開示	不存在		1743
	143		平成28年度使用教科用図書選定資料			全部開示			
	144		平成28年度使用教科用図書選定資料 調査報告書						
	145		佐倉市教科書閲覧会実績報告						
	146		教科用図書印刷採択地区協議会規約						
	147		平成28年度使用教科用図書採択結果（市町）						
	148		平成28年度第2回教科用図書印刷採択地区協議会の開催について（通知）						
	149		平成28年度使用教科用図書採択結果（協議会）						
49	150	27.11.19	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の交付申請について（26佐財第460号）	財政課	27.11.27	全部開示			1744
50	151	27.12.17	「佐倉都市計画事業寺崎特定土地地区画整理事業 変更（第4回）事業計画書」中「1 位置図」（寺崎特定土地地区画整理事業地のみ）及び「2 区域図」	市街地整備課	27.12.25	全部開示			1745
	152		「佐倉都市計画事業 寺崎特定土地地区画整理事業 画地確定計算図書」中「換地図」						
	153		寺崎特定土地地区画整理事業「新地番底地対照表」						
51	154	28.1.12	直弥I-35号線道路改良工事に係る金入り設計書（設計書番号012701144）	道路建設課	28.1.14	全部開示			1746
52	155	28.1.13	平成27年度 本町I-9号線舗装補修工事に係る金入り設計書	道路維持課	28.1.21	全部開示			1747
53	156	28.1.13	CAC709志津14号枝線管渠布設工事に係る金入り設計書	上下水道部下水道課	28.1.19	全部開示			1748
54	157	28.1.14	住宅地造成事業に関する法律により昭和45年6月23日付け千葉県指令第37号の97で認可した住宅地造成事業に係る土地利用計画図	市街地整備課	28.1.21	全部開示			1749
55	158	28.1.28	平成27年7月1日から平成27年12月31日までに付定のあった住居番号付番申請書にかかる住居番号付番受付簿及び当該の住居表示台帳副本	自治人権推進課	28.2.5	部分開示	2号（氏名）		1750
56	159	28.2.2	井野橋、青菅橋、子の橋、水神橋、宮ノ橋、下崎橋、大畑橋、弁天橋、小先橋、小菅橋、先崎橋、根崎橋（1）、八幡橋、無名橋、宮ノ台跡線橋、長割橋に係る橋梁台帳及び損傷写真台帳	道路建設課	28.2.12	全部開示			1751
57	160	28.2.10	平成25年度に開催された佐倉市入札制度検討委員会及び同委員会部会の議事録	契約検査室	28.2.17	不開示	不存在		1572
	161		「佐倉市入札制度検討委員会について」（平成25年8月27日起案25佐契第621号）			全部開示			
	162		佐倉市入札制度検討委員会会議次第（平成25年10月4日書類回議）						
	163		佐倉市入札制度検討委員会部会会議次第（第1回）						
	164		佐倉市入札制度検討委員会部会会議次第（第2回）						
	165		佐倉市入札制度検討委員会部会会議次第（第3回）						
	166		佐倉市入札制度検討委員会部会会議次第（第4回）						
	167		佐倉市入札制度検討委員会会議次第（平成26年3月20日開催）						
	168		「佐倉市入札制度検討委員会報告書について」（平成26年3月27日起案25佐契第1414号）						
	169		「佐倉市の定める契約関係要領等の制定及び一部改正について」（平成26年3月27日起案25佐契第1411号）のうち「最低制限価格制度実施要領」、「低入札価格調査制度実施要領」						
58	170	28.2.10	27営浄-41志津浄水場除鉄・除マンガン装置改修工事に係る金入り設計書	上下水道部施設課	28.2.16	全部開示			1753

開示請求の処理状況（一覧）

受付 番号	公文書 番号	請求年月日	開示請求に係る公文書の件名又はその内容	所管課等	決定等の内容		不開示 理由	備 考	整理 番号
					年月日	内 容			
59	171	28.2.26	「平成26年度太田地区地下水汚染対策機構解明調査業務委託」報告書中の「H26地下水位及び地下水質観測結果」、「井戸緒言」、「推移測定結果」、「水質データ測定結果」、「帯水層別深度一覧」、「柱状図関係」	生活環境課	28.3.3	部分開示	4号（市が設置した観測井以外の観測井名称）		1754
60	172	28.3.17	印旛沼湖畔仮設棧橋設置工事の当初契約に係る金入り工事設計書（積算書）一式	産業振興課	28.3.24	取下げ			1755
61	173	28.3.30	PAC708新臼井田地先下水道管渠改修工事に係る金入り設計書	上下水道部下水道課	28.4.6	全部開示			1756

開示請求権制度の実施状況(平成8年度～平成27年度)

年度	請求 件数	公文書 件数	決 定 区 分 等					不服の申出等の件数	
			公 開	一部公開	非公開	却 下 (不存在等)	取下げ	不服の申出 (勧告の件数)	相談・苦情 等の申出
8	22	1289	45	1239	0	4	1	0 (勧告0件)	0
9	69	1518	564	922	12	19	1	10 (勧告4件)	0
10	59	435	121	292	1	20	1	0 (勧告0件)	0
11	69	271	130	75	14	48	4	3 (勧告2件)	4
12	71	166	76	72	3	7	8	1 (勧告1件)	2
13 前	31	134	31	97	0	6	0	0 (勧告0件)	2
小計	321	3813	967	2697	30	104	15	14 (勧告7件)	8
年度	請求 件数	公文書 件数	決 定 区 分 等					不服の申出等の件数	
			開 示	部分開示	不開示 (不存在等)	却 下	取下げ	不服の申出 (勧告の件数)	相談・苦情 等の申出
13 後	31	128	84	41	3	0	0	0 (勧告0件)	0
14	62	198	122	62	6	0	8	2 (勧告0件)	1
15	86	229	86	122	11	0	10	6 (勧告1件)	1
16	78	123	36	72	9	0	6	0 (勧告0件)	0
17	99	243	104	90	40	2	7	8 (勧告2件)	1
18	95	324	126	142	52	0	4	0 (勧告0件)	0
19	202	342	94	192	46	0	10	0 (勧告0件)	0
20	129	228	73	118	28	0	9	5 (勧告0件)	0
21	127	447	91	314	34	0	8	2 (勧告0件)	0
22	129	326	110	186	22	0	8	2 (勧告0件)	0
23	95	306	233	62	6	0	5	0 (勧告0件)	0
24	63	833	715	104	11	0	3	0 (勧告0件)	4
25	63	101	44	44	7	2	4	0 (勧告0件)	0
26	98	337	181	141	10	0	5	0 (勧告0件)	1
27	61	173	87	79	4	0	3	1 (勧告0件)	0
小計	1418	4338	2186	1769	289	4	90	26 (勧告3件)	8
合計	1739	8151	3153	4466	319	108	105	40 (勧告10件)	16

※ 平成8年度については、平成8年10月1日から平成9年3月31日までです。

※ 平成13年度前期については、平成13年4月1日から平成13年9月30日までです。

※ 平成13年度後期については、平成13年10月1日から平成14年3月31日までです。

※ 平成17年度については、請求件数のうち、期限の特例を適用しているものが2件あります。

主な内容とその割合(平成8年度～平成27年度)

年 度	開示請求のあった公文書の主な内容及び割合
平成8年度	食糧費支出関係(約95%)
平成9年度	志津霊園移転問題関係(約24%)、食糧費支出関係(約21%)、出張及び復命関係(約17%)、交際費支出関係(約9%)
平成10年度	食糧費支出関係(約57%)、運転日報(約17%)、地下水等の調査計量証明書等(約10%)、入札及び契約等に関する文書(約7%)
平成11年度	入札及び契約等に関する文書(約28%)、志津霊園移転問題関係(約15%)、特定の老人保健施設に関する文書(約7%)
平成12年度	入札及び契約に関する文書(約29%)、教育施設建設に関する文書(約13%)、連絡長に関する文書(約6%)
平成13年度	地質調査に関する文書(約41%)、常任委員会の視察に関する文書(約12%)、連絡長に関する文書(約12%)
平成14年度	常任委員会の視察に関する文書(約27%)、工事請負費に関する文書(約14%)、土地区画整理事業に関する文書(約11%)
平成15年度	働きかけに関する報告書(約17%:39件)、自家用電気工作物保安管理業務委託に関する文書(約12%:27件)、政策調整会議に関する文書(約9%:20件)、職員採用試験に関する文書(約9%:20件)
平成16年度	自家用電気工作物保安管理業務委託に関する文書(約20%:24件)、要望等に関する文書(約15%:19件)、宅地開発等に関する文書(約15%:19件)、開発行為に関する文書(約8%:10件)
平成17年度	個別検診に係る支出負担行為兼支出命令書(約16%:18件)、右京谷津1155-1他に係る売買契約書等(約13%:14件)、寺崎特定土地区画整理事業に係る協定書等(約7%:8件)、公害苦情相談票等(約7%:8件)
平成18年度	ユーカリが丘に関する文書(約16%:52件)、CATVに関する文書(約15%:50件)、課長相当職試験に関する文書(約10%:31件)
平成19年度	教育委員会(印南小学校)に関する文書(約43%:147件)、開発行為等に関する文書(約20%:68件)
平成20年度	ユーカリが丘に関する文書(約33%:74件)、働きかけに関する報告書(約8%:19件)
平成21年度	職員採用試験及び昇任試験に関する文書(約26%:116件)、支出負担行為兼支出命令書(約14%:62件)
平成22年度	佐倉市自治基本条例に関する文書(約17.4%:62件)、職員の処分等に関する文書(約12.8%:42件)
平成23年度	附属機関等委員名簿(約52.9%:162件)、保険証券(約9.8%:30件)
平成24年度	電気料金支払関係書類等(約77.6%:646件)、指定管理者指定申請書類等(約9.6%:80件)
平成25年度	指定管理者指定申請書等(約17.8%:18件)、社会福祉法人財務諸表等(約11.9%:12件)、業務委託に係る仕様書及び設計書(約10.9%:11件)
平成26年度	職員給与に関する文書(約14.5%:49件)、保険証券(約11.5%:39件)
平成27年度	統一地方選挙に関する文書(約12.7%:22件)、自動車貸借料に関する文書(約11.6%:20件)

※ 平成8年度については、平成8年10月1日から平成9年3月31日までです。

公表情報一覧表(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

1.市の総合計画及びこの計画に係る中間段階の案

番号	公表資料(情報)の名称	公表日	公表の方法	所管課等
1	附属機関等委員公募結果(佐倉市総合計画審議会)	H27.5.19	市政資料室ホームページ	企画政策課
2	第1回佐倉市総合計画審議会 会議資料	H27.7.27	市政資料室ホームページ	企画政策課
3	第2回佐倉市総合計画審議会 会議資料	H27.9.1	市政資料室ホームページ	企画政策課
4	第3回佐倉市総合計画審議会 会議資料	H27.9.30	市政資料室ホームページ	企画政策課
5	第4回佐倉市総合計画審議会 会議資料	H27.9.30	市政資料室ホームページ	企画政策課
6	佐倉市上下水道ビジョンの策定及び料金等の在り方に関する懇話会関係資料	H27.6.30	市政資料室ホームページ	事業管理課

3.市の主要事業の状況

番号	公表資料(情報)の名称	公表日	公表の方法	所管課等
7	平成26年度佐倉市歳入歳出決算にかかる主要施策の成果の説明書	H27.8.24	市政資料室ホームページ	企画政策課
8	視点27号 平成23年度 佐倉市職員研修のまとめ	H27.11.25	市政資料室	人事課
9	視点28号 平成24年度 佐倉市職員研修のまとめ	H27.11.25	市政資料室	人事課
10	視点29号 平成25年度 佐倉市職員研修のまとめ	H27.11.25	市政資料室	人事課
11	視点25号 平成21年度 佐倉市職員研修のまとめ	H27.11.25	市政資料室	人事課
12	視点30号 平成26年度 佐倉市職員研修のまとめ	H28.3.8	市政資料室	人事課
13	介護保険事業状況報告(平成27年3月分)	H27.4.14	市政資料室	高齢者福祉課
14	介護保険事業状況報告(平成27年4月分)	H27.5.20	市政資料室	高齢者福祉課
15	介護保険事業状況報告(平成27年5月分)	H27.6.17	市政資料室	高齢者福祉課
16	介護保険事業状況報告(平成26年度年報)	H27.7.9	市政資料室	高齢者福祉課
17	介護保険事業状況報告(平成27年6月分)	H27.7.16	市政資料室	高齢者福祉課
18	介護保険事業状況報告(平成27年7月分)	H27.8.18	市政資料室	高齢者福祉課
19	介護保険事業状況報告(平成27年8月分)	H27.9.16	市政資料室	高齢者福祉課
20	介護保険事業状況報告(平成27年9月分)	H27.10.16	市政資料室	高齢者福祉課
21	介護保険事業状況報告(平成27年10月分)	H27.11.18	市政資料室	高齢者福祉課
22	介護保険事業状況報告(平成27年11月分)	H27.12.17	市政資料室	高齢者福祉課
23	介護保険事業状況報告(平成27年12月分)	H28.1.15	市政資料室	高齢者福祉課
24	介護保険事業状況報告(平成28年1月分)	H28.2.16	市政資料室	高齢者福祉課
25	介護保険事業状況報告(平成28年2月分)	H28.3.15	市政資料室	高齢者福祉課
26	佐倉市畜犬登録事務	H28.3.15	広報紙	生活環境課
27	志津霊園問題(勝田台・長熊線)の概要	H27.4.9	ホームページ	道路建設課
28	佐倉市指定管理者審査委員会平成27年度第1回会議記録	H27.6.29	市政資料室ホームページ	資産管理経営室

5.環境、保健衛生、防災等市民生活の安全と密接な関係がある事項

番号	公表資料(情報)の名称	公表日	公表の方法	所管課等
29	平成27年度版 佐倉市環境白書(第38号)	H28.3.4	市政資料室ホームページ	環境政策課
30	簡易専用水道について	H27.4.1	ホームページ	生活環境課
31	専用水道について	H27.4.1	ホームページ	生活環境課
32	小規模水道について	H27.4.1	ホームページ	生活環境課
33	高度処理型合併合併処理浄化槽設置補助金	H27.5.15	広報紙ホームページ	生活環境課
34	航空機騒音測定局の設置について	H27.6.2	ホームページ	生活環境課
35	航空機騒音の状況について【平成26年度測定結果】	H27.6.5	ホームページ	生活環境課
36	平成26年度ダイオキシン類の調査結果	H27.6.15	広報紙ホームページ	生活環境課
37	空間放射線量率の測定について(第105報 平成27年4月10日実施分まで)保育園等	H27.6.8	ホームページ	生活環境課
38	空間放射線量率の測定について(第106報 平成27年4月21日実施分まで)幼稚園・学校等	H27.6.10	ホームページ	生活環境課
39	空間放射線量率の測定について(第107報 平成27年5月14日実施分まで)保育園等	H27.6.25	ホームページ	生活環境課
40	空間放射線量率の測定について(第108報 平成27年5月21日実施分まで)幼稚園・学校等	H27.6.29	ホームページ	生活環境課
41	蚊の発生を防ぎましょう	H27.7.15	広報紙ホームページ	生活環境課
42	空間放射線量率の測定について(第109報 平成27年5月22日実施分まで)道路側溝等	H27.7.31	ホームページ	生活環境課
43	佐倉市放射性物質除染計画を改訂しました(7)	H27.8.1	ホームページ	生活環境課
44	空間放射線量率の測定について(110報 平成27年6月5日実施分まで)保育園等	H27.8.5	ホームページ	生活環境課
45	空間放射線量率の測定について(第111報 平成27年6月22日実施分まで)幼稚園・学校等	H27.8.10	ホームページ	生活環境課
46	空間放射線量率の測定について(第112報 平成27年7月15日実施分まで)保育園等	H27.9.3	ホームページ	生活環境課
47	空間放射線量率の測定について(第113報 平成27年7月22日実施分まで)幼稚園・学校等	H27.9.7	ホームページ	生活環境課
48	空間放射線量率の測定について(第114報 平成27年8月21日実施分まで)保育園等	H27.9.18	ホームページ	生活環境課
49	空間放射線量率の測定について(第115報 平成27年8月21日実施分まで)幼稚園・学校等	H27.10.1	ホームページ	生活環境課
50	空間放射線量率の測定について(第116報 平成27年9月15日実施分まで)保育園等	H27.10.16	ホームページ	生活環境課
51	空間放射線量率の測定について(第117報 平成27年9月24日実施分まで)幼稚園・学校等	H27.10.27	ホームページ	生活環境課
52	空間放射線量率の測定について(第118報 平成27年10月8日実施分まで)保育園等	H27.11.9	ホームページ	生活環境課

公表情報一覧表(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

53	空間放射線量率の測定について(第119報 平成27年10月20日実施分まで)幼稚園・学校等	H27.11.24	ホームページ	生活環境課
54	空間放射線量率の測定について(第120報 平成27年11月9日実施分まで)保育園等	H27.12.9	ホームページ	生活環境課
55	空間放射線量率の測定について(第121報 平成27年11月20日実施分まで)幼稚園・学校等	H27.12.17	ホームページ	生活環境課
56	空間放射線量率の測定について(第122報 平成27年11月13日実施分まで)道路(歩道)	H28.1.25	ホームページ	生活環境課
57	空間放射線量率の測定について(第123報 平成27年12月14日実施分まで)保育園等	H28.1.26	ホームページ	生活環境課
58	空間放射線量率の測定について(第124報 平成27年12月21日実施分まで)幼稚園・学校等	H28.2.1	ホームページ	生活環境課
59	臨時職員募集	H28.2.15	広報紙	生活環境課
60	空間放射線量率の測定について(第125報 平成28年1月15日実施分まで)保育園等	H28.2.18	ホームページ	生活環境課
61	空間放射線量率の測定について(第126報 平成28年1月21日実施分まで)幼稚園・学校等	H28.2.24	ホームページ	生活環境課
62	空間放射線量率の測定について(第127報 平成28年2月8日実施分まで)保育園等	H38.3.10	ホームページ	生活環境課
63	空間放射線量率の測定について(第128報 平成28年2月19日実施分まで)幼稚園・学校等	H28.3.17	ホームページ	生活環境課
64	雨水貯留浸透施設の設置費用補助	H27.6.15	広報紙	土木河川課

6:市の予算に関する事項

番号	公表資料(情報)の名称	公表日	公表の方法	所管課等
65	財政事情	H27.5.1	広報紙,市政資料室ホームページ	財政課
66	財政事情	H27.10.30	広報紙,市政資料室ホームページ	財政課
67	平成26年度 補助金関係資料	H27.11.6	市政資料室	財政課
68	平成28年度当初予算(案)の概要説明	H28.3.23	市政資料室	議会事務局
69	平成29年度当初予算(案)の概要説明 追加資料	H28.3.23	市政資料室	議会事務局

9:市民の意識、生活実態等に関する調査結果に関する事項

番号	公表資料(情報)の名称	公表日	公表の方法	所管課等
70	2016年県勢のしおり(No.88)	H28.3.1	市政資料室	情報システム課
71	佐倉市景観審議会市民委員公募結果	H27.8.14	市政資料室,ホームページ	都市計画課
72	平成27年度佐倉市緑の現況調査報告	H28.3.16	市政資料室	公園緑地課

10:市の統計に関する資料

番号	公表資料(情報)の名称	公表日	公表の方法	所管課等
73	財政状況資料集	H27.6.3	市政資料室,ホームページ	財政課
74	2015年市勢のしおり	H27.8.17	印刷物等	情報システム課
75	統計でみる 都道府県のすがた-2016	H28.3.25	市政資料室	情報システム課
76	社会生活統計指標-都道府県の指標-2016	H28.3.31	市政資料室	情報システム課
77	日本の統計 2016	H28.3.31	市政資料室	情報システム課
78	平成26年度固定資産の価格等の概要調査	H27.7.28	市政資料室	資産税課
79	平成27年度固定資産の価格等の概要調査	H28.3.18	市政資料室	資産税課
80	町丁別人口(平成27年3月末)	H27.4.2	市政資料室,ホームページ	市民課
81	町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成27年3月末まで)町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成27年3月末まで)	H27.4.2	ホームページ	市民課
82	町丁別・年齢別登録人口集計表(外国人含む)	H27.4.9	市政資料室	市民課
83	町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成27年4月末まで)町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成27年4月末まで)	H27.5.1	ホームページ	市民課
84	町丁別人口(平成27年4月末)	H27.5.8	市政資料室,ホームページ	市民課
85	町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成27年5月末まで)町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成27年5月末まで)	H27.6.1	ホームページ	市民課
86	町丁別人口(平成27年5月末)	H27.6.2	市政資料室,ホームページ	市民課
87	町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成27年6月末まで)町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成27年6月末まで)	H27.7.2	ホームページ	市民課
88	町丁別人口(平成27年6月末)	H27.7.10	市政資料室,ホームページ	市民課
89	町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成27年7月末まで)町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成27年7月末まで)	H27.8.4	ホームページ	市民課
90	町丁別人口(平成27年7月末)	H27.8.14	市政資料室,ホームページ	市民課
91	町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成27年8月末まで)町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成27年8月末まで)	H27.9.2	ホームページ	市民課
92	町丁別人口(平成27年8月末)	H27.9.3	市政資料室,ホームページ	市民課
93	町丁別人口(平成27年9月末)	H27.10.7	市政資料室,ホームページ	市民課
94	町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成27年9月末まで)町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成27年9月末まで)	H27.10.7	ホームページ	市民課

公表情報一覧表(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

95	町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成27年10月末まで)町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成27年10月末)	H27.11.2	ホームページ	市民課
96	町丁別人口(平成27年10月末)	H27.11.4	市政資料室ホームページ	市民課
97	町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成27年11月末まで)町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成27年11月末)	H27.12.2	ホームページ	市民課
98	町丁別人口(平成27年11月末)	H27.12.4	市政資料室ホームページ	市民課
99	町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成27年12月末まで)町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成27年12月末)	H28.1.4	ホームページ	市民課
100	町丁別人口(平成27年12月末)	H28.1.8	市政資料室ホームページ	市民課
101	町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成28年1月末まで)町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成28年1月末まで)	H28.2.1	ホームページ	市民課
102	町丁別人口(平成28年1月末)	H28.2.5	市政資料室ホームページ	市民課
103	町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成28年2月末まで)町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成28年2月末まで)	H28.3.1	ホームページ	市民課
104	町丁別人口(平成28年2月末)	H28.3.1	市政資料室ホームページ	市民課
105	名木・古木・樹林・草地等保存選定一覧表	H27.4.22	市政資料室	公園緑地課
106	平成26年度佐倉市緑の現況調査報告書	H27.5.1	市政資料室	公園緑地課

11:市が行う試験、行事に関する事項

番号	公表資料(情報)の名称	公表日	公表の方法	所管課等
107	臨時職員(看護師)の募集について	H28.3.1	広報紙	健康増進課
108	おはなし会(4月)	H27.4.1	広報紙,印刷物等	白井公民館
109	おはなし会(5月)	H27.5.1	広報紙,印刷物等	白井公民館
110	おはなし会(6月)	H27.6.1	広報紙,印刷物等	白井公民館
111	親子で楽しむ絵本・わらべうた・ちびちびクラブ	H27.6.1	広報紙,印刷物等	白井公民館
112	午後の名曲コンサート	H27.5.15	広報紙,印刷物等ホームページ,その他	市民音楽ホール
113	前橋江子ヴァイオリンリサイタル	H27.5.24	広報紙,印刷物等ホームページ,その他	市民音楽ホール
114	親子でクリスマス・コンサート	H27.6.8	広報紙,印刷物等ホームページ,その他	市民音楽ホール
115	アンサンブル・ウィーン	H27.6.15	広報紙,印刷物等ホームページ,その他	市民音楽ホール
116	少年少女ハンドベル教室サマーコンサート	H27.6.20	広報紙,印刷物等,その他	市民音楽ホール
117	東おんなに京おんな	H27.7.15	広報紙,印刷物等ホームページ,その他	市民音楽ホール
118	夏休みバックステージツアー	H27.7.15	広報紙,印刷物等	市民音楽ホール
119	出演団体募集～合唱フェスティバル・リコーダーフェスティバル	H27.8.1	広報紙,印刷物等ホームページ,その他	市民音楽ホール
120	イルカほのぼのコンサート	H27.8.15	広報紙,印刷物等ホームページ,その他	市民音楽ホール
121	佐倉プラスフェスティバル参加者募集	H27.12.1	広報紙,印刷物等ホームページ,その他	市民音楽ホール
122	エマニュエル・パコとベルリン・フィルの仲間たち	H27.12.15	広報紙,印刷物等ホームページ,その他	市民音楽ホール
123	ニューイヤーコンサート2017	H28.1.1	広報紙,印刷物等ホームページ,その他	市民音楽ホール
124	田部京子ピアノリサイタル	H28.1.1	広報紙,印刷物等ホームページ,その他	市民音楽ホール
125	長谷川陽子チェロリサイタル	H28.2.15	広報紙,印刷物等ホームページ,その他	市民音楽ホール
126	ショパン「ピアノ協奏曲の世界」	H28.3.15	広報紙,印刷物等ホームページ,その他	市民音楽ホール
127	佐倉少年少女合唱教室参加者募集	H28.3.15	広報紙	市民音楽ホール
128	ミテ・ハナソウ展	H27.7.1	広報紙,印刷物等ホームページ	美術館

12:その他実施機関が必要と認める事項

番号	公表資料(情報)の名称	公表日	公表の方法	所管課等
129	市長交際費・市長ダイアリー(平成27年3月分)	H27.4.13	市政資料室ホームページ	秘書課
130	市長交際費・市長ダイアリー(平成27年4月分)	H27.5.11	市政資料室ホームページ	秘書課
131	市長交際費・市長ダイアリー(平成27年5月分)	H27.6.11	市政資料室ホームページ	秘書課
132	市長交際費・市長ダイアリー(平成27年6月分)	H27.7.13	市政資料室ホームページ	秘書課
133	市長交際費・市長ダイアリー(平成27年7月分)	H27.8.12	市政資料室ホームページ	秘書課
134	市長交際費(平成27年8月分)	H27.9.10	市政資料室ホームページ	秘書課
135	市長Diary(平成27年8月分)	H27.10.1	市政資料室ホームページ	秘書課
136	市長Diary	H27.10.1	市政資料室ホームページ	秘書課
137	市長交際費(平成27年9月分)	H27.10.14	市政資料室ホームページ	秘書課
138	市長交際費・市長Diary(平成27年10月分)	H27.11.12	市政資料室ホームページ	秘書課
139	市長交際費・市長Diary(平成27年11月分)	H27.12.11	市政資料室ホームページ	秘書課
140	市長交際費・市長Diary(平成27年12月分)	H28.1.8	市政資料室ホームページ	秘書課
141	市長交際費・市長Diary(平成28年1月分)	H28.2.15	市政資料室ホームページ	秘書課
142	市長交際費・市長ダイアリー(平成28年2月分)	H28.3.15	市政資料室ホームページ	秘書課
143	平成26年度佐倉市行政改革懇話会第1回会議資料・会議録	H27.4.9	市政資料室ホームページ	企画政策課
144	附属機関等委員公募結果(佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会)	H27.7.13	市政資料室ホームページ	企画政策課
145	平成27年度第1回佐倉市行政評価懇話会 会議録	H27.9.9	市政資料室ホームページ	企画政策課
146	佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会(第1回)会議録・資料	H27.10.28	市政資料室ホームページ	企画政策課
147	佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会(第2回)会議録・資料	H27.10.28	市政資料室ホームページ	企画政策課
148	佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会(第3回)会議録・資料	H27.10.28		企画政策課

公表情報一覧表(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

149	佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会(第4回)会議録・資料	H27.10.28	市政資料室ホームページ	企画政策課
150	佐倉市人口ビジョン・佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略	H27.10.28	市政資料室ホームページ	企画政策課
151	平成27年度第2回佐倉市行政評価懇話会 会議録	H27.11.9	市政資料室ホームページ	企画政策課
152	平成27年度第3回佐倉市行政評価懇話会 会議録	H27.11.26	市政資料室ホームページ	企画政策課
153	平成27年度第4回佐倉市行政評価懇話会 会議録	H28.1.7	市政資料室ホームページ	企画政策課
154	佐倉市教育大綱	H28.1.22	広報紙 市政資料室ホームページ	企画政策課
155	平成27年度第5回佐倉市行政評価懇話会 会議録	H28.2.15	市政資料室ホームページ	企画政策課
156	平成27年度第6回佐倉市行政評価懇話会 会議録	H28.2.15	市政資料室ホームページ	企画政策課
157	平成26年度佐倉市行政改革懇話会第7回会議資料・会議録	H28.3.4	市政資料室ホームページ	企画政策課
158	平成26年度佐倉市行政改革懇話会第8回会議資料・会議録	H28.3.4	市政資料室ホームページ	企画政策課
159	平成27年度行政評価に関する意見書	H28.3.4	市政資料室ホームページ	企画政策課
160	平成27年度第1回佐倉市行政改革懇話会 会議要録	H28.3.11	市政資料室ホームページ	企画政策課
161	平成27年度第2回佐倉市行政改革懇話会 会議要録	H28.3.11	市政資料室ホームページ	企画政策課
162	佐倉市国際文化大学 平成26年度(2014)講義録	H27.4.10	市政資料室	広報課
163	佐倉市国際文化大学平成26年度講義録別冊ゼミ自由研究、論文集	H27.4.10	市政資料室	広報課
164	【合本版】こうほう佐倉(第1204号～第1227号)	H28.2.3	市政資料室	広報課
165	平成26年度第1回市史編さん委員会 会議録	H27.4.3	市政資料室ホームページ	行政管理課
166	佐倉市史研究 第28号	H27.4.7	市政資料室印刷物等	行政管理課
167	公表情報一覧表(平成27年1月1日～平成27年3月31日)	H27.4.30	市政資料室ホームページ	行政管理課
168	平成26年度情報公開制度実施状況報告書	H27.6.2	市政資料室ホームページ	行政管理課
169	平成26年度個人情報保護制度運用状況報告書	H27.6.2	市政資料室ホームページ	行政管理課
170	平成26年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議録	H27.6.30	市政資料室ホームページ	行政管理課
171	平成27年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議録	H27.8.27	市政資料室ホームページ	行政管理課
172	平成27年度第1回佐倉市史編さん委員会 会議録	H27.10.20	市政資料室ホームページ	行政管理課
173	平成27年度第2回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議録	H27.12.14	市政資料室ホームページ	行政管理課
174	明日への統計2015	H27.6.5	市政資料室	情報システム課
175	千葉県勢要覧 平成26年版	H27.7.1	市政資料室	情報システム課
176	2015 指標で知る千葉県 ー千葉県統計指標ー	H27.7.1	市政資料室	情報システム課
177	県勢のしおり 2015(No.87)	H27.7.29	印刷物等	情報システム課
178	佐倉市人権啓発推進拠点検討委員会 平成26年度第1回会議録	H27.4.7	市政資料室	自治人権推進課
179	平成27年度第2回佐倉市市民公益活動サポートセンター運営協議会会議録	H28.3.31	市政資料室ホームページ	自治人権推進課
180	平成27年度第1回佐倉市市民公益活動サポートセンター運営協議会 会議録	H27.10.28	市政資料室ホームページ	自治人権推進課
181	附属機関等委員公募結果	H27.10.28	市政資料室ホームページ	自治人権推進課
182	佐倉市男女平等参画審議会 平成27年度第1回会議録	H28.2.16	市政資料室ホームページ	自治人権推進課
183	佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】[改訂版]進捗管理調査結果[平成26年度分]	H28.2.16	市政資料室ホームページ	自治人権推進課
184	佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】[改訂版]指標達成状況一覧[平成26年度分]	H28.2.16	市政資料室ホームページ	自治人権推進課
185	平成27年度第1回消費生活センター運営協議会	H27.7.20	市政資料室	消費生活センター
186	佐倉市地域福祉計画推進委員会議事録	H27.4.2	市政資料室ホームページ	社会福祉課
187	佐倉市福祉有償運送運営協議会会議録	H28.3.25	市政資料室ホームページ	社会福祉課
188	第4回佐倉市地域福祉計画推進委員会議事録	H27.7.10	市政資料室ホームページ	社会福祉課
189	第5回佐倉市地域福祉計画推進委員会議事録	H27.8.18	市政資料室ホームページ	社会福祉課
190	第6回佐倉市地域福祉計画推進委員会議事録	H27.10.20	市政資料室ホームページ	社会福祉課
191	第2次佐倉市地域福祉計画報告書	H27.12.9	市政資料室ホームページ	社会福祉課
192	第3次佐倉市地域福祉計画の策定に係る意見公募について	H27.12.14	市政資料室ホームページ	社会福祉課
193	第6期佐倉市高齢者福祉・介護計画	H27.4.1	ホームページ	高齢者福祉課
194	佐倉市ファミリーサポートセンター入会説明会	H27.4.1	広報紙ホームページ	子育て支援課
195	佐倉市子ども・子育て支援事業計画	H27.4.13	市政資料室	子育て支援課
196	子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(4/15号)	H27.4.15	広報紙	子育て支援課
197	子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(5/15号)	H27.5.15	広報紙	子育て支援課
198	吉見光の子育て支援センター・ノア2周年記念～音楽とカプラで遊ぼう会～	H27.6.1	広報紙	子育て支援課
199	子育て支援センター開設「ユウカリベビー」	H27.6.15	広報紙	子育て支援課
200	子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(6/15号)	H27.6.15	広報紙	子育て支援課
201	子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(2/15号)	H28.2.15	広報紙	子育て支援課
202	子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(3/15号)	H28.3.15	広報紙	子育て支援課
203	子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(7/15号)	H27.7.15	広報紙	子育て支援課
204	子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(8/15号)	H27.8.15	広報紙	子育て支援課
205	平成26年度第6回佐倉市子育て支援推進委員会 会	H27.8.21	市政資料室ホームページ	子育て支援課
206	平成27年度第1回佐倉市子育て支援推進委員会 会	H27.8.21	市政資料室ホームページ	子育て支援課
207	子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(9/15号)	H27.9.15	広報紙	子育て支援課
208	子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(10/15号)	H27.10.15	広報紙	子育て支援課
209	子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(11/15号)	H27.11.15	広報紙	子育て支援課

公表情報一覧表(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

210	子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(12/15号)	H27.12.15	広報紙	子育て支援課
211	認可保育園の開園	H28.1.1	広報紙ホームページ	子育て支援課
212	子育て支援講演会の開催について	H28.1.15	広報紙	子育て支援課
213	子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(1/15号)	H28.1.15	広報紙	子育て支援課
214	「家庭児童相談室のこあんない」パンフレット	H27.4.30	印刷物等	児童青少年課
215	「STOP子ども虐待」パンフレット	H28.1.11	印刷物等	児童青少年課
216	「人と人とのより良い関係をつくるために」パンフレット	H28.2.22	印刷物等	児童青少年課
217	平成26年度母子保健専門委員会会議要録	H27.4.16	市政資料室	健康増進課
218	保険事業のまとめ～平成26年度～	H28.3.15	広報紙ホームページ	健康増進課
219	平成27年度 佐倉市地域保健医療協議会 第2回健診専門委員会	H28.3.30	市政資料室	健康増進課
220	平成27年度 佐倉市地域保健医療協議会 第1回予防接種専門委員会会議要録	H27.9.7	市政資料室	健康増進課
221	平成27年度第1回訪問歯科専門委員会・歯科口腔保健専門委員会会議要録	H27.9.9	市政資料室	健康増進課
222	平成27年度第1回母子・成人歯科保健専門委員会会議要録	H27.10.30	市政資料室	健康増進課
223	平成27年度第2回訪問歯科専門委員会会議要録	H27.10.30	市政資料室	健康増進課
224	健やかまちづくり推進委員会附属機関等委員公募結	H27.11.16	市政資料室ホームページ	健康増進課
225	平成27年度 第1回 佐倉市地域保健医療協議会 健診専門医委員会会議要録	H27.11.19	市政資料室	健康増進課
226	平成27年度第1回佐倉市健やかまちづくり推進委員会会議要録	H27.12.18	市政資料室	健康増進課
227	平成27年度第1回佐倉市環境審議会会議要録	H27.12.25	市政資料室ホームページ	環境政策課
228	平成27年度 佐倉市廃棄物減量等推進審議会議事録及び審議会資料	H27.7.30	市政資料室	廃棄物対策課
229	平成28年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算	H28.2.19	市政資料室	廃棄物対策課
230	平成27年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算書(第2号)	H28.2.19	市政資料室	廃棄物対策課
231	平成27年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算書(第3号)	H28.3.28	市政資料室	廃棄物対策課
232	平成27年度佐倉市交通安全対策協議会議事録	H28.2.22	市政資料室ホームページ	道路維持課
233	平成27年度地価公示	H27.4.10	市政資料室その他	都市計画課
234	第25回佐倉市都市計画審議会議事録	H27.7.24	市政資料室ホームページ	都市計画課
235	平成27年度 地価公示	H27.8.4	市政資料室	都市計画課
236	第14回佐倉市地域公共交通会議議事録(会議資料)	H27.8.25	市政資料室ホームページ	都市計画課
237	平成27年度第1回佐倉市景観審議会議事録	H27.8.31	市政資料室ホームページ	都市計画課
238	平成27年度 千葉県地価調査	H27.10.2	市政資料室その他	都市計画課
239	佐倉市景観計画(案)について	H27.10.23	市政資料室ホームページその他	都市計画課
240	佐倉市都市計画審議会 附属機関等委員公募結果	H27.11.24	市政資料室ホームページ	都市計画課
241	佐倉市地域公共交通会議公募委員選考結果	H27.12.4	市政資料室ホームページ	都市計画課
242	第26回佐倉市都市計画審議会議事録	H27.12.22	市政資料室ホームページ	都市計画課
243	第1回佐倉市立地適正化計画作成懇話会議事録	H28.2.17	市政資料室ホームページ	都市計画課
244	第2回佐倉市都市計画審議会議事録	H28.3.22	市政資料室ホームページ	都市計画課
245	第2回佐倉市立地適正化計画作成懇話会議事録	H28.3.24	市政資料室ホームページ	都市計画課
246	佐倉都市計画公園の変更(8・5・1号佐倉城址公園)の素案	H27.8.17	ホームページ	公園緑地課
247	佐倉都市計画公園の変更(8・5・1号佐倉城址公園)の	H27.10.6	ホームページ	公園緑地課
248	平成26年度第6回佐倉市建築審査会会議録	H27.6.1	市政資料室	建築住宅課
249	平成27年度第1回佐倉市建築審査会会議録	H27.6.1	市政資料室	建築住宅課
250	平成26年度第5回佐倉市建築審査会会議録	H27.6.1	市政資料室	建築住宅課
251	平成27年度第2回佐倉市建築審査会	H27.7.30	市政資料室	建築住宅課
252	平成27年度第3回佐倉市建築審査会	H27.10.28	市政資料室	建築住宅課
253	平成27年度第4回佐倉市建築審査会	H27.12.16	市政資料室	建築住宅課
254	平成27年度第5回佐倉市建築審査会	H28.2.3	市政資料室	建築住宅課
255	～農村集落地域に～マイホーム新築	H27.8.1	広報紙	市街地整備課
256	豊かな自然に囲まれた我が家でのびのび子育て	H28.3.1	広報紙	市街地整備課
257	違反建築にご注意～市街地調整区域では建築制限があります～	H28.3.15	広報紙	市街地整備課
258	佐倉市指定管理者審査委員会 平成27年度第2回会議記録	H27.8.18	市政資料室ホームページ	資産管理経営室
259	佐倉市指定管理者審査委員会 平成27年度第3回会議記録	H27.12.16	市政資料室ホームページ	資産管理経営室
260	佐倉市指定管理者審査委員会 平成27年度第4回会議記録	H27.12.16	市政資料室ホームページ	資産管理経営室
261	佐倉市指定管理者審査委員会 平成27年度第5回会議記録	H27.12.16	市政資料室ホームページ	資産管理経営室
262	佐倉市指定管理者審査委員会 平成27年度第6回会議記録	H28.2.25	市政資料室ホームページ	資産管理経営室
263	平成27年度発注予定	H27.4.1	市政資料室ホームページ	契約検査室
264	平成27年度 建設工事の公表調書	H27.4.2	市政資料室ホームページ	契約検査室
265	平成27年度 建設工事以外の公表調書	H27.4.2	市政資料室ホームページ	契約検査室
266	平成27年度 建設工事以外の公表調書	H27.12.3	市政資料室ホームページ	契約検査室
267	佐倉市議会だよりNo.76(平成27年2月定例会号)	H27.4.15	市政資料室印刷物等ホームページ	議会事務局
268	議長交際費の支出状況(平成27年3月分)	H27.4.15	市政資料室ホームページ	議会事務局
269	議長交際費の支出状況(平成27年5月分)	H27.6.11	市政資料室ホームページ	議会事務局
270	請願・陳情(6月定例会分)	H27.6.15	市政資料室	議会事務局

公表情報一覧表(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

271	議長交際費の支出状況(平成27年6月分)	H27.7.9	市政資料室ホームページ	議会事務局
272	委員会会議録(平成27年2～3月・議会運営委員会)	H27.7.27	市政資料室	議会事務局
273	委員会会議録(平成27年2～3月・各常任委員会など)	H27.7.30	市政資料室	議会事務局
274	議長交際費の支出状況(平成27年7月分)	H27.8.10	市政資料室ホームページ	議会事務局
275	佐倉市議会だよりNo.77(平成27年6月定例会号)	H27.8.15	市政資料室印刷物等ホームページ	議会事務局
276	平成26年度決算審査特別委員会資料	H27.8.18	市政資料室	議会事務局
277	政務活動費収支報告書(平成26年度分)	H27.9.7	市政資料室ホームページ	議会事務局
278	議長交際費の支出状況(平成27年8月分)	H27.9.10	市政資料室ホームページ	議会事務局
279	平成26年度 決算審査特別委員会追加資料	H27.9.10	市政資料室	議会事務局
280	議長交際費の支出状況(平成27年9月分)	H27.10.14	市政資料室ホームページ	議会事務局
281	委員会会議録(平成27年5～7月・議会運営委員会、総務常任委員会、建設常任委員会)	H27.10.30	市政資料室	議会事務局
282	佐倉市議会だよりNo.78(平成27年8月定例会号)	H27.11.1	市政資料室印刷物等ホームページ	議会事務局
283	委員会会議録(平成27年5～7月・文教福祉常任委員会、経済環境常任委員会、会派代表者会議、全員協議会)	H27.11.5	市政資料室	議会事務局
284	議長交際費の支出状況(平成27年11月分)	H27.12.10	市政資料室ホームページ	議会事務局
285	委員会会議録(平成27年8～9月・議会運営委員会、文教福祉常任委員会、経済環境常任委員会、建設常任委員会、会派代表者会議、全員協議会)	H27.12.15	市政資料室	議会事務局
286	議長交際費の支出状況(平成27年12月分)	H28.1.12	市政資料室ホームページ	議会事務局
287	委員会会議録(平成27年8～9月・総務常任委員会、決算審査特別委員会)	H28.1.29	市政資料室	議会事務局
288	佐倉市議会だよりNo.79(平成27年11月定例会号)	H28.2.1	市政資料室印刷物等ホームページ	議会事務局
289	議長交際費の支出状況(平成28年1月分)	H28.2.10	市政資料室ホームページ	議会事務局
290	平成27年11月定例会 佐倉市議会会議録	H28.2.16	印刷物等ホームページ	議会事務局
291	平成27年度佐倉市議会意見交換会報告書	H28.3.30	印刷物等ホームページ	議会事務局
292	委員会会議録(平成27年10月～12月・議会運営委員会、各常任委員会など)	H28.3.31	市政資料室	議会事務局
293	住民監査請求の結果報告書(志津自然園の購入価格について)	H27.5.25	広報紙、市政資料室ホームページ、その他	監査委員事務局
294	平成27年度佐倉市監査基本計画	H27.5.25	市政資料室ホームページ	監査委員事務局
295	平成26年度佐倉市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書	H27.8.25	市政資料室ホームページ、その他	監査委員事務局
296	平成26年度佐倉市公営企業会計決算審査意見書	H27.8.25	市政資料室ホームページ、その他	監査委員事務局
297	平成26年度佐倉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書	H27.8.25	市政資料室ホームページ、その他	監査委員事務局
298	平成27年度監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表(工事監査)	H27.10.19	広報紙、市政資料室ホームページ、その他	監査委員事務局
299	平成27年度定期監査及び行政監査報告書(第1回)	H27.11.4	広報紙、市政資料室ホームページ、その他	監査委員事務局
300	平成27年度定期監査及び行政監査報告書(第2回)	H27.11.24	広報紙、市政資料室ホームページ、その他	監査委員事務局
301	平成27年度定期監査及び行政監査報告書(第3回)	H27.12.22	広報紙、市政資料室ホームページ、その他	監査委員事務局
302	平成27年度定期監査及び行政監査報告書(第4回)	H28.1.15	広報紙、市政資料室ホームページ、その他	監査委員事務局
303	平成27年度監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表(定期監査及び行政監査(第1回))	H28.1.15	広報紙、市政資料室ホームページ、その他	監査委員事務局
304	平成27年度監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表(定期監査及び行政監査(第2回))	H28.1.15	広報紙、市政資料室ホームページ、その他	監査委員事務局
305	平成27年度監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表(定期監査及び行政監査(第3回))	H28.2.12	広報紙、市政資料室ホームページ、その他	監査委員事務局
306	平成27年度定期監査及び行政監査報告書(第5回)	H28.2.12	広報紙、市政資料室ホームページ、その他	監査委員事務局
307	平成27年度監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表(定期監査及び行政監査(第4回))	H28.3.25	広報紙、市政資料室ホームページ、その他	監査委員事務局
308	平成27年度監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表(定期監査及び行政監査(第5回))	H28.3.25	広報紙、市政資料室ホームページ、その他	監査委員事務局
309	平成27年度工事監査報告書	H27.10.7	広報紙、市政資料室ホームページ、その他	監査委員事務局
310	平成27年4月12日執行 千葉県議会議員一般選挙の開票結果	H27.4.12	ホームページ	選挙管理委員会事務局
311	平成27年4月12日執行 千葉県議会議員一般選挙の投票結果	H27.4.12	ホームページ	選挙管理委員会事務局
312	平成27年度佐倉市教育施策	H27.4.1	市政資料室ホームページ	教育総務課
313	平成27年度佐倉市教育施策【ダイジェスト版】	H27.4.1	市政資料室印刷物等ホームページ	教育総務課
314	平成27年2月定例教育委員会会議録(概要)	H27.4.22	ホームページ、その他	教育総務課
315	平成27年2月定例教育委員会会議録	H27.4.22	市政資料室	教育総務課
316	平成27年3月定例教育委員会会議録(概要)	H27.5.20	ホームページ、その他	教育総務課
317	平成27年3月定例教育委員会会議録	H27.5.20	市政資料室	教育総務課
318	平成27年4月定例教育委員会会議録(概要)	H27.6.17	ホームページ、その他	教育総務課
319	平成27年4月定例教育委員会会議録	H27.6.17	市政資料室	教育総務課
320	平成27年度「佐倉の教育」	H27.7.1	市政資料室	教育総務課
321	平成27年5月定例教育委員会会議録(概要)	H27.7.15	ホームページ、その他	教育総務課
322	平成27年5月定例教育委員会会議録	H27.7.15	市政資料室	教育総務課
323	平成27年6月定例教育委員会会議録(概要)	H27.8.19	ホームページ、その他	教育総務課
324	平成27年6月定例教育委員会会議録	H27.8.19	市政資料室	教育総務課
325	平成27年7月定例教育委員会会議録(概要)	H27.9.18	ホームページ、その他	教育総務課
326	平成27年7月定例教育委員会会議録	H27.9.18	市政資料室	教育総務課
327	教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書(平成26年度対象)	H27.9.24	市政資料室ホームページ	教育総務課
328	平成27年8月定例教育委員会会議録(概要)	H27.10.21	ホームページ、その他	教育総務課
329	平成27年8月定例教育委員会会議録	H27.10.21	市政資料室	教育総務課

公表情報一覧表(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

330	平成27年9月定例教育委員会会議録	H27.11.18	市政資料室	教育総務課
331	平成27年9月定例教育委員会会議録(概要)	H27.11.18	ホームページ,その他	教育総務課
332	平成27年10月定例教育委員会会議録(概要)	H27.12.16	ホームページ,その他	教育総務課
333	平成27年10月定例教育委員会会議録	H27.12.16	市政資料室	教育総務課
334	平成27年11月定例教育委員会会議録(概要)	H28.1.20	ホームページ,その他	教育総務課
335	平成27年11月定例教育委員会会議録	H28.1.20	市政資料室	教育総務課
336	平成27年12月定例教育委員会会議録(概要)	H28.2.17	ホームページ,その他	教育総務課
337	平成27年12月定例教育委員会会議録	H28.2.17	市政資料室	教育総務課
338	平成28年1月定例教育委員会会議録	H28.3.16	市政資料室	教育総務課
339	平成28年2月定例教育委員会会議録(要録)	H28.3.16	ホームページ,その他	教育総務課
340	佐倉市教育センターだより 第38号	H28.3.11	市政資料室,ホームページ	教育センター
341	平成27年度第1回佐倉市社会教育委員会 会議録	H27.8.21	市政資料室,ホームページ	社会教育課
342	平成27年度第2回佐倉市教育委員会 会議録	H28.3.3	市政資料室,ホームページ	社会教育課
343	風媒花 第28号	H27.7.10	広報紙,市政資料室,印刷物等,ホームページ	文化課
344	平成27年度第1回史跡井野長割遺跡整備検討委員会	H27.9.8	市政資料室,ホームページ	文化課
345	平成27年度佐倉市公民館運営審議会 会議録	H27.12.17	市政資料室,ホームページ	中央公民館
346	平成27年度第一回佐倉市公民館運営審議会 会議録	H27.7.28	市政資料室,ホームページ	中央公民館
347	平成27年度第三回佐倉市公民館運営審議会 会議録	H28.3.25	市政資料室,ホームページ	中央公民館
348	平成27年度第四回佐倉市公民館運営審議会 会議録	H28.3.31	市政資料室,ホームページ	中央公民館
349	平成27年度第1回佐倉市図書館協議会 会議録	H28.3.1	市政資料室,ホームページ	佐倉図書館
350	佐倉市の図書館2015	H28.3.1	市政資料室	佐倉図書館
351	平成27年度第2回佐倉市図書館協議会 会議録	H28.3.16	市政資料室,ホームページ	佐倉図書館
352	読者の広場 さくらおぐるま 第47号	H28.2.3	市政資料室,印刷物等	佐倉南図書館
353	美術館のどうぶつたち	H27.5.18	印刷物等	美術館
354	浅井忠の図案	H27.5.18	市政資料室	美術館
355	平成27年度第1回佐倉市立美術館運営協議会 議事録	H27.11.21	市政資料室,ホームページ	美術館
356	平成27年度第2回佐倉市立美術館運営協議会 議事録	H28.3.31	市政資料室,ホームページ	美術館

1000

1000

1000

1000

1000

1000

佐 倉 市 の 個 人 情 報 保 護

平成 2 7 年 度 個 人 情 報 保 護 制 度 運 用 状 況 報 告 書

佐倉市総務部行政管理課

目 次

1	保有個人情報取扱事務の届出等について	2
	(1) 保有個人情報取扱事務の実施機関ごとの内訳	2
	(2) 保有個人情報取扱事務の届出事項	2
	(3) 保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況について.....	3
	(4) 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について.....	3
2	保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の件数並びにその処理状況.....	3
	(1) 開示請求の件数及びその処理状況	3
	(2) 訂正及び利用停止請求の件数及びその処理状況	3
3	個人情報保護委員に対する不服の申出等	3

1 保有個人情報取扱事務の届出等について

保有個人情報取扱事務総数は、638件です。(平成28年3月31日現在)

(1) 保有個人情報取扱事務の実施機関ごとの内訳

(単位：件)

実施機関の名称	部の名称等	取扱事務数
市長	企画政策部	29
	総務部	18
	税務部	20
	市民部	79
	福祉部	115
	健康こども部	85
	産業振興部	24
	環境部	34
	土木部	38
	都市部	61
	資産管理経営室	9
	契約検査室	3
	会計室	3
上下水道事業管理者		39
議会		3
監査委員		1
選挙管理委員会		11
農業委員会		10
教育委員会		55
固定資産評価委員会		1
個人情報取扱事務総数		638

(2) 保有個人情報取扱事務の届出事項

(単位：件)

内 容	説 明	取扱事務数	割 合
保有個人情報の記録項目	戸籍的事項	637	99.8%
	心身の状況	196	30.7%
	家庭状況	239	37.5%
	社会生活	411	64.4%
	思想、信条等	15	2.4%
	その他	157	24.6%
本人以外からの収集		202	31.7%
経常的な目的外利用		30	4.7%

経常的な外部提供		171	26.8%
委託の割合		118	18.5%
電子計算機処理		209	32.8%

(3) 保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況について

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る目的外利用は、11件です。

なお、経常的な目的外利用として届け出られているものを除きます。

(4) 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る外部提供は、275件です。主な外部提供先は、警察署（155件）となっており、刑事訴訟法第197条第2項による照会に基づき提供したものです。

なお、経常的な外部提供として届け出られているものを除きます。

2 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の件数並びにその処理状況

(1) 開示請求の件数及びその処理状況

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、23人の方から開示請求があり、これらの請求に対して実施機関が行った全部開示・部分開示等の処理状況は、次のとおりです。

(単位：件)

請求 件数	公文書 件数	決定区分等						
		開示：28		不開示：0				取下げ
		全部 開示	部分 開示	16条 各号	存否応 答拒否	不存在	却下	
23	29	23	5	0	0	0	0	1

(2) 訂正及び利用停止請求の件数及びその処理状況

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、訂正及び利用停止請求はありませんでした。

3 個人情報保護委員に対する不服の申出等

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、実施機関の決定に不服がある場合に行われる個人情報保護委員に対する不服の申出等は、ありませんでした。

佐 倉 市 の 個 人 情 報 保 護

平成27年度 個人情報保護制度運用状況報告書 (資料編)

佐倉市総務部行政管理課

開示請求等の処理状況（一覧）

受付 番号	公文書 番号	請求 年月日	請求 区分	請求された保有個人情報等の件名又はその内容	所管課等	決定等の内容		不開示理由等	備考	整理 番号
						年月日	内 容			
1	1	27.4.21	開示	〇〇〇〇氏の平成27年4月15日認定分に係る介護認定調査票	高齢者福祉課	27.4.27	全部開示			219
2	2	27.4.21	開示	〇〇〇〇氏の平成27年4月15日認定分に係る主治医意見書	高齢者福祉課	27.4.27	全部開示			220
3	3	27.4.28	開示	〇〇〇〇氏の平成24年4月10日・平成25年3月4日・平成25年11月6日・平成27年3月6日申請分に係る介護認定調査票及び主治医意見書及び介護認定審査会資料	高齢者福祉課	27.5.7	部分開示	2号（印影）		221
4	4	27.5.27	開示	〇〇〇〇氏の平成26年5月23日認定分に係る主治医意見書と認定調査票及び平成27年5月14日認定分に係る主治医意見書と認定調査票	高齢者福祉課	27.6.3	全部開示			222
5	5	27.6.1	開示	〇〇〇〇氏の平成26年11月27日認定分に係る認定調査票	高齢者福祉課	27.6.3	全部開示			223
6	6	27.6.3	開示	〇〇〇〇氏の平成26年8月11日認定分に係る認定調査票	高齢者福祉課	27.6.5	全部開示			224
7	7	27.6.9	開示	DV相談時の相談記録	児童青少年課	27.6.17	全部開示			225
8	8	27.6.16	開示	〇〇〇〇氏の平成26年8月7日認定分の主治医意見書	高齢者福祉課	27.6.18	全部開示			226
9	9	27.6.24	開示	〇〇〇〇氏の平成27年6月18日認定分の主治医意見書	高齢者福祉課	27.6.25	部分開示	2号（印影）		227
10	10	27.7.13	開示	〇〇〇〇氏の平成27年4月24日認定分に係る主治医意見書	高齢者福祉課	27.7.13	全部開示			228
11	11	27.7.14	開示	〇〇〇〇氏の平成27年6月18日認定分に係る介護認定調査票及び主治医意見書	高齢者福祉課	27.7.15	全部開示			229
12	12	27.7.28	開示	〇〇〇〇氏の平成23年10月28日認定分に係る主治医意見書と認定調査票及び平成25年10月18日認定分に係る主治医意見書と認定調査票	高齢者福祉課	27.7.31	全部開示			230
13	13	27.8.25	開示	〇〇〇〇氏の平成22年5月27日認定分、平成23年4月1日認定分、平成23年7月29日認定分、平成23年11月21日認定分、平成24年10月17日認定分に係る主治医意見書及び認定調査票	高齢者福祉課	27.9.8	全部開示			231
14	14	27.9.18	開示	〇〇〇〇氏の平成27年9月3日認定分に係る介護認定調査票	高齢者福祉課	27.9.18	全部開示			232
15	15	27.10.2	開示	平成27年度佐倉市職員採用試験（第1次結果）	人事課	27.10.2	全部開示			233
16	16	27.11.2	開示	〇〇〇〇氏の平成27年10月23日認定分に係る主治医意見書及び認定調査票	高齢者福祉課	27.11.11	部分開示	2号（印影）		234
17	17	27.11.4	開示	〇〇〇〇氏の平成27年10月28日認定分に係る介護認定調査票及び主治医意見書	高齢者福祉課	27.11.11	全部開示			235
18	18	28.1.14	開示	〇〇〇〇氏の介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書（27佐高第614号）、（26佐高第1589号）、（25佐高第122号）、（22佐介第1116号）、（22佐介第82号）	高齢者福祉課	28.1.15	全部開示			236
19	19	28.1.18		〇〇〇〇氏の平成27年5月21日 要介護認定に係る介護認定調査票及び主治医意見書	高齢者福祉課				2/1日取下げ	237
20	20	28.1.18	開示	〇〇〇〇氏の医療法人社団アグアヴィラ かおるペインクリニックの診療報酬明細書（医科入院外）平成27年8月、10月から11月診療分	健康保険課	28.2.1	全部開示			238
	21			〇〇〇〇氏の医療法人社団慶山会 熊切歯科医院の診療報酬明細書（歯科）平成27年8月から11月診療分						
	22			〇〇〇〇氏の小関耳鼻咽喉科医院の診療報酬明細書（医科入院外）平成27年11月診療分						
	23			〇〇〇〇氏の木更津太陽堂薬局の調剤報酬明細書 平成27年11月調剤分						
	24			〇〇〇〇氏のすずき皮膚科の診療報酬明細書（医科入院外）平成27年8月診療分						
	25			〇〇〇〇氏の株式会社 タカサ 薬局タカサ 第2畑沢店の調剤報酬明細書 平成27年8月調剤分						
	26			〇〇〇〇氏のひだまり整骨院の柔道整復施術療養費支給申請書平成27年8月から10月診療までの申請書			部分開示	2号（印影）		
21	27	28.1.25	開示	〇〇〇〇氏の平成27年度 市民税・県民税申告書	市民税課	28.1.26	全部開示			239
22	28	28.1.28	開示	〇〇〇〇氏の平成27年12月11日認定分に係る介護認定調査票	高齢者福祉課	28.2.1	全部開示			240
23	29	28.3.28	開示	〇〇〇〇氏課税台帳兼名寄帳取得に関する申請書及び委任状（平成26年11月12日分）	資産税課	28.3.30	部分開示			241

保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況について（一覧）

番号	保有個人情報取扱事務の名称	目的外利用をした保有個人情報	実施機関	目的外利用する所管課等	適用条項	目的外利用をした年月日	備考
1	生活保護法による援護措置事務	氏名、氏名カナ、性別、年齢、生年月日、住所、個人番号等	市長 (社会福祉課)	健康増進課	第5号	27.4.13	
2	原発避難者特例法に基づく特例事務	原発避難者特例法に基づく原発避難者の住所、氏名	市長 (行政管理局)	防災防犯課	第5号	27.4.28	
3	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	児童青少年課	第5号	27.7.23	
4	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	児童青少年課	第5号	27.9.3	
5	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	建築住宅課	第5号	27.9.16	
6	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	建築住宅課	第5号	27.11.16	
7	介護保険要支援・要介護認定申請事務	介護保険要支援・要介護認定情報	市長 (高齢者福祉課)	防災防犯課 社会福祉課	第1号	27.10.1	
8	土地区画整理一般事務	佐倉市との裁判経過及び現在の生活状況等	市長 (市街地整備課)	社会福祉協議会 児童青少年課 学務課	第5号	27.10.14	
9	心身障害者児手帳交付事務	心身障害者の氏名、生年月日、性別、住所等	市長 (障害福祉課)	防災防犯課 社会福祉課	第1号	27.10.1	
10	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	高齢者福祉課	第4号	27.12.28	
11	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	児童青少年課	第1号	28.2.9	

保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について（一覧）

番号	保有個人情報取扱事務 の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供 先	適用条項	外部提供を した年月日	法令等	備考
1	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.4.1	刑事訴訟法第197条第2項	
2	介護保険要支援・要介護 認定申請事務	介護認定調査票、主治医意見書、介護保 険要介護認定・要支援認定等結果通知	市長 (高齢者福祉課)	裁判所	第5号 (類型1)	27.4.3	民事訴訟法第226条	
3	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.4.6	刑事訴訟法第197条第2項	
4	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.4.1	刑事訴訟法第197条第2項	
5	街頭防犯カメラ運用に 係る事務	防犯カメラにより撮影・録画された画像	市長 (防災防犯課)	警察署	第5号 (類型1)	27.4.7	刑事訴訟法第197条第2項	
6	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.4.8	刑事訴訟法第197条第2項	
7	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.4.8	刑事訴訟法第197条第2項	
8	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.4.8	刑事訴訟法第197条第2項	
9	軽自動車税賦課調定事 務	個人の課税状況（該当車両の所有者等）	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.4.8	刑事訴訟法第197条第2項	
10	児童手当事務	配偶者からの暴力が認められる事例の児 童手当の事務処理状況の報告	市長 (児童青少年課)	千葉県	第5号 (類型5)	27.4.9		
11	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	税務署	第5号 (類型1)	27.4.7	国税徴収法146条の2	
12	軽自動車税賦課調定事 務	個人の課税状況（該当車両の所有者等）	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.4.10	刑事訴訟法第197条第2項	
13	軽自動車税賦課調定事 務	個人の課税状況（該当車両の所有者等）	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.4.10	刑事訴訟法第197条第2項	
14	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給証明書	市長 (社会福祉課)	袖ヶ浦市	第5号 (類型2)	27.4.9	地方税法第20条の11	
15	心身障害者児手帳交付 事務（心身障害者）	療育手帳申請書、療育手帳申請時の面接 記録、療育手帳	市長 (障害福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	27.4.9	刑事訴訟法第197条第2項	
16	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険資格の有無	市長 (健康保険課)	郡山市	第5号 (類型2)	27.4.10		
17	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	税関	第5号 (類型2)	27.4.16	関税法第119条第2項	
18	軽自動車税賦課調定事 務	個人の課税状況（該当車両の所有者等）	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	27.4.14	道路交通法第51条の5第2 項	
19	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	税務署	第5号 (類型1)	27.4.15	国税徴収法146条の2	
20	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.4.21	刑事訴訟法第197条第2項	
21	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険資格の有無	市長 (健康保険課)	習志野市	第5号 (類型2)	27.4.23		
22	一般廃棄物処理業の許 可業務	一般廃棄物処理業許可の有無 廃棄物処理施設の設置許可の有無	市長 (廃棄物対策課)	警察署	第5号 (類型1)	27.4.23	刑事訴訟法第197条第2項	
23	児童手当事務	配偶者からの暴力が認められる事例の児 童手当の事務処理状況の報告	市長 (児童青少年課)	千葉県	第5号 (類型5)	27.4.17		
24	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	入国管理局	第5号 (類型2)	27.4.27	出入国管理及び難民認定法第 28条第2項	
25	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.4.9	刑事訴訟法第197条第2項	
26	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	税関	第5号 (類型1)	27.4.15	関税法第119条第2項	
27	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	税関	第5号 (類型1)	27.4.15	関税法第119条第2項	

保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について（一覧）

番号	保有個人情報取扱事務 の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供 先	適用条項	外部提供を した年月日	法令等	備考
28	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.4.17	刑事訴訟法第197条第2項	
29	一般廃棄物処理業の許 可業務	一般廃棄物処理業許可の有無	市長 (廃棄物対策課)	警察署	第5号 (類型1)	27.5.7	刑事訴訟法第197条第2項	
30	国民健康保険資格得喪 事務、国民健康保険診 療報酬明細書処理事務	資格取得年月日、届出年月日、加入者及 び家族の氏名、保険証番号、保険の使用 状況、その他参考事項	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	27.4.28	刑事訴訟法第197条第2項	
31	JR佐倉駅自由通路管 理事務	JR佐倉駅自由通路エレベーター、エス カレーター機器監視用ビデオカメラ録画 画像（ビデオカメラ録画画像に関する情 報）	市長 (道路維持課)	警察署	第5号 (類型1)	27.4.23	刑事訴訟法第197条第2項	
32	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	27.5.8	刑事訴訟法第197条第2項	
33	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.5.19	刑事訴訟法第197条第2項	
34	街頭防犯カメラ運用に 係る事務	防犯カメラにより撮影・録画された画像	市長 (防災防犯課)	警察署	第5号 (類型1)	27.5.18	刑事訴訟法第197条第2項	
35	心身障害者児手帳交付 事務（心身障害者）	相談記録、ケース記録	市長 (障害福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	27.5.20	刑事訴訟法第197条第2項	
36	精神障害者保健福祉手 帳に関する窓口事務	障害者手帳の認定年月日、被認定者の住 所、氏名、生年月日、電話番号、障害等 級、障害の程度	市長 (障害福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	27.5.20	刑事訴訟法第197条第2項	
37	公金収納事務	水道使用状況等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	税務署	第5号 (類型2)	27.5.22	国税通則法第74条の2	
38	児童手当事務 児童扶養手当事務	児童手当及び児童扶養手当支給の有無並 びに支給状況	市長 (児童青少年課)	公安委員会	第5号 (類型1)	27.5.22	国税徴収法146条の2	
39	軽自動車税賦課調定事 務	個人の課税状況（該当車両の所有者等）	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.5.26	刑事訴訟法第197条第2項	
40	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給開始年月日、受給方法、受 給金額、生活保護申請書、ケース記録の 写し	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	27.5.26	刑事訴訟法第197条第2項	
41	国民健康保険診療報酬 明細書処理事務	保険の使用状況、その他参考事項	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	27.5.21	刑事訴訟法第197条第2項	
42	軽自動車税賦課調定事 務	個人の課税状況（該当車両の所有者等）	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	27.5.29	道路交通法第51条の5第2 項	
43	住民基本台帳カード交 付事務	住民基本台帳カード発行の有無、申請年 月日および交付年月日	市長 (市民課)	警察署	第5号 (類型1)	27.5.29	刑事訴訟法第197条第2項	
44	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.5.29	刑事訴訟法第197条第2項	
45	軽自動車税賦課調定事 務	個人の課税状況（該当車両の所有者等）	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.6.1	刑事訴訟法第197条第2項	
46	心身障害者児手帳交付 事務（心身障害者）	身体障害者手帳交付申請有無、病名等	市長 (障害福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	27.6.3	刑事訴訟法第197条第2項	
47	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.6.10	刑事訴訟法第197条第2項	
48	佐倉市畜犬登録事務	飼い犬の登録内容及び狂犬病予防接種の 有無	市長 (生活環境課)	警察署	第5号 (類型1)	27.6.9	刑事訴訟法第197条第2項	
49	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険資格加入の有無	市長 (健康保険課)	浜松市	第5号 (類型2)	27.6.11	国民健康保険法第113条の 2	
50	JR佐倉駅自由通路管 理事務	JR佐倉駅自由通路エレベーター、エス カレーター機器監視用ビデオカメラ録画 画像（ビデオカメラ録画画像に関する情 報）	市長 (道路維持課)	警察署	第5号 (類型1)	27.6.12	刑事訴訟法第197条第2項	
51	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	税関	第5号 (類型1)	27.4.27	関税法第119条第2項	
52	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.4.30	刑事訴訟法第197条第2項	
53	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.5.7	刑事訴訟法第197条第2項	
54	軽自動車税賦課調定事 務	個人の課税状況（該当車両の所有者等）	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.6.16	刑事訴訟法第197条第2項	

保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について（一覧）

番号	保有個人情報取扱事務 の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供 先	適用条項	外部提供を した年月日	法令等	備考
55	街頭防犯カメラ運用に 係る事務	防犯カメラにより撮影・録画された画像	市長 (防災防犯課)	警察署	第5号 (類型1)	27.6.17	刑事訴訟法第197条第2項	
56	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険資格加入の有無	市長 (健康保険課)	習志野市	第5号 (類型2)	27.6.19	国民健康保険法第113条の2	
57	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険資格加入の有無	市長 (健康保険課)	郡山市	第5号 (類型2)	27.6.19	国民健康保険法第113条の2	
58	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.6.23	刑事訴訟法第197条第2項	
59	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険資格加入の有無	市長 (健康保険課)	川口市	第5号 (類型2)	27.6.23	国民健康保険法施行令第27条の2	
60	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険資格加入の有無	市長 (健康保険課)	船橋市	第5号 (類型2)	27.6.23		
61	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険資格加入の有無	市長 (健康保険課)	北谷町	第5号 (類型2)	27.6.23	国民健康保険法第113条の2	
62	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険資格加入の有無	市長 (健康保険課)	東金市	第5号 (類型2)	27.6.25		
63	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険資格加入の有無	市長 (健康保険課)	松戸市	第5号 (類型2)	27.6.25	国民健康保険法第113条の2	
64	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.6.29	刑事訴訟法第197条第2項	
65	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護の受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	検察庁	第5号 (類型1)	27.7.1	刑事訴訟法第507条	
66	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無及び保護費給付状況 等について	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	27.7.3	刑事訴訟法第197条第2項	
67	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	27.7.3	刑事訴訟法第197条第2項	
68	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.7.8	刑事訴訟法第197条第2項	
69	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.7.8	刑事訴訟法第197条第2項	
70	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険資格加入の有無	市長 (健康保険課)	川口市	第5号 (類型2)	27.7.10		
71	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険資格加入の有無	市長 (健康保険課)	稲毛区	第5号 (類型2)	27.7.10		
72	市長選挙・市議会議員 選挙事務	平成27年4月26日執行佐倉市長選挙及び佐 倉市議会議員一般選挙に係る選挙運動費 用収支報告書	選挙管理委員会 (選挙管理委員会事務局)	警察署	第3号	27.7.15	刑事訴訟法第197条第2項	
73	国民健康保険資格得喪 事務 国民健康保険診療報酬 明細書処理事務	資格取得年月日、加入者及び家族の氏 名、保険証番号、保険の使用状況、診療 病院名、治療機関等	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	27.7.13	刑事訴訟法第197条第2項	
74	軽自動車税賦課調定事 務	個人の課税状況（該当車両の所有者等）	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	27.7.17	道路交通法第51条の5第2項	
75	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	入国管理局	第5号 (類型2)	27.7.22	出入国管理及び難民認定法第59条の2第3項	
76	児童手当事務	配偶者からの暴力が認められる事例の児 童手当の事務処理状況の報告	市長 (児童青少年課)	千葉県	第5号 (類型5)	27.7.23		
77	固定資産証明事務	固定資産の有無	市長 (資産税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.7.22	刑事訴訟法第197条第2項	
78	介護保険要支援・要介護 認定申請事務	介護認定調査票及び主治医意見書、介護 保険要介護認定・要支援認定等結果通知	市長 (高齢者福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	27.7.23	刑事訴訟法第197条第2項	
79	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.7.27	刑事訴訟法第197条第2項	
80	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無及び保護費給付状況 等について	市長 (社会福祉課)	野田市	第5号 (類型2)	27.7.28	生活保護法第29条	
81	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.7.28	刑事訴訟法第197条第2項	

保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について（一覧）

番号	保有個人情報取扱事務 の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供 先	適用条項	外部提供を した年月日	法令等	備考
82	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.6.1	刑事訴訟法第197条第2項	
83	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.6.4	刑事訴訟法第197条第2項	
84	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.6.5	刑事訴訟法第197条第2項	
85	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.7.1	刑事訴訟法第197条第2項	
86	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.7.6	刑事訴訟法第197条第2項	
87	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.7.21	刑事訴訟法第197条第2項	
88	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.7.22	刑事訴訟法第197条第2項	
89	一般廃棄物処理業の許可業務	一般廃棄物処理業の許可の有無 廃棄物の処分施設の設置許可の有無	市長 (廃棄物対策課)	警察署	第5号 (類型1)	27.7.29	刑事訴訟法第197条第2項	
90	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	検察庁	第5号 (類型1)	27.7.29	刑事訴訟法第507条	
91	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.8.3	刑事訴訟法第197条第2項	
92	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.8.4	刑事訴訟法第197条第2項	
93	児童手当事務	配偶者からの暴力が認められる事例の児 童手当の事務処理状況の報告	市長 (児童青少年課)	千葉県	第5号 (類型5)	27.7.23		
94	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給中の通院歴について	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	27.8.5	刑事訴訟法第197条第2項	
95	一般廃棄物処理業の許可業務	一般廃棄物処理業の許可の有無 廃棄物処分施設の許可の有無	市長 (廃棄物対策課)	警察署	第5号 (類型1)	27.8.10	刑事訴訟法第197条第2項	
96	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	27.8.17	刑事訴訟法第197条第2項	
97	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	千葉県	第5号 (類型2)	27.8.17	刑事訴訟法第197条第2項	
98	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.8.17	刑事訴訟法第197条第2項	
99	軽自動車税賦課調定事 務	個人の課税状況（該当車両の所有者等）	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	27.8.13	道路交通法第51条の5第2 項	
100	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給中の記録及び通院状況等に ついて	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	27.8.21	刑事訴訟法第197条第2項	
101	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険資格加入の有無	市長 (健康保険課)	日本年金機 構	第5号 (類型2)	27.8.25		
102	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険資格加入の有無	市長 (健康保険課)	八千代市	第5号 (類型2)	27.8.25		
103	臨時福祉給付金事務	臨時福祉給付金受給に係る配偶者からの 暴力を理由に避難している旨の申出書の 報告	市長 (社会福祉課)	千葉県	第2号	27.8.27		
104	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険資格加入の有無	市長 (健康保険課)	江東区	第5号 (類型2)	27.8.31	国民健康保険法第113条の 2	
105	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	入国管理局	第5号 (類型1)	27.8.31	出入国管理及び難民認定法第 59条の2第3項	
106	臨時福祉給付金事務	臨時福祉給付金受給に係る配偶者からの 暴力を理由に避難している旨の申出書の 報告	市長 (社会福祉課)	千葉県	第2号	27.8.31		
107	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護の受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	27.8.31	刑事訴訟法第197条第2項	
108	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.9.2	刑事訴訟法第197条第2項	

保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について（一覧）

番号	保有個人情報取扱事務 の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供 先	適用条項	外部提供を した年月日	法令等	備考
109	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無及び保護費給付状況 等について	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	27.9.3	刑事訴訟法第197条第2項	
110	介護保険要支援・要介護 認定申請事務	介護認定調査票及び主治医意見書の写し 介護保険要介護認定・要支援認定等結果 通知の写し	市長 (高齢者福祉課)	裁判所	第5号 (類型1)	27.9.4	民事訴訟法第226条	
111	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護の受給の有無	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	27.9.7	刑事訴訟法第197条第2項	
112	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.7.30	刑事訴訟法第197条第2項	
113	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	国税局	第5号 (類型1)	27.8.19	国税犯則取締法第1条第3項	
114	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.8.26	刑事訴訟法第197条第2項	
115	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.9.1	刑事訴訟法第197条第2項	
116	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.9.3	刑事訴訟法第197条第2項	
117	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険資格加入の有無	市長 (健康保険課)	市原市	第5号 (類型2)	27.9.8	国民健康保険法第113条の 2	
118	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.9.9	刑事訴訟法第197条第2項	
119	一般廃棄物処理業の許 可業務	一般廃棄物処理業の許可の有無、廃棄物 の処分施設の設置許可の有無	市長 (廃棄物対策課)	警察署	第5号 (類型1)	27.9.9	刑事訴訟法第197条第2項	
120	佐倉市畜犬登録事務	飼い犬の登録内容及び狂犬病予防接種の 有無	市長 (生活環境課)	警察署	第5号 (類型1)	27.6.10	刑事訴訟法第197条第2項	
121	軽自動車税賦課調定事 務	個人の課税状況（該当車両の所有者等）	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	27.9.9	道路交通法第51条の5第2 項	
122	一般廃棄物処理業の許 可業務	一般廃棄物処理業の許可の有無	市長 (廃棄物対策課)	警察署	第5号 (類型1)	27.9.15	刑事訴訟法第197条第2項	
123	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.9.15	刑事訴訟法第197条第2項	
124	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険資格加入の有無	市長 (健康保険課)	木更津市	第5号 (類型2)	27.9.17	国民健康保険法第113条の 2	
125	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険資格加入の有無	市長 (健康保険課)	八千代市	第5号 (類型2)	27.9.18	国民健康保険法第113条の 2	
126	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	国税局	第5号 (類型2)	27.9.24	国税犯則取締法 第1条第3 項	
127	国民健康保険資格得喪 事務 国民健康保険診療報酬 明細書処理事務	資格取得年月日、申請年月日、被保険者 全員の氏名、利用年月日、利用医療機関 名、所在地、電話番号、資格喪失理由	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	27.9.24	刑事訴訟法第197条第2項	
128	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無について	市長 (社会福祉課)	入国管理局	第5号 (類型2)	27.9.24	出入国管理及び難民認定法第 59条の2第3項	
129	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無について	市長 (社会福祉課)	検察庁	第5号 (類型1)	27.9.29	刑事訴訟法第507条	
130	固定資産証明事務	固定資産の有無	市長 (資産税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.9.29	刑事訴訟法第197条第2項	
131	国民健康保険資格得喪 事務 国民健康保険診療報酬 明細書処理事務	国民健康保険の加入の有無、加入期間、 利用医療機関名、所在地、電話番号、受 診時期	市長 (健康保険課)	検察庁	第5号 (類型1)	27.10.1	刑事訴訟法第197条第2項	
132	自立支援医療（精神通 院医療）事務	自立支援医療費（精神通院）支給認定申 請書、意見書等	市長 (障害福祉課)	保護観察所	第5号 (類型1)	27.10.5	心神喪失者等医療観察法第2 2条	
133	心身障害者児手帳交付 事務（心身障害者）	身体障害者手帳交付申請有無、等級等	市長 (障害福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	27.10.2	刑事訴訟法第197条第2項	
134	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護の申請及び受給の有無、並びに 受給歴がある場合の受給経過について	市長 (社会福祉課)	保護観察所	第5号 (類型1)	27.10.5	心神喪失者等医療観察法第2 2条	

保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について（一覧）

番号	保有個人情報取扱事務 の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供 先	適用条項	外部提供を した年月日	法令等	備考
135	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.9.11	刑事訴訟法第197条第2項	
136	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.9.14	刑事訴訟法第197条第2項	
137	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	国税局	第5号 (類型1)	27.9.25	国税犯則取締法 第1条第3 項	
138	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.9.29	刑事訴訟法第197条第2項	
139	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険資格加入の有無	市長 (健康保険課)	添田町	第5号 (類型2)	27.10.7	国民健康保険法第113条の 2	
140	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険資格加入の有無	市長 (健康保険課)	目黒区	第5号 (類型2)	27.10.7		
141	軽自動車税賦課調定事 務	個人の課税状況（該当車両の所有者等）	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	27.9.30	道路交通法第51条の5第2 項	
142	固定資産証明事務	固定資産の有無	市長 (資産税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.10.2	刑事訴訟法第197条第2項	
143	国民健康保険診療報酬 明細書処理事務	国民健康保険の使用状況、利用日時及び 利用した病院	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	27.10.13	刑事訴訟法第197条第2項	
144	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.10.2	刑事訴訟法第197条第2項	
145	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.10.14	刑事訴訟法第197条第2項	
146	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	国税局	第5号 (類型2)	27.10.14	国税犯則取締法第1条第3項	
147	精神障害者保健福祉手 帳に関する窓口事務	精神障害者保健福祉手帳申請時の診断書 の写し 精神障害者保健福祉手帳申請時 の申請書の写し 精神障害者保健福祉手 帳の写し	市長 (障害福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	27.10.15	刑事訴訟法第197条第2項	
148	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無について	市長 (社会福祉課)	検察庁	第5号 (類型1)	27.10.21	刑事訴訟法第507条	
149	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.10.9	刑事訴訟法第197条第2項	
150	児童手当事務 児童扶養手当事務	児童手当及び児童扶養手当支給の有無並 びに支給状況	市長 (児童青少年課)	公安委員会	第5号 (類型1)	27.10.21	国税徴収法第141条及び第 146条の2	
151	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険加入状況について	市長 (健康保険課)	習志野市	第5号 (類型2)	27.10.28	国民健康保険法第113条の 2	
152	国民健康保険資格得喪 事務 国民健康保険診療報酬 明細書処理事務	国民健康保険加入履歴と保健の使用状 況、その他参考事項	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	27.10.28	刑事訴訟法第197条第2項	
153	生活保護法に基づく援 護措置事務	滞納者の生活保護受給状況について	市長 (社会福祉課)	税務署	第5号 (類型2)	27.10.28	国税徴収法第146条の2	
154	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険加入の有無	市長 (健康保険課)	検察庁	第5号 (類型1)	27.11.4	刑事訴訟法第507条	
155	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給調査の回答及び生活保護受 給証明書の交付	市長 (社会福祉課)	鹿嶋市	第5号 (類型2)	27.10.29	地方税法第20条の11	
156	国民健康保険診療報酬 明細書処理事務	国民健康保険使用状況（過去2年）	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	27.11.4	刑事訴訟法第197条第2項	
157	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給状況について	市長 (社会福祉課)	税務署	第5号 (類型2)	27.10.9	国税徴収法第146条の2	
158	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給状況について	市長 (社会福祉課)	税務署	第5号 (類型2)	27.10.9	国税徴収法第146条の2	
159	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無	市長 (社会福祉課)	公安委員会	第5号 (類型1)	27.9.15	国税徴収法第146条の2	
160	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	富津市	第5号 (類型2)	27.10.16	地方税法第20条の11	

保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について（一覧）

番号	保有個人情報取扱事務 の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供 先	適用条項	外部提供を した年月日	法令等	備考
161	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	27.10.22	国税徴収法第146条の2	
162	軽自動車税賦課調定事務	個人の課税状況（該当車両の所有者等）	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	27.11.9	道路交通安全法第51条の5第2項	
163	市税収納管理事務	市税の滞況の有無、滞納状況及び納税状況 差押の有無	市長 (収税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.11.11	刑事訴訟法第197条第2項	
164	市税収納管理事務	市税の滞況の有無、滞納状況及び納税状況 差押の有無	市長 (収税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.11.11	刑事訴訟法第197条第2項	
165	市税収納管理事務	不動産差押の理由	市長 (収税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.11.11	刑事訴訟法第197条第2項	
166	市税収納管理事務	固定資産税の納付状況	市長 (収税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.11.11	刑事訴訟法第197条第2項	
167	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無について	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	27.11.11	刑事訴訟法第197条第2項	
168	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無について	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	27.11.11	刑事訴訟法第197条第2項	
169	国民健康保険資格喪失 事務 国民健康保険診療報酬 明細書処理事務	国民健康保険加入状況と国民健康保険被 保険者証の記号・番号	市長 (健康保険課)	千葉県	第5号 (類型2)	27.11.12		
170	固定資産証明事務	固定資産の有無	市長 (資産税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.11.12	刑事訴訟法第197条第2項	
171	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.10.26	刑事訴訟法第197条第2項	
172	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	国税局	第5号 (類型1)	27.10.30	国税犯則取締法第1条第3項	
173	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事務 固定資産照会事務	市県民税課税状況 固定資産課税状況	市長 (市民税課・資産税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.11.5	刑事訴訟法第197条第2項	
174	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調停事務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.11.10	刑事訴訟法第197条第2項	
175	国民健康保険資格喪失 事務	国民健康保険の賦課資料について	市長 (健康保険課)	浜松市	第5号 (類型2)	27.11.17	国民健康保険法第113条の2	
176	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無	市長 (社会福祉課)	公安委員会	第5号 (類型1)	27.11.16	道路交通安全法第51条の5第2項	
177	国民健康保険診療報酬 明細書処理事務	国民健康保険の使用状況	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	27.11.16	刑事訴訟法第197条第2項	
178	国民健康保険診療報酬 明細書処理事務	国民健康保険の使用状況	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	27.11.16	刑事訴訟法第197条第2項	
179	軽自動車税賦課調定事務	個人の課税状況（該当車両の所有者等）	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	27.11.25	道路交通安全法第51条の5第2項	
180	国民健康保険資格喪失 事務	国民健康保険の加入状況について	市長 (健康保険課)	江東区	第5号 (類型2)	27.11.27	国民健康保険法第113条の2	
181	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給中の記録等について	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	27.11.4	刑事訴訟法第197条第2項	
182	国民健康保険資格喪失 事務 国民健康保険診療報酬 明細書処理事務 税の収納管理に関する 事務	申込年月日、発給年月日、国民健康保険 証の記号及び番号、生計を同一にしてい る他の者が登録されていればその者の氏 名及び生年月日、前記期間の保険証使用 の有無、使用しているのであればその病 院名・傷病名・支払額・使用者、保険加 入期間の支払い状況及び支払方法	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	27.11.30	刑事訴訟法第197条第2項	
183	市税収納管理事務	不動産差押の理由及び対応状況	市長 (収税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.12.1	刑事訴訟法第197条第2項	
184	市税収納管理事務	支払状況（支払年月日、支払金額、支払 方法等） 滞納状況（滞納年月日、滞納金額、滞納 事由、差押の有無）	市長 (収税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.12.1	刑事訴訟法第197条第2項	
185	土地区画整理一般事務	佐倉市との裁判経過及び現在の生活状況 等	市長 (市街地整備課)	社会福祉協 議会	第5号 (類型5)	27.10.14		

保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について（一覧）

番号	保有個人情報取扱事務 の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供 先	適用条項	外部提供を した年月日	法令等	備考
186	国民健康保険資格得喪 事務	国民健康保険の加入状況について	市長 (健康保険課)	北区	第5号 (類型2)	27.12.2		
187	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無及び内容について	市長 (社会福祉課)	税務署	第5号 (類型1)	27.12.2	国税徴収法第146条の2	
188	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無及び内容について	市長 (社会福祉課)	税務署	第5号 (類型1)	27.12.2	国税徴収法第146条の2	
189	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	27.12.2	刑事訴訟法第197条第2項	
190	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	27.12.2	刑事訴訟法第197条第2項	
191	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無	市長 (社会福祉課)	検察庁	第5号 (類型1)	27.12.2	刑事訴訟法第507条	
192	JR佐倉駅自由通路管 理事務	JR佐倉駅南口エスカレーター機器監視 用ビデオカメラ録画画像（ビデオカメラ 録画画像に関する情報）	市長 (道路維持課)	警察署	第5号 (類型1)	27.12.4	刑事訴訟法第197条第2項	
193	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	税関	第5号 (類型2)	27.12.15	税関法第119条第2項	
194	市税収納管理事務	税金の滞納状況及び支払状況	市長 (収税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.12.16	刑事訴訟法第197条第2項	
195	国民健康保険診療報酬 明細書処理事務	診療報酬明細書の写し	市長 (健康保険課)	労働基準監 督署	第2号	27.12.14		
196	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.11.17	刑事訴訟法第197条第2項	
197	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	27.11.30	刑事訴訟法第197条第2項	
198	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	27.12.3	国税徴収法第146条の2	
199	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	税関	第5号 (類型1)	27.12.4	関税法第119条第2項	
200	軽自動車税賦課調定事 務	個人の課税状況（該当車両の所有者等）	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	27.12.7	道路交通法第51条の5第2 項	
201	軽自動車税賦課調定事 務	個人の課税状況（該当車両の所有者等）	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	27.12.16	道路交通法第51条の5第2 項	
202	軽自動車税賦課調定事 務	個人の課税状況（該当車両の所有者等）	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	27.12.22	道路交通法第51条の5第2 項	
203	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.12.24	刑事訴訟法第197条第2項	
204	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	27.12.25	刑事訴訟法第197条第2項	
205	軽自動車税賦課調定事 務	個人の課税状況（該当車両の所有者等）	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	28.1.5	刑事訴訟法第197条第2項	
206	国民健康保険資格得喪 事務	被保険者の住所及び連絡先（電話番号） 被保険者の資格の現状、喪失の場合は異 動後の保険者名	市長 (健康保険課)	千葉県	第5号 (類型2)	28.1.7		
207	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	28.1.8	刑事訴訟法第197条第2項	
208	街頭防犯カメラ運用に 係る事務	防犯カメラ（井野1386-22地先、井野 1387-1地先）により撮影・録画された画 像	市長 (防災防犯課)	警察署	第5号 (類型1)	28.1.8	刑事訴訟法第197条第2項	
209	介護保険要支援・要介護 認定申請事務	介護保険要支援・要支援認定申請書及び 介護認定調査票及び主治医意見書の写し	市長 (高齢者福祉課)	税務署	第5号 (類型2)	28.1.19	国税通則法第74条の2 国税通則法第74条の3	
210	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	27.12.22	国税徴収法第146条の2	
211	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	税関	第5号 (類型1)	27.12.22	関税法第119条第2項	
212	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	28.1.6	刑事訴訟法第197条第2項	

保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について（一覧）

番号	保有個人情報取扱事務 の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供 先	適用条項	外部提供を した年月日	法令等	備考
213	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務 法人市民税の賦課調定 事務	市県民税課税状況等・法人市民税課税状 況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	28.1.6	刑事訴訟法第197条第2項	
214	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	28.1.7	刑事訴訟法第197条第2項	
215	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	国土交通省	第5号 (類型1)	28.1.12	民事執行法第18条第3項	
216	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護の受給の有無	市長 (社会福祉課)	入国管理局	第5号 (類型1)	28.1.20	出入国管理及び難民認定法第 59条の2第3項	
217	国民健康保険資格喪失 事務	国民健康保険の加入状況	市長 (健康保険課)	日本年金機 構	第5号 (類型2)	28.1.20		
218	公金収納事務	水道使用量等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	国税局	第5号 (類型2)	28.1.20	国税犯則取締法第1条第3項	
219	固定資産証明事務	固定資産の有無	市長 (資産税課)	警察署	第5号 (類型1)	28.1.15	刑事訴訟法第197条第2項	
220	市税収納管理事務	固定資産税、都市計画税の納付状況	市長 (収税課)	国税局	第5号 (類型1)	28.1.15	国税犯則取締法第1条第3項	
221	市税収納管理事務	国民健康保険税の納付状況	市長 (収税課)	国税局	第5号 (類型1)	28.1.15	国税犯則取締法第1条第3項	
222	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	28.1.13	刑事訴訟法第197条第2項	
223	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	国税局	第5号 (類型1)	28.1.20	国税犯則取締法第1条第3項	
224	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	国税局	第5号 (類型1)	28.1.21	刑事訴訟法第197条第2項	
225	国民健康保険資格喪失 事務	国民健康保険の加入状況	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	28.1.22	刑事訴訟法第197条第2項	
226	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護法適用の有無	市長 (社会福祉課)	検察庁	第5号 (類型1)	28.1.21	刑事訴訟法第507条	
227	軽自動車税賦課調定事 務	個人の課税状況（該当車両の所有者等）	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	28.1.22	刑事訴訟法第197条第2項	
228	国民健康保険資格喪失 事務	国民健康保険の加入記録について	市長 (健康保険課)	厚生労働省	第5号 (類型2)	28.1.26	厚生年金保険法第100条の 2第1項、第2項、第5項	
229	一般廃棄物処理業の許 可業務	一般廃棄物処理業の許可の有無	市長 (廃棄物対策課)	警察署	第5号 (類型1)	28.1.27	刑事訴訟法第197条第2項	
230	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	28.1.22	刑事訴訟法第197条第2項	
231	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	28.1.28	刑事訴訟法第197条第2項	
232	国民健康保険診療報酬 明細書処理事務	国民健康保険の加入年月日と使用状況 （使用した病院、薬局及び連絡先）	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	28.1.26	刑事訴訟法第197条第2項	
233	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無及び保護費給付状況 等について	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	28.1.15	刑事訴訟法第197条第2項	
234	子育て世帯臨時特例給 付金事務	配偶者からの暴力が認められる事例の児 童手当の事務処理状況の報告	市長 (児童青少年課)	千葉県	第5号 (類型5)	28.1.29		
235	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	28.2.4	刑事訴訟法第197条第2項	
236	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	28.2.4	刑事訴訟法第197条第2項	
237	軽自動車税賦課調定事 務	個人の課税状況（該当車両の所有者等）	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	28.2.4	刑事訴訟法第197条第2項	
238	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給状況等について	市長 (社会福祉課)	保護観察所	第5号 (類型1)	28.1.26	更生保護法第30条	
239	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	28.2.9	刑事訴訟法第197条第2項	

保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について（一覧）

番号	保有個人情報取扱事務 の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供 先	適用条項	外部提供を した年月日	法令等	備考
240	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	28.2.9	刑事訴訟法第197条第2項	
241	生活保護法に基づく援 護措置事務	滞納者の生活保護受給状況について	市長 (社会福祉課)	税務署	第5号 (類型1)	27.7.29	国税徴収法第146条の2	
242	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	検察庁	第5号 (類型1)	28.2.10	刑事訴訟法第507条	
243	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無について	市長 (社会福祉課)	検察庁	第5号 (類型1)	28.2.10	刑事訴訟法第507条	
244	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無について	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	28.2.10	刑事訴訟法第197条第2項	
245	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	28.2.12	刑事訴訟法第197条第2項	
246	児童手当事務	配偶者からの暴力が認められる事例の児 童手当の事務処理状況の報告	市長 (児童青少年課)	千葉県	第5号 (類型5)	28.2.12		
247	軽自動車税賦課調定事 務	個人の課税状況（該当車両の所有者等）	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	28.2.17	刑事訴訟法第197条第2項	
248	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無について	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	28.2.18	刑事訴訟法第197条第2項	
249	国民健康保険診療報酬 明細書処理事務	診療報酬明細書の写し	市長 (健康保険課)	労働基準監 督署	第2号	28.2.22		
250	印鑑登録事務	印鑑登録証明書発行の有無 申請年月日	市長 (市民課)	警察署	第5号 (類型1)	28.2.23	刑事訴訟法第197条第2項	
251	精神障害者保健福祉手 帳に関する窓口事務	精神障害者保健福祉手帳更新申請時の診 断書、障害者手帳交付申請書、自立支援 医療費（精神通院）支給認定申請書、精 神障害者保健福祉手帳の写し、自立支援 医療受給者証（精神通院）	市長 (障害福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	28.2.22	刑事訴訟法第197条第2項	
252	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	公安委員会	第5号 (類型1)	28.2.24	国税徴収法第146条の2	
253	精神障害者保健福祉手 帳に関する窓口事務	精神障害者保健福祉手帳更新申請時の診 断書、障害者手帳交付申請書、自立支援 医療費（精神通院）支給認定申請書、精 神障害者保健福祉手帳の写し、自立支援 医療受給者証（精神通院）	市長 (障害福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	28.2.24	刑事訴訟法第197条第2項	
254	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	28.2.8	刑事訴訟法第197条第2項	
255	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	国土交通省	第2号 第5号 (類型1)	28.2.12	民事執行法第18条第3項	
256	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	28.2.14	刑事訴訟法第197条第2項	
257	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	28.2.17	刑事訴訟法第197条第2項	
258	国民健康保険資格得喪 事務 国民健康保険診療報酬 明細書処理事務 市税収納管理事務	交付年月日、レセプト請求を受けた医療 機関・薬局等の名称・所在地・医療科・ 病名等、国民健康保険の納付状況、健康 保険課に対する相談状況	市長 (健康保険課、収税課)	警察署	第5号 (類型1)	28.2.29	刑事訴訟法第197条第2項	
259	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	入国管理局	第5号 (類型2)	28.3.1	出入国管理及び難民認定法第 28条第2項	
260	印鑑登録事務	印鑑登録証明書発行の有無、印鑑登録年月 日	市長 (市民課)	警察署	第5号 (類型1)	28.3.4	刑事訴訟法第197条第2項	
261	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給証明書の交付	市長 (社会福祉課)	県税事務所	第5号 (類型2)	28.3.4	地方税法第20条の11	
262	生活保護法に基づく援 護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	28.3.9	刑事訴訟法第197条第2項	
263	軽自動車税賦課調定事 務	個人の課税状況（該当車両の所有者等）	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	28.3.3	刑事訴訟法第197条第2項	
264	国民健康保険資格得喪 事務 国民健康保険診療報酬 明細書処理事務	過去10年間の健康保険証の使用履歴	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	28.3.16	刑事訴訟法第197条第2項	

保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について（一覧）

番号	保有個人情報取扱事務 の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供 先	適用条項	外部提供を した年月日	法令等	備考
265	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況	市長 (市民税課)	税関	第5号 (類型1)	28.2.25	関税法第119条第2項	
266	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	28.2.25	刑事訴訟法第197条第2項	
267	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	28.3.16	刑事訴訟法第197条第2項	
268	軽自動車税賦課調定事 務	個人の課税状況(該当車両の所有者等)	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	28.3.18	国税徴収法第146条の2	
269	総合相談・支援事業	ケース支援記録	市長 (高齢者福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	28.3.18	刑事訴訟法第197条第2項	
270	国民健康保険税賦課事務	国民健康保険税の賦課資料について	市長 (健康保険課)	我孫子市	第5号 (類型2)	28.3.24		
271	児童手当事務 児童扶養手当事務	児童手当及び児童扶養手当支給の有無並 びに支給状況	市長 (児童青少年課)	公安委員会	第5号 (類型1)	28.3.25	国税徴収法第141条及び第14 6条の2	
272	公金収納事務	水道使用者氏名等	上下水道事業管理者 (事業管理課)	警察署	第5号 (類型1)	28.3.29	刑事訴訟法第197条第2項	
273	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	28.3.23	刑事訴訟法第197条第2項	
274	市県民税、普通徴収、 特別徴収の賦課調定事 務	市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	国税局	第5号 (類型1)	28.3.29	国税犯則取締法第1条第3項	
275	軽自動車税賦課調定事 務	個人の課税状況(該当車両の所有者等)	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	28.3.31	道路交通法第51条の5第2項	

個人情報保護制度の運用状況
(平成17年度後期～)

年度	総請求件数	総公文書件数	開示請求件数	決定内容等				訂正請求件数	決定内容等				利用停止請求件数	決定内容等				不服の申出等の件数		
				全部開示	部分開示	不開示	取下		全部訂正	部分訂正	不訂正	取下		全部利用停止	部分利用停止	利用不停止	取下	不服の申出	(勧告の件数)	(相談・苦情等の申出)
17後	25	111	25	59	29	22	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	(勧告1件)	1
18	15	27	15	21	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告1件)	10
19	13	26	13	18	5	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
20	10	13	10	9	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
21	7	14	7	11	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
22	13	24	13	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	(勧告0件)	0
23	17	30	17	21	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
24	16	30	16	12	9	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	1
25	16	16	16	13	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
26	13	21	13	12	4	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
27	22	28	22	23	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
合計	167	340	167	223	63	43	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	(勧告2件)	2

※ 総請求件数は、開示請求件数、訂正請求件数及び利用停止請求件数を合計したものです。

※ 総公文書件数は、開示請求、訂正請求及び利用停止請求それぞれの決定内容等を合計したものです。

※ 平成17年度後期については、平成17年10月1日から平成18年3月31日までです。

第7条 収集の制限

第7条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集するときは、保有個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1）法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

（2）審議会の意見を聴いた上で、保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認められるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1）法令等に定めがあるとき。

（2）本人の同意があるとき。

（3）出版、報道等により公にされているとき。

（4）人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（5）他の実施機関から収集する場合において、当該実施機関から収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

（6）所在不明、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く状態にあること等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。

（7）審議会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは保有個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な執行を困難にするおそれがあると認められるとき、その他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められるとき。

4 実施機関は、番号法第20条の規定による場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報を収集するに際しての、収集できる情報の範囲、収集の方法などについて定めたものである。

なお、特定個人情報の収集の制限については、本条第1項から第3項までの規定は適用せず、第4項に定めるものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

- 1 本項は、個人情報の収集について、事務の目的を達成するために必要な最小限の範囲内で適法かつ公正な手段により行うべきものとして、その範囲及び方法の制限を定めたものである。
- 2 「個人情報を収集する」とは、実施機関が、実施機関以外のものから個人情報を入手することをいう。文書等の提出により個人情報を得る場合に限らず、実施機関の職員が職務上口頭で個人情報を得る場合も含む。また、実施機関が収集を意図していなくとも、一方的に提出され、結果として個人情報を取得することになった場合なども含まれる。
- 3 「保有個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし」とは、実施機関において、個人情報の収集に際し、当該個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、求められた場合には、本人に明らかにできるようにしておくことをいう。
- 4 「必要な最小限の範囲内」とは、保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な最小限の個人情報の範囲をいい、過剰な収集を禁止する趣旨である。最小限の個人情報の範囲については、常に点検し、見直しを続けることが求められる。
- 5 「適法かつ公正な手段」とは、法規に反しないことはもとより、社会通念に照らしても適正かつ妥当な手段をいう。

第2項関係

- 1 本項は、思想、信条又は宗教という内心の自由と深く関わりのある個人情報及び社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない原則を定めたものである。ただし書は、その例外となる場合を定めたものである。
- 2 「思想、信条」に関する個人情報とは、個人の精神的、内面的な情報をいい、所属する政党名、人生観、座右の銘等が該当し、性格、性質、趣味等はこれには該当しないものである。
- 3 「宗教」に関する個人情報とは、信仰する宗教、宗派、宗教的な習慣等が該当するものである。
- 4 「社会的差別の原因となる個人情報」とは、社会生活において、一般に知られることにより、特定の個人又はその関係者が周囲の人々から差別意識を持たれるなど個人の尊厳・信用・名誉を損なう社会的現実がある情報及びその可能性のある情報である。

第1号関係

- 1 「法令又は条例」とは、法律、政令、省令その他の命令と条例及びこれらの委任を受けた規則をいう。
- 2 「法令等に定めがあるとき」とは、法律、政令、省令その他の命令と条例及びこれ

らの委任を受けた規則で思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集できることを明らかに定めている場合はもとより、その趣旨及び目的により収集できると解される場合を含むものである。

第2号関係

本号は、本項に定める個人情報を収集する必要がある場合には、この個人情報の特殊性から、法律、政令、省令その他の命令と条例及びこれらの委任を受けた規則に定めがある場合のほかは、審議会の意見を聴くこととしたものである。

なお、「審議会の意見を聴いた収集禁止の例外の類型」を適用するに当たっては、「類型の適用に当たり留意する事項」を参照するものとする。

《審議会の意見を聴いた収集禁止の例外の類型》

No.	類 型
1	市民等からの相談、要望、陳情、意見等の中で相談者等の意思により、収集禁止事項に係る個人情報が提供され、実施機関として当該個人情報を収集する場合
2	コンクール、試験等において作成される作文、論文等の記述内容に含まれる収集禁止事項に係る個人情報を収集する場合
3	出版、報道等により公にされた収集禁止事項に係る個人情報を出典、収集先、収集時期を明示して収集する場合
4	議員等の収集禁止事項に係る個人情報を収集する場合
5	土地、家屋等の取得に際して、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償を適正に行うため収集禁止事項に係る個人情報を収集する場合
6	海外からの研修生や来客等を受け入れるに当たり、滞在中の生活に支障を来さないよう、また、相手方の生活習慣の違いに適正に対応するため、収集禁止事項に係る個人情報を収集する場合
7	診療、疾病予防又は健康の維持等福祉の増進を図るため、収集禁止事項に係る個人情報を収集する場合
8	同和対策事業に係る事務事業を実施するため、収集禁止事項に係る個人情報を収集する場合

第3項関係

- 1 本項は、実施機関が個人情報を収集する場合は、本人から直接収集しなければならない原則を定めたものである。ただし書は、その例外となる場合を定めたものである。

- 2 「本人から収集」とは、実施機関が本人から直接収集する場合のほか、家族等本人の使用者を介する場合や、本人の所属団体等を経由する場合を含むものである。

第1号関係

- 1 本号は、本人以外のものから個人情報を収集することについて、法律、政令、省令その他の命令と条例及びこれらの委任を受けた規則に定めがある場合は、制定の際にその収集の妥当性が前提とされているものであると考えられるので、本人収集の例外としたものである。
- 2 「法令等に定めがあるとき」とは、本条第2項第1号と同義である。

第2号関係

- 1 本号は、実施機関が本人以外のものから個人情報を収集することについて、本人の同意を得て行う場合は、本人の権利利益の侵害は生じないものと考えられるため、本人収集の例外としたものである。
- 2 「本人の同意があるとき」とは、文書又は口頭による個別具体的な意思表示としての同意がある場合のほか、事務の流れその他の客観的事実から判断して、本人の同意の意思が明らかである場合を含むものである。

なお、文書による個別具体的な意思表示としての同意の取り方としては、次のようなものが考えられる。

(1) 同意欄を設けた申請書等の提出

申請書等に、あらかじめ本人以外のものからの収集についての同意欄を設け、記名等をしてもらう。

(2) 申請時等における同意書の提出

申請等の際に、本人にその趣旨を説明し、記名等をした同意書を提出してもらう。

(3) ことわり書きを記載した申請書等の提出

申請書等にあらかじめ本人以外のものから収集する旨を記載しておき、当該申請書等の記名等により同意に代える。

(4) 郵送等による同意書の提出

本人同意の必要が生じたときに、該当者にその旨を通知し、記名等をした同意書を返送してもらう。

第3号関係

- 1 本号は、収集しようとする個人情報が、出版、報道等により公にされている場合は、何人でも知り得る状態にあり、個人の権利利益を侵害するおそれも少なく、また、本人からこれを収集することが事務の効率性を欠くことから、本人収集の例外としたもの

のである。

ただし、必要に応じて、情報の出典、収集先、収集時期を明示しておくことが望ましい。

- 2 「出版」とは、図書、雑誌、機関誌、国及び地方公共団体が発行する官報、公報、報告書等を刊行することをいう。
- 3 「報道」とは、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報伝達媒体により、ニュースその他の情報を不特定多数の者に知らせることをいう。
- 4 「出版、報道等」の「等」には、公開の講演会、演説会、説明会等における講演、発表、説明や不動産登記簿の閲覧のように何人でも知ることができる制度も含まれる。
- 5 「公にされている」とは、現に公衆が知りうる状態に置かれていれば足り、現に公知の事実である必要はない。

なお、会員録、同窓会名簿など特定の範囲にのみ配付されているものは、公にされているとはいえない。

また、過去に公にされたものであっても、時の経過により、収集の時点では公にされているとはいえない場合があり得る。

第4号関係

- 1 本号は、緊急の必要があるときに本人収集を貫くことは、かえって、人の生命、健康、生活又は財産を保護することができなくなるため、本人収集の例外としたものである。
- 2 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」とは、火災、地震等の災害、事故、犯罪又は紛争から、人の生命、健康、生活又は財産を保護することをいう。
- 3 「緊急かつやむを得ない」とは、本人から個人情報収集する余裕がなく、かつ、ほかに適当な方法がない場合をいう。

第5号関係

- 1 本号は、他の実施機関から収集する場合の条件を明らかにした上で、本人収集の例外としたものである。
- 2 「他の実施機関」とは、収集する側の実施機関をいい、例えば、市長が教育委員会から収集する場合の教育委員会がこれに該当する。

第6号関係

本号は、本人が所在不明、音信不通、行方不明又は精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く者、乳幼児等であるため、事実上本人から収集することが困難である場合に、本人収集の例外としたものである。

第7号関係

- 1 本号は、前各号に該当しない場合で、第三者機関である審議会の意見を聴いた上で、実施機関が本人以外から収集することに相当の理由があると判断したときは、本人収集の例外としたものである。
- 2 「性質上」とは、表彰、叙勲等の候補者の選定事務のように表彰等の決定前に本人から収集したのでは事務事業に支障が生じたり、円滑な事務遂行が困難になるなど本人から収集することになじまない性質を有することをいう。
- 3 「相当の理由がある」とは、本人以外から収集することについて、合理的な必要性及び正当性がある場合をいう。（例；本人収集を貫くことにより、本人に不必要な負担を強いることになる場合など）
- 4 「審議会の意見を聴いた本人収集の例外の類型」を適用するに当たっては、「類型の適用に当たり留意する事項」を参照するものとする。

《審議会の意見を聴いた本人収集の例外の類型》

No.	類 型
1	栄典、表彰等の選考を行うため、候補者に係る個人情報を本人以外のものから収集する場合
2	法人等又は事業を営む個人に対して指導し、又は補助金の交付等を行うに当たり、当該法人等の職員等及び当該法人等が設置し、又は管理し、若しくは運営する施設の利用者等に関する個人情報を当該法人等から収集する場合
3	委員、講師、指導者、助言者等を選任するため、候補者に係る個人情報を当該候補者の所属する団体等から収集する場合
4	市民等からの相談、要望、陳情、意見等により提供される情報の中に当該市民等以外の者に係る個人情報が含まれている場合
5	国又は他の地方公共団体その他のものから送付された通知、報告又は資料の中に名簿等の個人情報が含まれている場合
6	争訟、評価、判断、選考、指導等に係る事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められる場合
7	診療、疾病予防又は健康の維持等福祉の増進を図るため、本人の家族等本人以外のものから本人に関する個人情報を収集する場合
8	法令等に定める欠格事由、資格要件、基準等の確認のため、個人情報を国、他の地方公共団体から収集する必要がある場合

第4項関係

- 1 本項は、特定個人情報の収集については、番号法第20条の規定が直接適用されるものであるが、そのことを確認的に規定したものである。
- 2 特定個人情報は、番号法第19条各号に該当する場合を除き、収集は禁止されている。

【運用上の留意点】

- 1 事務を執行するに当たって個人情報を収集する場合には、その個人情報が本当に必要かどうかを常に考える姿勢が求められることになる。例えば、次の例に示すように個人情報を収集するときは、慎重に行う必要がある。
 - (1) 施設の利用申込書、申込みはがきなどに年齢、性別、職業などを記載させるのは、それが利用の可否や料金等を決定するための要件や特に必要のある場合に限るものとする。
 - (2) 講演会の参加者、審議会等の会議の傍聴人に住所、氏名等を記載させる場合は、その使用目的を明らかにして収集する。単に「参考のため」や「念のため」に収集することは行わない。
- 2 特定個人情報の収集については、番号法により厳しく制限されていることから、収集の可否について法令に照らし特に慎重に判断する必要がある。
- 3 本条の規定に違反して収集しているときは、第34条の規定により利用停止請求の対象となる。